

女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料	
資料番号	02-他-F-19-0009_改3
提出年月日	2021年4月20日

地下水位低下設備に係る設置変更許可申請書の記載内容との比較表

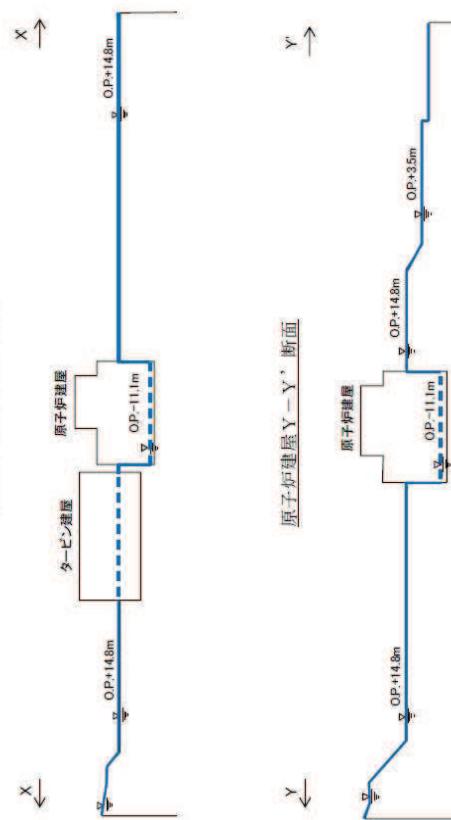
2021年4月

東北電力株式会社

本文の記載内容	設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>五. 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>□ 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(1) 耐震構造</p> <p>(i) 設計基準対象施設の耐震設計</p> <p>g. 設計基準対象施設は、防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水平低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</p> <p>(ii) 重大事故等対処施設の耐震設計</p> <p>i. 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設は、防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水平低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</p>	<p>2 耐震設計の基本方針</p> <p>2.1 基本方針</p>	<p>(10) 設計基準対象施設及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の設計においては、防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水平低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</p>	<p>VI-2-1-1 耐震設計の基本方針</p> <p>・記載表現の相違（実質的な相違なし）</p>

赤字 : 詳細設計を踏まえ具体化した事項
緑字 : 記載表現の相違(実質的な相違なし)

添付書類六の記載内容	設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>3. 地盤</p> <p>3.6 原子炉施設設置位置付近の地盤安定性評価</p> <p>3.6.1 基礎地盤の安定性評価</p> <p>3.6.1.1 地震力に対する基礎地盤の安定性評価</p> <p>3.6.1.3 評価条件</p> <p>(5) 地下水位</p> <p>原子炉建屋の解析用地下水位は、建屋の設計水位を参照の上、基礎版中央に設定し、原子炉建屋以外（周辺地盤を含む。）は地表面に設定した。代表として原子炉建屋の解析用地下水位を第3.6.1-9図に示す。なお、地盤安定性評価は全応力解析を行っていることから建屋の地下水位は評価に影響しない。</p>	<p>(参考) 設置変更許可申請書における記載)</p> <p>3.6.1.1 地震力に対する基礎地盤の安定性評価</p> <p>3.6.1.4 評価結果</p> <p>(1) 基礎地盤のすべり (略)</p> <p>(2) 基礎地盤の支持力 (略)</p> <p>(3) 基礎底面の傾斜 (略)</p>	<p>設置変更許可申請書における記載)</p> <p>3.6.1.1 地震力に対する基礎地盤の安定性評価</p> <p>3.6.1.4 評価結果</p> <p>(1) 基礎地盤のすべり (略)</p> <p>(2) 基礎地盤の支持力 (略)</p> <p>(3) 基礎底面の傾斜 (略)</p>	<p>基礎地盤の安定性評価結果についてには設置変更許可段階で提示済みであるため、工事計画認可への反映事項なし</p>



※：原子炉建屋は基礎版中央とし、タービン建屋は地表面に設定。

第3.6.1-9図 解析用地下水位（原子炉建屋）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
3.6.1.2 周辺地盤の変状による重要施設への影響評価	<p>2 耐震設計の基本方針</p> <p>2.1 基本方針</p> <p>(10) 設計基準対象施設及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の設計においては、防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され、地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位以下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</p> <p>(11) 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故等対処施設(設計基準拡張)（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設は、液状化、搖り込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p>	<p>VI-2-1-1 耐震設計の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載表現の相違 (設置名の記載を工事計画認可段階では明確にしており、実質的な相違はない。)
3.6.1.2 周辺地盤の変状による重要施設への影響評価	<p>3. 地盤の解析用物性値</p> <p>3.2 設置変更許可申請書に記載されていない解析用物性値</p> <p>3.2.1 有効応力解析に用いる解析用物性値</p> <p>建物・構築物及び土木構造物の評価においては、地下水位低下設備を考慮の上設定した地下水位及び液状化検討対象層の分布状況を踏まえて、液状化影響の検討の必要性を判断する。液状化影響の検討の結果、有効応力解析が保守的な結果となると判断された場合において、有効応力解析を実施する。</p> <p>地盤の液状化強度特性は、代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮し、敷地全体の液状化強度試験から得られる液状化強度特性を保守的に下限値とする。</p>	<p>VI-2-1-3 地盤の支持性能に係る基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載表現の相違 (設置変更許可段階で示した事項(設置変更許可段階で示した方針に基づき、詳細設計に用いる物性値を具体化)

添付書類八の記載内容	設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>1. 安全設計</p> <p>1.4 耐震設計</p> <p>1.4.1 設計基準対象施設の耐震設計</p> <p>1.4.1.1 設計基準対象施設の耐震設計の基本方針</p> <p>(2) 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じて、S クラス、B クラス又は C クラスに分類（以下「耐震重要度分類」という。）し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。</p> <p>(10) 設計基準対象施設及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の設計においては、防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</p> <p>(11) 設計基準対象施設の設計においては、防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</p> <p>(12) 耐震重要施設は、液状化、搖り込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p>	<p>2 耐震設計の基本方針</p> <p>2.1 基本方針</p> <p>(2) 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じて、S クラス、B クラス又は C クラスに分類（以下「耐震重要度分類」という。）し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。</p> <p>(10) 設計基準対象施設及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の設計においては、防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</p> <p>(11) 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設は、液状化、搖り込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p>	<p>VI-2-1-1 耐震設計の基本方針</p>	<p>VI-2-1-1 耐震設計の基本方針</p>

設置変更許可

1.4.1.2 耐震重要度分類

(3) C クラスの施設

S クラスに属する施設及びB クラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設である。
上記に基づく耐震重要度分類を第 1.4.1-1 表に示す。

第 1.4.1-1 表 耐震重要度分類表 (6/6)

耐震重要度分類 合 成	構造物分類	主要設備 (注 1)		基準設備 (注 2)		重要支障機物 (注 3)		重要支障機物 (注 4)		被災箇所 合 成	被災箇所 合 成	被災箇所 合 成	被災箇所 合 成
		通常機器	耐震機器	通常機器	耐震機器	耐震機器	耐震機器	耐震機器	耐震機器				
C クラス	（1）原子炉の運転度 度を判断するための 制御装置等	・原子炉再起動装置 ・制御装置	C	—	—	・機器・装置、電気 計装設備等の文件 備考欄	C	（1）原子炉の運転度 度を判断するための 制御装置等	・原子炉再起動装置 ・制御装置	C	—	—	（1）原子炉の運転度 度を判断するための 制御装置等
C クラス	（2）原子炉の運転度 度を判断するための 制御装置等	・原子炉再起動装置 ・制御装置	C	—	—	・機器・装置、電気 計装設備等の文件 備考欄	C	（1）原子炉の運転度 度を判断するための 制御装置等	・原子炉再起動装置 ・制御装置	C	—	—	（1）原子炉の運転度 度を判断するための 制御装置等
C クラス	（3）放射性物質内 蔵しているり、又 はこにはC クラス に属する施設を 構成する構造物 及び機器	・放射性物質内 蔵しているり、又 はこにはC クラス に属する施設を 構成する構造物 及び機器	C	—	—	・機器・装置、電気 計装設備等の文件 備考欄	C	（1）放射性物質内 蔵しているり、又 はこにはC クラス に属する施設を 構成する構造物 及び機器	・放射性物質内 蔵しているり、又 はこにはC クラス に属する施設を 構成する構造物 及び機器	C	—	—	（1）放射性物質内 蔵しているり、又 はこにはC クラス に属する施設を 構成する構造物 及び機器
C クラス	（4）化学装置等に對 する緊急措置等	・緊急措置等 の設備	C	—	—	・機器・装置、電 気計装設備等の文 件備考欄	C	（1）放射性物質内 蔵しているり、又 はこにはC クラス に属する施設を 構成する構造物 及び機器	・放射性物質内 蔵しているり、又 はこにはC クラス に属する施設を 構成する構造物 及び機器	C	—	—	（1）放射性物質内 蔵しているり、又 はこにはC クラス に属する施設を 構成する構造物 及び機器
C クラス	（5）建物・構築物 等	・建物・構築物 等	C	—	—	・機器・装置、電 気計装設備等の文 件備考欄	C	（1）放射性物質内 蔵しているり、又 はこにはC クラス に属する施設を 構成する構造物 及び機器	・放射性物質内 蔵しているり、又 はこにはC クラス に属する施設を 構成する構造物 及び機器	C	—	—	（1）放射性物質内 蔵しているり、又 はこにはC クラス に属する施設を 構成する構造物 及び機器
C クラス	（6）土木構造等に對 する緊急措置等	・土木構造等 の設備	C	—	—	・機器・装置、電 気計装設備等の文 件備考欄	C	（1）放射性物質内 蔵しているり、又 はこにはC クラス に属する施設を 構成する構造物 及び機器	・放射性物質内 蔵しているり、又 はこにはC クラス に属する施設を 構成する構造物 及び機器	C	—	—	（1）放射性物質内 蔵しているり、又 はこにはC クラス に属する施設を 構成する構造物 及び機器
C クラス	（7）建物・構築物 等	・建物・構築物 等	C	—	—	・機器・装置、電 気計装設備等の文 件備考欄	C	（1）放射性物質内 蔵しているり、又 はこにはC クラス に属する施設を 構成する構造物 及び機器	・放射性物質内 蔵しているり、又 はこにはC クラス に属する施設を 構成する構造物 及び機器	C	—	—	（1）放射性物質内 蔵しているり、又 はこにはC クラス に属する施設を 構成する構造物 及び機器
C クラス	（8）建物・構築物 等	・建物・構築物 等	C	—	—	・機器・装置、電 気計装設備等の文 件備考欄	C	（1）放射性物質内 蔵しているり、又 はこにはC クラス に属する施設を 構成する構造物 及び機器	・放射性物質内 蔵しているり、又 はこにはC クラス に属する施設を 構成する構造物 及び機器	C	—	—	（1）放射性物質内 蔵しているり、又 はこにはC クラス に属する施設を 構成する構造物 及び機器
C クラス	（9）建物・構築物 等	・建物・構築物 等	C	—	—	・機器・装置、電 気計装設備等の文 件備考欄	C	（1）放射性物質内 蔵しているり、又 はこにはC クラス に属する施設を 構成する構造物 及び機器	・放射性物質内 蔵しているり、又 はこにはC クラス に属する施設を 構成する構造物 及び機器	C	—	—	（1）放射性物質内 蔵しているり、又 はこにはC クラス に属する施設を 構成する構造物 及び機器
C クラス	（10）建物・構築物 等	・建物・構築物 等	C	—	—	・機器・装置、電 気計装設備等の文 件備考欄	C	（1）放射性物質内 蔵しているり、又 はこにはC クラス に属する施設を 構成する構造物 及び機器	・放射性物質内 蔵しているり、又 はこにはC クラス に属する施設を 構成する構造物 及び機器	C	—	—	（1）放射性物質内 蔵しているり、又 はこにはC クラス に属する施設を 構成する構造物 及び機器

（注 1-1） C クラスではあるが、基準地震動 S s に対し機能維持することを確認する。

（注 1-2） C クラスではあるが、基準地震動 S s に対し機能維持することを確認する。

1.4.1.3 地震力の算定方法

（2）動的地震力

b. 地震応答解析

（a）動的解析法

1. 建物・構築物

建物・構築物の動的解析において、地震時ににおける地盤の有効応力の変化に伴う影響を考慮する場合には、有効応力解析等を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。

VI-2-1-3 地盤の支持性能に
係る基本方針

・記載表現の相違

（設置変更許可段階で示した方針をより詳細に記述したものであり、実質的な相違はない。）

・詳細設計を踏まえ具体化した事項
（設置変更許可段階で示した方針に基づき、詳細設計に用いる物理値を具体化）

工事計画認可													
2. 設計基準対象施設の耐震重要度分類													VI-2-1-4 耐震重要度分類及び 重大事故等対応施設区分の基本方 針
2.1 耐震設計上の重要度分類													（3） C クラスの施設
S クラスに属する施設及びB クラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設													・記載表現の相違 (実質的な相違なし)
表 2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類表 (6/6)													
表 2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類表 (6/6)													
2. 設計基準対象施設の耐震重要度分類													
2.1 耐震設計上の重要度分類													
(3) C クラスの施設													
S クラスに属する施設及びB クラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設													
・記載表現の相違 (実質的な相違なし)													

設置変更許可		工事計画認可	VI-2-1-1 耐震設計の基本方針
1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計	2 耐震設計の基本方針	2.1 基本方針	<p>（10）常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故等対処施設について、は常設重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）又は常設重大事故緩和設備、常設重大事故等対処施設の設計においては、防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</p> <p>（11）耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故等対処施設（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設は、液状化、搖すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>（12）常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故等対処施設について、は常設重大事故等対処施設（設計基準拡張）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の設計においては、防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</p> <p>（13）常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故等対処施設（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設について、は、液状化、搖すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p>
1.4.2.1 重大事故等対処施設の耐震設計	4. 設計用地震力	4.1 地震力の算定法	<p>（2）動的地震力</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故等対処施設（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設について、「1.4.1.3 地震力の算定方法」の「(2)動的地震力」に示す入力地震動を用いた地震応答解析による地震力を適用する。</p>
1.4.2.2 設置変更許可	VI-2-1-1 耐震設計の基本方針	VI-2-1-1 耐震設計の基本方針	<p>（2）動的地震力</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故等対処施設（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設について、は、基準地震動Sgによる地震力を適用する。</p>
赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項 緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）			

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>1.10 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針 1.10.3 発電用原子炉設置変更許可申請（平成 25 年 12 月 27 日申請）に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則への適合</p> <p>第四条（地震による損傷の防止） 適合のための設計方針 第 1 項について</p> <p>設計基準対象施設の設計においては、防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</p> <p>第 3 項について</p> <p>耐震重要施設は、液状化、搖り込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p>	<p>2 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針</p> <p>(10) 設計基準対象施設及び常設防護設備（設計基準拡張）又は常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の設計においては、防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</p> <p>(11) 耐震重要施設及び常設防護設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設は、液状化、搖り込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p>	<p>VI-2-1-1 耐震設計の基本方針</p>

第39条（地震による損傷の防止） 適合のための設計方針 第1項について	設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>II. 設計方針</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）又は常設重大事故等対処施設に_ては、防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設に_ては、液状化、搖すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、その安全機能が損なわれるおそれがないよう_てに設計する。</p>	<p>2 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針</p> <p>(10) 設計基準対象施設及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の設計においては、防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</p> <p>(11) 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設は、液状化、搖すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、その安全機能が損なわれるおそれがないよう_てに設計する。</p>	<p>VI-2-1-1 耐震設計の基本方針</p> <p>・記載表現の相違（実質的な相違なし）</p>	

資料番号他	工事計画認可	設置変更許可	操作性及び試験・検査性
第四十三条（重大事故等対処設備適合のための設計方針）	5.1.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保	<p>(d) 発電所内の屋外道路及び屋内通路の確保（第3項 第六号）</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の設計とする。</p> <p>屋外及び屋内において、アクセスルートは、自然現象、人為現象、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>屋外及び屋内における人為現象に対する影響を与えるおそれがある自然現象として、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。</p> <p>屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートに対する人為現象について、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として選定する飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対しても、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。</p>	<p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の設計とする。</p> <p>屋外及び屋内において、アクセスルートは、自然現象、人為現象、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>屋外及び屋内における人為現象に対する影響を与えるおそれがある自然現象として、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。</p> <p>屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートに対する人為現象について、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として選定する飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対しても、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。</p>

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.15 地下水位低下設備</p> <p>10.15.1 概要</p> <p>地下水位低下設備は、防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、発電用原子炉施設周辺の地下水位を一定の範囲に保持するためのものである。</p>	<p>2. 地下水位低下設備の目的</p> <p>設計基準対象施設及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対応施設の設計においては、地下水により施設に作用する揚圧力及び液状化の影響について考慮している。防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され、敷地内の地下水位が上昇することで揚圧力及び液状化の影響が増大し、当該施設の機能が損なわぬよう、地下水位を一定の範囲に保持するため、地下水位低下設備を設置する。</p> <p>4.1 地下水位低下設備の概要</p> <p>地下水位低下設備は 0.P.+14.8m 盤の発電用原子炉施設周辺に設置する。</p> <p>・詳細設計を踏まえ具体化した事項 (各揚水井戸の場所等を具体化)</p>	<p>VI-2-1-1-別添 1 地下水位低下設備の設計方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載表現の相違（施設名を工事計画認可段階では明確にしており、実質的な相違はない。） <p>図 4-1 地下水位低下設備の構成</p>

資料番号他	VI-2-1-1-別添 1 地下水位低下設備の設 計方針	工事計画認可	設置変更許可	工事計画認可
			3. 地下水位低下設備の設計方針	3.1 耐震重要度分類上の位置付け
(1) 地下水位低下設備は、基準地震動 S _s に対して機能維持する設計とする。	耐震重要度分類にについては、その重要度に応じたクラス分類 (S, B, C), また、それらに該当する施設が示されており、地下水位低下設備は、S クラス設備及び B クラス設備のいずれにも該当しないため、C クラスに分類できる。 また、地下水位低下設備により地下水位を一定の範囲に保持する必要のある対象施設が、「S クラス施設の間接支持構造物」及び「常設耐震重要重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備の間接支持構造物」である原子炉建屋等のため、地下水位低下設備は基準地震動 S _s に対し機能維持することを考慮する。 以上を踏まえ、地下水位低下設備の耐震重要度分類については、C クラスに分類し、基準地震動 S _s に対して機能維持させる設計とする。	耐震重要度分類にについては、その重要度に応じたクラス分類 (S, B, C), また、それらに該当する施設が示されており、地下水位低下設備は、S クラス設備及び B クラス設備のいずれにも該当しないため、C クラスに分類できる。 また、地下水位低下設備により地下水位を一定の範囲に保持する必要のある対象施設が、「S クラス施設の間接支持構造物」及び「常設耐震重要重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備の間接支持構造物」である原子炉建屋等のため、地下水位低下設備は基準地震動 S _s に対し機能維持することを考慮する。 以上を踏まえ、地下水位低下設備の耐震重要度分類については、C クラスに分類し、基準地震動 S _s に対して機能維持させる設計とする。	3.2 信頼性向上の方針	耐震重要度分類にについては、その重要度に応じたクラス分類 (S, B, C), また、それらに該当する施設が示されており、地下水位低下設備は、S クラス設備及び B クラス設備のいずれにも該当しないため、C クラスに分類できる。 また、地下水位低下設備により地下水位を一定の範囲に保持する必要のある対象施設が、「S クラス施設の間接支持構造物」及び「常設耐震重要重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備の間接支持構造物」である原子炉建屋等のため、地下水位低下設備は基準地震動 S _s に対し機能維持することを考慮する。
(2) 地下水位低下設備は、設置許可基準規則第十二条第2項に基づく設計とする。	(2) 地下水位低下設備の目的、機能及び要求期間を踏まえ、重要安全施設への影響に鑑み、地下水位低下設備は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第14条第1項に基づき、原子炉建屋・制御建屋エリア及び第3号機海水熱交換器建屋エリアにそれぞれ2戸ずつ揚水井戸を設置することで多重性及び独立性を備える設計とする。	(2) 地下水位低下設備の目的、機能及び要求期間を踏まえ、重要安全施設への影響に鑑み、地下水位低下設備は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第14条第1項に基づき、原子炉建屋・制御建屋エリア及び第3号機海水熱交換器建屋エリアにそれぞれ2戸ずつ揚水井戸を設置することで多重性及び独立性を備える設計とする。	4. 機能設計方針及び設計仕様	4.2 各機能の設計方針及び設計仕様
(3) 地下水位低下設備は、全交流動力電源喪失に配慮し、常設代替交流電源設備からの電源供給が可能な設計とする。	(3) 地下水位低下設備は、全交流動力電源喪失に配慮し、常設代替交流電源設備からの電源供給が可能な設計とする。	(3) 地下水位低下設備は、全交流動力電源喪失に配慮し、常設代替交流電源設備からの電源供給が可能な設計とする。	4.2.5 電源機能	4.2.5 電源機能
			(1) 設計方針	(1) 設計方針
			電源盤は、外部電源喪失が発生した場合に非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機から電力を供給できる設計とする。	電源盤は、揚水ポンプが地下水を排水するためには必要な電力を供給できる機能を有する設計とし、設備は電源（非常用ディーゼル発電機）、電源盤及び電路で構成する。
			電源盤は A 及び B の 2 面で構成し、電源盤 A は非常用低圧母線 C 系から、電源盤 B は非常用低圧母線 D 系から受電し、電源盤 A からは No. 2 及び No. 3 の揚水井戸へ、電源盤 B からは No. 1 及び No. 4 の揚水井戸へ給電する設計とする。	電源盤は A 及び B の 2 面で構成し、電源盤 A は非常用低圧母線 C 系から、電源盤 B は非常用低圧母線 D 系から受電し、電源盤 A からは No. 2 及び No. 3 の揚水井戸へ、電源盤 B からは No. 1 及び No. 4 の揚水井戸へ給電する設計とする。
			また、全交流動力電源喪失となつた場合にも電力の供給が可能のように、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機から電力を供給できる設計とする。	また、全交流動力電源喪失となつた場合にも電力の供給が可能のように、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機から電力を供給できる設計とする。

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他	
	3. 地下水位低下設備の設計方針 3.2 信頼性向上の方針	VI-2-1-1-別添 1 地下水位低下設備の設計方針	
(4) 地下水位低下設備は、外部事象へ配慮した設計とする。	また、原子力発電所の供用期間の全ての状態において考慮する必要のある、外部事象による機能喪失要因に対し、地下水位低下設備が機能維持するために必要な対策を設計に反映する。	・記載表現の相違 (外部事象等による機能喪失要因に対し、機能維持するために必要な対策を設計に反映するため、実質的な相違はない。)	
10.15.3 主要設備	4. 機能設計方針及び設計仕様 4.1 地下水位低下設備の概要	地下水位低下設備は、原子炉建屋・制御建屋エリア及び第3号機海水熱交器建屋エリアにそれぞれ2基設置した揚水井戸に対し、集水機能としてドレーン及び接続桟、支持・閉塞防止機能として揚水井戸及び蓋、排水機能として揚水泵ポンプ及び配管、監視・制御機能として水位計及び制御盤、電源機能として電源（非常用ディーゼル発電機）、電源盤及び電路を設置することにより構成し、揚水井戸ごとに必要な機能及び機器を「1系統」と位置付け、1系統で各エリア内の地下水位を一定の範囲に保持できる設計とする。	地下水位低下設備は、原子炉建屋・制御建屋エリア及び第3号機海水熱交器建屋エリアにそれぞれ2基設置した揚水井戸に対し、集水機能としてドレーン及び接続桟、支持・閉塞防止機能として揚水井戸及び蓋、排水機能として揚水泵ポンプ及び配管、監視・制御機能として水位計及び制御盤、電源機能として電源（非常用ディーゼル発電機）、電源盤及び電路を設置することにより構成し、揚水井戸ごとに必要な機能及び機器を「1系統」と位置付け、1系統で各エリア内の地下水位を一定の範囲に保持できる設計とした。 ・詳細設計を踏まえ具体化した事項 (地下水位低下設備の設置工リア、各機能の構成機器及び1系統の位置付けを具体化)
10.15.4 手順等	7.1 運用管理の方針	地下水位低下設備は、保安規定においてLCOを満足していない場合に要求される措置及び要求される措置の完了時間（以下「AOT」という。）を設定する。 工事計画認可段階における詳細設計で信頼性向上を図っているが、地下水位を一定の範囲に保持できない場合には原子炉を停止するとともに、設計用揚圧力に到達する前に排水措置を完了できるようにLCOを設定する。 また、地下水位低下設備の復旧措置に的確かつ柔軟に対処できるように、復旧措置に係る資機材の配備、手順書及び体制の整備並びに教育訓練の実施方針を自然災害発生時等の体制の整備及び体制の整備として保安規定に定めた上で、具体的な実施要領を社内規定に定める。	地下水位低下設備は、保安規定においてLCOを満足していない場合に要求される措置及び要求される措置の完了時間（以下「AOT」という。）を設定する。 （実質的な相違なし）

赤字 : 詳細設計を踏まえ具体化した事項
緑字 : 記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
添付書類十の記載内容	6. 地下水位低下設備の復旧措置に必要な資機材の検討 6.1 復旧措置に係る基本方針	VI-2-1-1-別添 1 地下水位低下設備の設計方針
5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するためには技術的能力 5.1.2 復旧作業に係る事項 (1) 予備品等の確保 地下水位低下設備が機能喪失した場合に復旧作業等を行うため、必要な資機材として、可搬型設備及び予備品を確保する。 (2) 保管場所 地下水位低下設備の可搬型設備及び予備品は外部事象の影響を受けない場所に保管する。	地下水位低下設備は、地震時及び地震後を含む、原子力発電所の供用期間の全ての状態において機能維持が可能な設計としたものの、それでもなお、機能喪失が発生した場合を想定し、復旧措置に必要な資機材を確保する。 復旧措置に必要な資機材については外部事象の影響を受けないように保管する。	・記載表現の相違 （機能喪失を考慮し、必要な資機材を確保する方針に変更はない。）
3.4 評価結果 3.4.2 地下水位低下設備の機能を考慮しない状態が一定期間継続することを仮定した評価 (3) アクセスルートの確保 地下水位低下設備の機能喪失を想定しても、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がりに対してもアクセスルートの通行性を外部から支障が可能となるまでの一定期間確保する設計とする。	3. 地下水位低下設備の機能を考慮しない場合の評価 3.4.2 地下水位低下設備の機能を考慮しない状態が一定期間継続することを仮定した評価 地盤の液状化による影響として、地中構造物の浮上りによるアクセスルートの通行性への影響が考えられる。 地盤の液状化によるアクセスルートへの影響については、設置変更許可の方針（次頁参照）と同様に、通常の運転状態から地下水位低下設備の機能を考慮しない状態に移行することを仮定し、一定の期間（2カ月間）。外部からの支援が可能となるまでの一定期間（7日間）を超える、長期に及ぶ場合を想定し設定が経過した後の地下水位を浸透流解析（非定常解析）により評価し、この水位を参照して地中構造物の浮上りを評価の上、アクセスルートの通行性を確保する設計とする。	補足-600-25-1 地下水位低下設備の設計方針に係る補足説明資料 ・詳細設計を踏まえ具体化した事項 （設置変更許可方針に基づき、詳細設計を踏まえ具体化した条件にて浸透流解析を実施。）

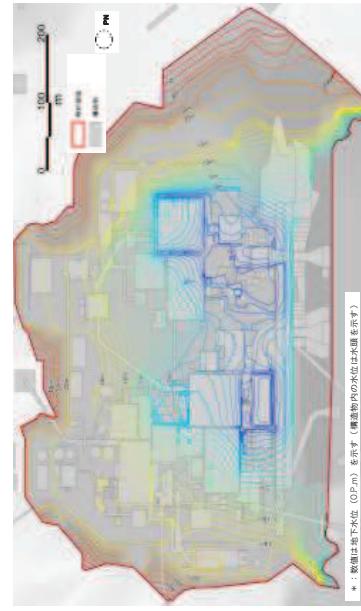


図 3-10 アクセスルートの評価において参考する地下水位分布 (0.P., m)

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>3. 屋外アクセスルート</p> <p>3. 3 屋外アクセスルートの評価方法及び結果</p> <p>3. 3. 3 液状化及び搖すり込みによる不等沈下・傾斜、側方流動、液状化に伴う浮上り</p> <p>(1) 地中埋設構造物と埋戻部との境界部</p> <p>b. 地下水位の設定</p> <p>評価に用いる地下水位を図 3.3-3 に示す。</p> <p>添付書類「VI-2-1-3 地盤の支持性能に係る基本方針」に基づき、地下水位低下設備の機能を考慮した浸透流解析により算出した地下水位分布を用いて評価に用いる地下水位を設定するエリア (O.P. 14.8m 盤) については、地下水位分布を包絡するように保守的に設定することとし、地下水位を O.P. 5.0m, O.P. 10.0m, O.P. 14.8m の 3 エリアに分けて設定する。 防潮堤より海側 (O.P. 3.5m 盤) については、朔望平均満潮位である O.P. 2.43m とする。</p> <p>上記以外の箇所については、保守的に地下水位を地表面に設定する。</p>	<p>3. 3. 3 液状化及び搖すり込みによる不等沈下・傾斜、側方流動、液状化に伴う浮上り</p>	<p>VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p>

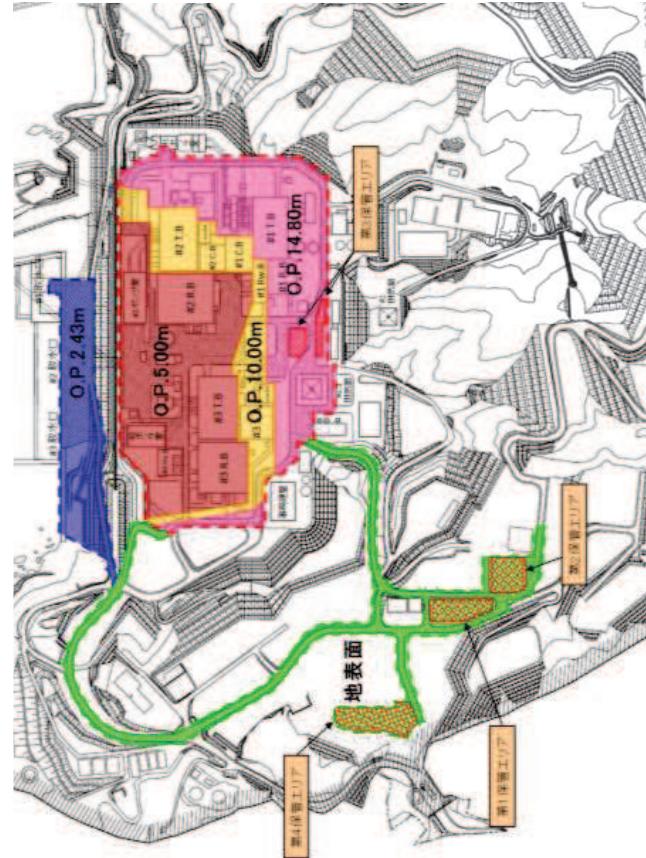
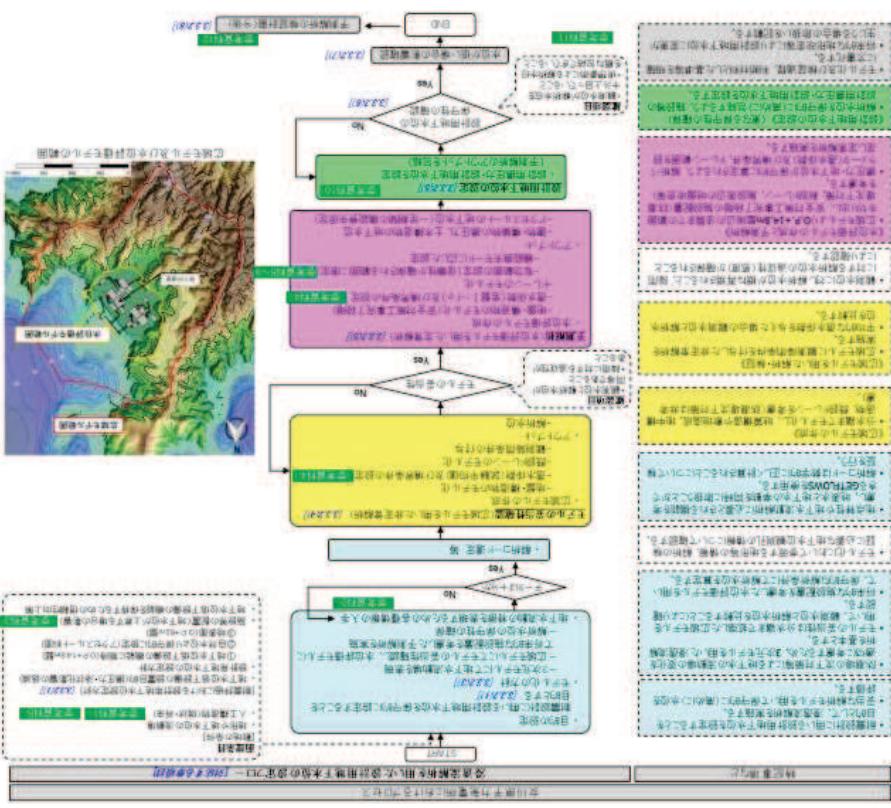
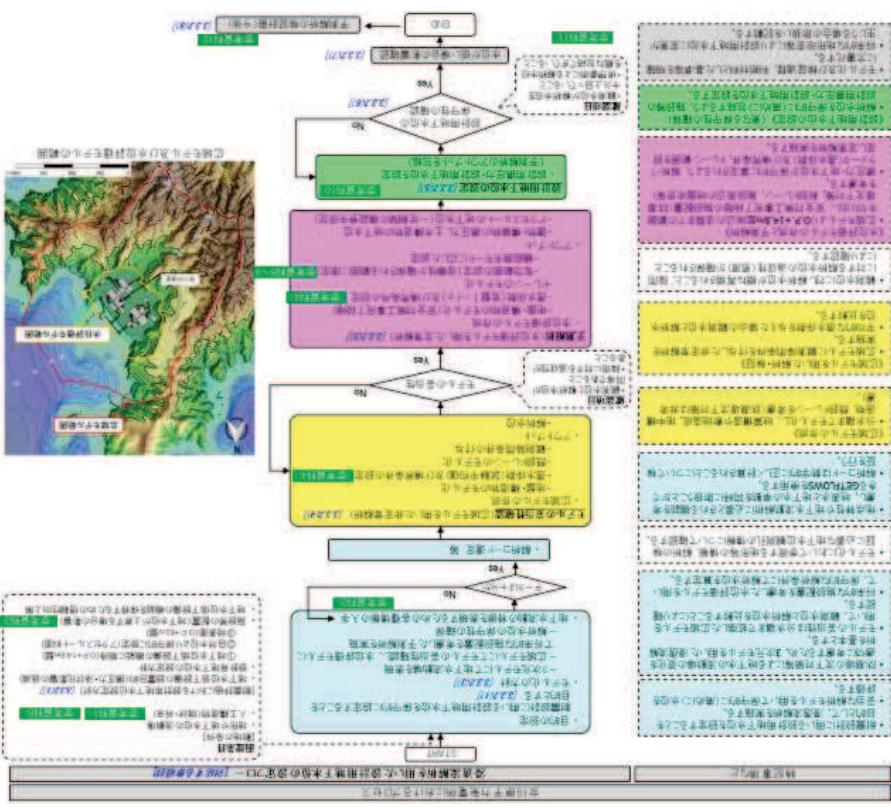
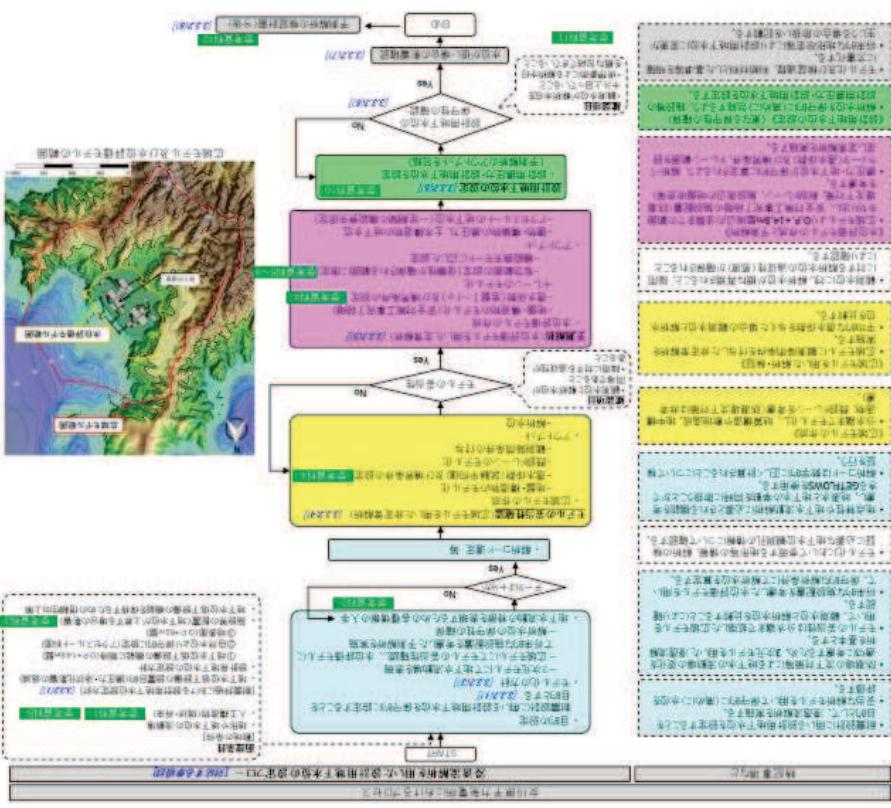


図 3.3-3 評価に用いる地下水位

	設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
	c. 評価結果	<p>地中埋設構造物と埋戻部との境界部における不等沈下に伴う段差の評価結果を表3.3-1に、段差緩和対策を実施する箇所を図3.3-4に示す。</p> <p>岩盤内の構造物については構造物周辺が岩盤で覆われていることから、地中埋設構造物と埋戻部との境界部における液状化及び挿り込みによる不等沈下に伴う段差が生じない箇所として評価した。また、MMR又はセメント改良土にて埋め戻す構造物についても、地中埋設構造物と埋戻部との境界部における液状化及び挿り込みによる不等沈下に伴う段差が生じない箇所として評価した。</p> <p>算定した相対沈下量が評価基準値以下となる箇所については、地中埋設構造物と埋戻部との境界部における液状化及び挿り込みによる不等沈下に伴う段差が、車両の通行性に対して影響を及ぼさないと評価した。</p> <p>算定した相対沈下量が評価基準値を上回る箇所については、車両の通行性に対して影響があると評価し、補強材敷設による事前の段差緩和対策、若しくは段差発生後の重機による段差解消作業箇所は、段差の形状（影響範囲）や対策工法の特徴等を考慮して決定した。なお、補強材は十分な耐久性を有するものとし、路盤掘削工事等に伴い一時的に撤去が必要となつた場合は、工事完了後に速やかに復旧を行う。また、想定箇所以外における万一の段差発生等に備えて、復旧に要する資材を配備する。</p>	VII-2-1-1-別添 1 地下水位低下設備の設計方針
		<p>7.1 運用管理の方針</p> <p>地下水位低下設備は、保安規定においてLC0、LC0を満足していない場合に要求される措置及び要求される措置の完了時間（以下「MOT」という。）を設定する。</p> <p>工事計画認可段階における詳細設計で信頼性向上を図っているが、地下水位を一定の範囲に保持できない場合には原子炉を停止するとともに、設計用揚圧力に到達する前に排水措置を完了できるようにLC0を設定する。</p> <p>また、地下水位低下設備の復旧措置に的確かつ柔軟に対処できるように、復旧措置に係る資機材の配備、手順書及び体制の整備並びに教育訓練の実施方針を自燃災害発生時の体制の整備及び重大事故等発生時の体制の整備として保安規定に定めた上で、具体的な実施要領を社内規定に定める。</p>	<p>・記載表現の相違</p> <p>（設置変更許可と同様、地下水位低下設備の機能喪失が外部からの支援が可能となるまでの一定期間（7日間）を超える長期に及ぶ場合を想定し、一定の期間（2カ月間）アクセスルートの通行性を確保する設計としており、地下水位低下設備の機能喪失から2カ月後の水位を浸透解析により評価している。）</p>

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>第1編 地下水位低下設備の要求機能及び地下水位の設定方針</p> <p>2. 設計用地下水位の設定方針</p> <p>2.1 基本的な考え方</p> <p>地下水位低下設備の効果が確保されるよう地下水位を一定の範囲に保持する施設の機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮するとともに、耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設は、液状化、搖すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、当該施設の機能が損なわれるおそれがないように設計する方針とする。</p> <p>地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定する。</p> <p>(10) 設計基準対象施設及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故等対処施設の設計においては、防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</p> <p>(11) 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故等対処施設（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設は、液状化、搖すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p>	<p>2 耐震設計の基本方針</p> <p>2.1 基本方針</p> <p>(10) 設計基準対象施設及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故等対処施設の設計においては、防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</p> <p>(11) 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故等対処施設（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設は、液状化、搖すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p>	<p>VI-2-1-1 耐震設計の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載表現の相違（実質的な相違なし）
<p>第3編 地下水位低下設備の要求機能及び地下水位の設定方針</p> <p>2. 設計用地下水位の設定方針</p> <p>2.1 基本的な考え方</p> <p>地下水位低下設備の効果を考慮し、施設の設計用地下水位を設定するに当たっては、地形等を適切にモデル化した浸透流解析を実施することとし、保守性を確保する方針とする。</p> <p>解析の保守性については、解析に用いるパラメータや境界条件の保守的な設定の他、地下水位低下設備を信頼性が確保された範囲^{※2}に限定し考慮することにより確保する。</p> <p>f. 予測解析</p> <p>予測解析においては揚圧力・地下水位が高めに算出されるよう、解析領域を対象施設近傍のO.P.+14.8m盤周辺領域とし、山側を解析境界の地表面（法肩）に、海側をH.W.L.に水位固定した定常解析を行う。</p> <p>造成形状や構造物は安全対策工事完了段階に対応したモデル化を行い、ドローンは既設・新設のうち信頼性が確保された範囲に限定する。</p> <p>透水係数は、解析の再現性（観測水位への追従性）が確保される範囲で小さく（水位が高めに評価されるよう）設定する。</p>	<p>3.3.2 耐震評価における設計用地下水位設定方針</p> <p>(1) 設計用地下水位の設定方針</p> <p>詳細設計段階においては、液状化検討対象施設を幅広く抽出する観点から、設置変更許可段階と同様、高めの設計用地下水位を設定する方針とする。</p> <p>(3) モルタル化方針の設定</p> <p>3.3.2 耐震評価における設計用地下水位設定方針</p> <p>(1) 設計用地下水位の設定方針</p> <p>詳細設計段階においては、液状化検討対象施設を幅広く抽出する観点から、設置変更許可段階と同様、高めの設計用地下水位を設定する方針とする。</p> <p>(3) モルタル化方針の設定</p> <p>3.3.2 耐震評価における設計用地下水位設定方針</p> <p>(1) 設計用地下水位の設定方針</p> <p>詳細設計段階においては、液状化検討対象施設を幅広く抽出する観点から、設置変更許可段階と同様、高めの設計用地下水位を設定する方針とする。</p> <p>(3) モルタル化方針の設定</p>	<p>補足-600-1 地盤の支持性能について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載表現の相違（工事計画認可では、水位が高い場合が必ずしも保守的となりない可能性も考慮し、水位を高く設定する目的を「保守性確保」から「液状化影響検討施設を幅広く抽出するため」に修正） ・解析の保守性確保の考え方は設置変更許可により変更なく、記載を具体化

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

資料番号他	工事計画認可	d. 解析フローの設定	工事計画認可
<p>・ 詳細設計を踏まえ具体化した事項 (工事計画認可では、標準的なフローを参考に構成を見直し、(A)～(F)の要素を再構成。なお、工事計画認可では「水位が低い場合の影響検討」を追加しているが、基本的な解析プロセスに変更はない。)</p>  <p>別紙18-3 図 浸透流解析を用いた設計用地下水位・設計用揚圧力・設計用地盤の設定フロー</p>	 <p>別紙18-3 図 浸透流解析を用いた設計用地下水位・設計用揚圧力・設計用地盤の設定フロー</p>	 <p>別紙18-3 図 浸透流解析を用いた設計用地下水位・設計用揚圧力・設計用地盤の設定フロー</p>	<p>設置変更許可</p> <p>浸透流解析を用いた設計用地下水位の設定フローを別紙18-3図に示す。</p> <p>START → (A) 水位評価用モデル作成 → (B) 再現解析による検証 → (C) 地下水位が上昇した場合の影響確認 → (D) 地下水位低下設備の考慮 (信頼性が確保された範囲) → (E) 設計用地下水位の設定 (予測解析) → END</p> <p>→ (F) 錫測による検証</p> <p>別紙18-3 図 浸透流解析を用いた設計用地下水位の設定フロー</p>

別紙18-3 図における提示内容を添付資料3に示す。

(A)～(B) 水位評価用モデル作成・再現解析による検証

- ・ 解析モデル・境界条件について建設時工認を参考し設定した上で、観測記録との比較等によりモデル全体としての影響を確認を行う。

(C) 地下水位が上昇した場合の影響確認

- ・ 防潮堤沈下対策による地下水位を一定の範囲に保持する機能が期待できない場合の地下水位を算定する。

(D) 地下水位低下設備の考慮 (信頼性が確保された範囲)

- ・ この算定結果も踏まえ、耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等を網羅的に抽出する。
- ・ 抽出した施設等について、地下水位の上昇により生じる影響の時系列的な変化を整理し、この影響を低減するための施設ごとの対応方針を定めた上で地下水位低下設備の信頼性を図る方針とする。

**赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）**

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>(D) 地下水位低下設備の考慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 浸透流解析における算定条件として、地下水位低下設備は施設周辺における地下水位の保有に寄与し信頼性が確保できる範囲を有効なものとして設定する。 <p>(E) 設計用地下水位の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事計画認可段階で(A)～(D)に基づく予測解析を実施し、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備の機能を考慮した設計用地下水位を設定する。 <p>(F) 篦割による検証</p> <p>防潮堤沈下対策前後の地下水位観測データを取得し、(E)にて定める設計用地下水位の検証を行う。</p>	<p>補足-600-1 地盤の支持性能について</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載表現の相違 (工事計画認可では、水位が高い場合が必ずしも保守的とならない可能性も考慮し、水位を高く設定する目的を「保守性確保」から「液状化影響検討施設を幅広く抽出するため」に修正) <p>3.3.2 耐震評価における設計用地下水位設定方針</p> <p>(1) 設計用地下水位の設定方針</p> <p>詳細設計段階においては、液状化検討対象施設を幅広く抽出する観点から、設置変更許可段階と同様、高めの設計用地下水位を設定する方針とする。</p> <p>(3) モデル化方針の設定</p> <p>f. 予測解析</p> <p>予測解析においては揚圧力・地下水位が高めに算出されるよう、解析領域を対象施設近傍のO.P.+14.8m盤周辺領域とし、山側を解析境界の地表面（法肩）に、海側をH.W.L.に水位固定した定常解析を行う。</p> <p>造成形状や構造物は安全対策工事完了段階に対応したモデル化を行い、ドローンは既設・新設のうち信頼性が確保された範囲に限定する。</p> <p>透水係数は、解析の再現性（観測水位への追従性）が確保される範囲で小さく（水位が高めに評価されるよう）設定する。</p> <p>① 地盤の透水性 建設時工認の透水係数を基本とし地下水位を高めに評価するよう保守的に設定する。</p> <p>② ドローンの有効範囲 信頼性が確保されたドローンのみ管路として考慮する。施設に対するドローンの配置から期待範囲を設定し、信頼性の確保に係る3つの観点（耐久性、耐震性、保守管理性）を満たす範囲を抽出した上で、地下水位低下設備の重要安全施設への影響に鑑み、安全機能の重要度分類を踏まえ講ずる設計上の配慮として、多重性及び独立性を確保できる範囲のみ有効範囲として設定する。</p> <p>③ 境界条件 解析境界の地表面に水位固定する（別紙18-4図、建設時工認と同様）。</p> <p>2.4 地下水位が上昇した場合の影響確認</p> <p>(1) 耐震評価において地下水位の影響を受けける可能性のある施設等の抽出 耐震評価において地下水位の影響を受けける可能性のある施設等の抽出結果を別紙18-11図及び別紙18-3表に示す。</p>	

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

資料番号他	補足-600-1 地盤の支持性能について ・ 詳細設計を踏まえ具体化した 事項 (工事計画認可では設計において地下水位の影響を受けない貫通部止水処置を記載削除)
設置変更許可	<p>参考資料 3 地下水位の上昇により生じる施設等への影響評価結果</p> <p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震重要施設 常設重大事故等対応施設 耐震重要施設及び常設重大事故等対応施設 は地中構造物を示す アクセスルート 保管場所 保管場所・アクセスルートにおいて評価した斜面
工事計画認可	<p>別紙 18-11 図 耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等の抽出結果</p> <p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震重要施設 常設重大事故等対応施設 耐震重要施設及び常設重大事故等対応施設 は地中構造物を示す アクセスルート 保管場所 保管場所・アクセスルートにおいて評価した斜面

図 3-1 耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等

別紙 18-11 図 耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等の抽出結果

赤字 : 詳細設計を踏まえ具体化した事項
緑字 : 記載表現の相違(実質的な相違なし)

別紙18-3表 耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等の抽出結果

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
表3-2 耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等 (工事計画認可では設計において地下水位の影響を受けない貫通部止水処置を記載削除)		
施設等	施設等	備考
基礎地盤・周辺斜面	基礎地盤 周辺斜面	基礎地盤・周辺斜面 周辺斜面
原子炉建屋		対象となる周辺斜面なし
制御建屋		原子炉建屋
3号炉海水熱交換器建屋		制御建屋
排気筒		第3号機海水熱交換器建屋
緊急時対策建屋	0.P.+62m盤に設置	建物・構築物*1 排気筒
緊急用電気品建屋	0.P.+62m盤に設置	緊急時対策建屋
防潮堤		緊急用電気品建屋
防潮壁		0.P.+62m盤
海水ポンプ室		0.P.+62m盤
原子炉機器冷却海水配管ダクト		
取水塔		防潮堤
軽油タンク室		防潮壁
軽油タンク室(H)		
復水貯蔵タンク基礎		
土木構造物・津波防護施設・浸水防止設備		
軽油タンク連絡ダクト		原子炉機器冷却海水配管ダクト
排気筒連絡ダクト		
3号炉海水ポンプ室		取水塔
取放水路路端小工		軽油タンク連絡ダクト
ガスチービン発電設備軽油タンク室	0.P.+62m盤に設置	軽油タンク連絡ダクト
貫通部止水処置		第3号機海水ポンプ室
3号炉補機冷却海水系放水ピット		揚水井戸(第3号機海水ポンプ室防潮壁区画内)
揚水井戸(3号炉海水ポンプ室防潮壁区画内)		浸水防止蓋の間接支持構造物
保管場所	0.P.+14.8m盤	揚水井戸
アクセスルート	0.P.+14.8m盤	0.P.+14.8m盤
保管場所・アクセスルート	0.P.+62m盤	0.P.+62m盤
保管場所・アクセスルートにおいて評価する斜面		保管場所・アクセスルートにおいて評価する斜面

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>(2) 地下水位の上昇による影響と対応方針</p> <p>a. 地下水位が上昇した場合における施設に生じる影響について 地下水位が上昇した場合には、揚圧力上昇及び液状化による土圧等の変化により施設の耐震性等に影響が及ぶ可能性がある。</p> <p>地下水位の上昇に伴う影響は別紙 18-12 図に示すステップ順に段階的に生じるものと考えられる。</p> <p>別紙 18-12 図 地下水位上昇時に施設に段階的に生じる影響の概念図</p> <p>3.3.2 耐震評価における設計用地下水位設定方針</p> <p>(3) モデル化方針の設定</p> <p>g. 地下水位による影響と着目する指標</p> <p>(b) 地下水位の上昇による影響と着目する指標</p> <p>二、着目する指標</p> <p>地下水位の上昇による影響は図 3-3-13 のようにステップ 1 より段階的に生じると整理される。この整理を踏まえ、ドーン配置の検討にあつては、建物・構築物へ作用する揚圧力の上昇影響に着目する。</p> <p>図 3.3-13 地下水位上昇による耐震性への影響</p> <p>VI-2-1-1 耐震設計の基本方針</p> <p>VI-2-1-1 耐震設計の基本方針</p> <p>記載表現の相違 (実質的な相違なし)</p> <p>記載表現の相違 (解説等に基づく各ステップの影響発生までの時間軸の情報を追加しているが、実質的な相違なし)</p> <p>記載表現の相違 について</p> <p>補足-600-1 地盤の支持性能</p>	<p>3.3.2 耐震評価における設計用地下水位設定方針</p> <p>(3) モデル化方針の設定</p> <p>g. 地下水位による影響と着目する指標</p> <p>(b) 地下水位の上昇による影響と着目する指標</p> <p>二、着目する指標</p> <p>地下水位の上昇による影響は図 3-3-13 のようにステップ 1 より段階的に生じると整理される。この整理を踏まえ、ドーン配置の検討にあつては、建物・構築物へ作用する揚圧力の上昇影響に着目する。</p> <p>図 3.3-13 地下水位上昇による耐震性への影響</p> <p>VI-2-1-1 耐震設計の基本方針</p> <p>VI-2-1-1 耐震設計の基本方針</p> <p>記載表現の相違 (実質的な相違なし)</p> <p>記載表現の相違 (解説等に基づく各ステップの影響発生までの時間軸の情報を追加しているが、実質的な相違なし)</p> <p>記載表現の相違 について</p> <p>補足-600-1 地盤の支持性能</p>	<p>• 2.1 基本方針(10) (11)へ同様の方針を記載</p> <p>b. 地下水位上昇の影響を低減するための対応方針</p> <p>地下水位上昇の影響を低減するため地下水位を低下させる対策や施設の耐震補強の選択肢が考えられるが、地下水位の上昇による影響が段階的に進むことを踏まえ、早期に影響が生じる建物・構築物の揚圧力影響の低減に着目し、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を検討の上、設置することとする。</p> <p>液状化影響は、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備の機能を考慮した設計用地下水位を用い評価し、当該施設の機能が損なわれるおそれがないことを確認する。また、当該施設の機能に影響が及ぶ場合は適切な対策（地盤改良等の耐震補強）を実施する。</p>

資料番号他	工事計画認可	設置変更許可	工事計画認可	工事計画認可	工事計画認可	工事計画認可
補足-600-1 地盤の支持性能について						
・ 詳細設計を踏まえ具体化した事項			・ 緊急時対策建屋、緊急用電気品建屋及びガススタービン発電設備軽油タンク室は、地下水位低下設備の機能に期待しない方針に変更なし（工事計画認可では地表面に設定し評価（表3-3-12に設計用地下水位を「地表面」と記載））	・ 取放水路流路縮小工は、地下水位低下設備の機能に期待しない方針に変更なし（工事計画認可では地表面に設定し評価（表3-3-13に設計用地下水位を「地表面」と記載））	・ 取放水路流路縮小工は、地下水位低下設備の機能に期待しない方針に変更なし（工事計画認可では地表面に設定し評価（表3-3-13に設計用地下水位を「地表面」と記載））	・ 取放水路流路縮小工は、地下水位低下設備の機能に期待しない方針に変更なし（工事計画認可では地表面に設定し評価（表3-3-13に設計用地下水位を「地表面」と記載））
（いずれも0.P.+62m盤で、自然水位（地下水位低下設備の効果が及ばない、範囲の地下水位）より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定）		・ 取放水路流路縮小工（岩盤内に設置され、地下水位は設計に影響しない）	・ 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートにおいて評価する斜面は、地下水位低下設備の機能に期待しない方針に変更なし（工事計画認可では自然水位より保守的に設定し評価）	・ 取放水路流路縮小工（岩盤内に設置され、地下水位は設計に影響しない）	・ 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートにおいて評価する斜面は、地下水位低下設備の機能に期待しない方針に変更なし（工事計画認可では自然水位より保守的に設定し評価）	・ 取放水路流路縮小工（岩盤内に設置され、地下水位は設計に影響しない）
参考資料3 地下水位の上昇により生じる施設等への影響評価結果			参考資料3 地下水位の上昇により生じる施設等への影響評価結果	・ 表3-3(3)へ、保管場所の影響評価結果として、設置変更許可と同様、「岩盤・MMR上に設置されるため地下水位の影響は受けない」旨を記載。	・ 表3-3(3)へ、保管場所の影響評価結果として、設置変更許可と同様、「岩盤・MMR上に設置されるため地下水位の影響は受けない」旨を記載。	参考資料3 地下水位の上昇により生じる施設等への影響評価結果
3.4.2 地下水位低下設備の機能を考慮しない状態が一定期間継続することを仮定した評価			3.4.2 地下水位低下設備の機能を考慮しない状態が一定期間継続することを仮定した評価			3.4.2 地下水位低下設備の機能を考慮しない状態が一定期間継続することを仮定した評価
地盤の液状化による影響として、地中構造物の浮上りによるアクセスルートの通行性への影響が考えられる。			地盤の液状化による影響として、地中構造物の浮上りによるアクセスルートの通行性への影響が考えられる。	（設置変更許可段階の整理を踏まえ、アクセスルートの設計用地下水位低下設備の設計方針に係る補足説明資料の相違）	（設置変更許可段階の整理を踏まえ、アクセスルートの設計用地下水位低下設備の設計方針に係る補足説明資料の相違）	地盤の液状化による影響として、地中構造物の浮上りによる影響が考えられる。
地盤の液状化によるアクセスルートへの影響については、設置変更許可の方針（次頁参照）と同様に、通常の運動状態から地下水位低下設備の機能を考慮しない状態に移行することを仮定し、一定の期間（2カ月間。外部からの支援が可能となるまでの一定期間（7日間）を超えて、長期に及ぶ場合を想定し設定）が経過した後の地下水位を浸透流解析（非定常解析）により評価し、この水位を参照して地中構造物の浮上りを評価の上、アクセスルートの通行性を確保する設計としている。			地盤の液状化による影響として、地中構造物の浮上りによる影響が考えられる。	（設置変更許可段階の整理を踏まえ、アクセスルートの設計用地下水位低下設備の設計方針に係る補足説明資料の相違）	（設置変更許可段階の整理を踏まえ、アクセスルートの設計用地下水位低下設備の設計方針に係る補足説明資料の相違）	地盤の液状化による影響として、地中構造物の浮上りによる影響が考えられる。
c. アクセスルートの機能維持の方針			c. アクセスルートの機能維持の方針			c. アクセスルートの機能維持の方針
以上の対応方針については、工事計画認可段階において浸透流解析の結果を踏まえ、詳細を提示する。			以上の対応方針については、工事計画認可段階において浸透流解析の結果を踏まえ、詳細を提示する。			以上の対応方針については、工事計画認可段階において浸透流解析の結果を踏まえ、詳細を提示する。

アクセスルートの評価において参照する予測解析結果を図3-10に示す。

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>アクセスルートは、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がり※1の影響を受けることなく通行性を確保する設計とする。アクセスルートの機能維持に関する配慮事項を別紙18-4表及び以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下水位低下設備の重要な安全施設への影響に鑑み、安全機能の重要度分類を踏まえて講ずる設計上及び機能喪失時の配慮※2により、地下水位は一定の範囲に保持される。このことから、地下水位低下設備の機能を考慮した設計用地下水位を設定する区間においては、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がりが発生せず、アクセスルートの通行性は確保される。 また、地下水位低下設備の機能喪失を想定しても、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がりに対してアクセスルートの通行性を一定期間確保する設計※3、※4とする。 地下水位低下設備が機能喪失した場合に復旧作業等を行うため、必要な資機材として、可搬型設備及び予備品を確保する。 地下水位低下設備の機能喪失が外部からの支援が可能となるまでの一定期間を超える長期に及ぶ場合には、予め整備する手順と体制に従い、外部支援等によりアクセスルートの通行性を確保する。 <p>※1：アクセスルートの地下構造物の浮き上がり評価において用いる地下水位は、地下水位低下設備の機能を考慮した水位又は地表面とする。</p> <p>※2：機能喪失時の配慮については、第Ⅱ編で詳述する。</p> <p>注記 *1：アクセスルートの地下構造物の浮き上がり評価において用いる地下水位は、地下水位低下設備の機能を考慮した水位又は地表面とする。</p> <p>*2 : 機能喪失時の配慮については、第Ⅱ編で詳述する。</p>	<p>図3-10 アクセスルートの評価において参考する地下水位分布(0.P., m)</p> <p>*: 地盤における地下水位(0.P.m)を示す。(縦断地図の水色は水頭を示す)</p> <p>図3-10 アクセスルートの評価において参考する地下水位分布(0.P., m)</p> <p>*: 地盤における地下水位(0.P.m)を示す。(縦断地図の水色は水頭を示す)</p>	<p>・詳細設計を踏まえ具体化した事項 (浸透流解析に基づくアウトプット)</p> <p>補足 -600-25-1 地下水位低下設備の設計方針に係る補足説明資料</p> <p>・アクセスルートは、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がり※1の影響を受けることなく通行性を確保する設計とする。アクセスルートの機能維持に係る配慮事項を下表及び以下に示す。</p> <p>＜参考＞ 設置変更許可におけるアクセスルートの機能維持の方針（まとめ資料）</p> <p>アセスルートは、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がり※1の影響を受けることなく通行性を確保する設計とする。アセスルートの機能維持に関する配慮事項を別紙18-4表及び以下に示す。</p> <p>アセスルートは、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がり※1の影響を受けることなく通行性を確保する設計とする。アセスルートの機能維持に関する配慮事項を別紙18-4表及び以下に示す。</p> <p>・地下水位低下設備の重要な安全施設への影響に鑑み、安全機能の重要度分類を踏まえて講ずる設計上及び機能喪失時の配慮※2により、地下水位は一定の範囲に保持される。このことから、地下水位低下設備の機能を考慮した設計用地下水位を設定する区間においては、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がりが発生せず、アクセスルートの通行性は確保される。</p> <p>・また、地下水位低下設備の機能喪失を想定しても、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がりに対してアクセスルートの通行性を一定期間確保する設計※3、※4とする。</p> <p>・地下水位低下設備が機能喪失した場合に復旧作業等を行うため、必要な資機材として、可搬型設備及び予備品を確保する。</p> <p>・地下水位低下設備の機能喪失が外部からの支援が可能となるまでの一定期間を超える長期に及ぶ場合には、予め整備する手順と体制に従い、外部支援等によりアクセスルートの通行性を確保する。</p> <p>・機能喪失時の配慮については、第Ⅱ編で詳述する。</p> <p>注記 *1：アクセスルートの地下構造物の浮き上がり評価において用いる地下水位は、地下水位低下設備の機能を考慮した水位又は地表面とする。</p> <p>*2 : 機能喪失時の配慮については、第Ⅱ編で詳述する。</p>

<p>設置変更許可</p> <p>※ 3 : 地下水位低下設備が機能喪失した場合を想定して、工事計画認可段階で機能喪失に伴う地下水位の上昇程度を評価した上で、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がりによるアクセスルートへの影響について評価し、アクセスルートの通行性を一定期間確保する設計とする。この結果、アクセスルートの通行性が一定期間確保できない場合は、地盤改良等の対策を講ずる。</p> <p>※ 4 : 概略評価で 150 日間程度はアクセスルートの通行性に影響がない見通しを得ているが、外部からの支援が可能となるまでの期間を踏まえ、一定期間として 2か月程度を確保することを目安に、工認段階における詳細評価も踏まえて地盤改良等の対策要否を判断する。</p>	<p>工事計画認可</p> <p>* 3 : 地下水位低下設備が機能喪失した場合を想定して、工事計画認可段階で機能喪失に伴う地下水位の上昇程度を評価した上で、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がりによるアクセスルートへの影響について評価し、アクセスルートの通行性を一定期間確保する設計とする。この結果、アクセスルートの通行性が一定期間確保できない場合は、地盤改良等の対策を講ずる。</p> <p>* 4 : 外部からの支援が可能となるまでの期間を踏まえ、一定期間として 2か月程度を確保することを目安に、工認段階における詳細評価も踏まえて地盤改良等の対策要否を判断する。</p>	<p>資料番号他</p>																		
別紙 18-4 表 アクセスルートの機能維持に係る配慮事項																				
表 アクセスルートの機能維持に係る配慮事項																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">配慮事項</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">通常運転状態</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">設計基準事故等状態</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">通常運転状態</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">設計基準事故等状態</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">重大事故等状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">地下水位低下設備に対する設計上の配慮</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">・安全機能の重要度分類におけるクラス 1 相当の配慮（外部事象等への配慮、非常用交流電源設備に接続等） ・耐震性の確保（Ss 機能維持*） ・常設代替交流電源設備（GTG）に接続</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">地下水位低下設備に対する設計上の配慮 ・耐震性の確保（Ss 機能維持*） ・常設代替交流電源設備（GTG）に接続</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">地下水位低下設備に対する機能喪失時の配慮 ・可搬型設備及び予備品による復旧</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">地下水位低下設備に対する機能喪失時の配慮 ・可搬型設備及び予備品による復旧</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">・アクセスルートの通行性が一定期間確保できない場合は、地盤改良等の対策 ・外部支援等の活用による通行性の確保 ・基準地震動 Ss に対し機能維持することを確認する。以下同様に記載</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">アクセスルートに対する配慮</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">・アクセスルートの通行性が一定期間確保できない場合は、地盤改良等の対策 ・外部支援等の活用による通行性の確保 ・基準地震動 Ss に対し機能維持することを確認する。以下同様に記載</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">アクセスルートに対する配慮</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">・アクセスルートに ・外部支援等の活用による通行性の確保 ・基準地震動 Ss に対し機能維持することを確認する。</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">・アクセスルートに ・外部支援等の活用による通行性の確保 ・基準地震動 Ss に対し機能維持することを確認する。</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">注記 * : 基準地震動 Ss に対する配慮</td></tr> </tbody> </table>			配慮事項	通常運転状態	設計基準事故等状態	通常運転状態	設計基準事故等状態	重大事故等状態	地下水位低下設備に対する設計上の配慮	・安全機能の重要度分類におけるクラス 1 相当の配慮（外部事象等への配慮、非常用交流電源設備に接続等） ・耐震性の確保（Ss 機能維持*） ・常設代替交流電源設備（GTG）に接続	地下水位低下設備に対する設計上の配慮 ・耐震性の確保（Ss 機能維持*） ・常設代替交流電源設備（GTG）に接続	地下水位低下設備に対する機能喪失時の配慮 ・可搬型設備及び予備品による復旧	地下水位低下設備に対する機能喪失時の配慮 ・可搬型設備及び予備品による復旧	・アクセスルートの通行性が一定期間確保できない場合は、地盤改良等の対策 ・外部支援等の活用による通行性の確保 ・基準地震動 Ss に対し機能維持することを確認する。以下同様に記載	アクセスルートに対する配慮	・アクセスルートの通行性が一定期間確保できない場合は、地盤改良等の対策 ・外部支援等の活用による通行性の確保 ・基準地震動 Ss に対し機能維持することを確認する。以下同様に記載	アクセスルートに対する配慮	・アクセスルートに ・外部支援等の活用による通行性の確保 ・基準地震動 Ss に対し機能維持することを確認する。	・アクセスルートに ・外部支援等の活用による通行性の確保 ・基準地震動 Ss に対し機能維持することを確認する。	注記 * : 基準地震動 Ss に対する配慮
配慮事項	通常運転状態	設計基準事故等状態	通常運転状態	設計基準事故等状態	重大事故等状態															
地下水位低下設備に対する設計上の配慮	・安全機能の重要度分類におけるクラス 1 相当の配慮（外部事象等への配慮、非常用交流電源設備に接続等） ・耐震性の確保（Ss 機能維持*） ・常設代替交流電源設備（GTG）に接続	地下水位低下設備に対する設計上の配慮 ・耐震性の確保（Ss 機能維持*） ・常設代替交流電源設備（GTG）に接続	地下水位低下設備に対する機能喪失時の配慮 ・可搬型設備及び予備品による復旧	地下水位低下設備に対する機能喪失時の配慮 ・可搬型設備及び予備品による復旧	・アクセスルートの通行性が一定期間確保できない場合は、地盤改良等の対策 ・外部支援等の活用による通行性の確保 ・基準地震動 Ss に対し機能維持することを確認する。以下同様に記載															
アクセスルートに対する配慮	・アクセスルートの通行性が一定期間確保できない場合は、地盤改良等の対策 ・外部支援等の活用による通行性の確保 ・基準地震動 Ss に対し機能維持することを確認する。以下同様に記載	アクセスルートに対する配慮	・アクセスルートに ・外部支援等の活用による通行性の確保 ・基準地震動 Ss に対し機能維持することを確認する。	・アクセスルートに ・外部支援等の活用による通行性の確保 ・基準地震動 Ss に対し機能維持することを確認する。	注記 * : 基準地震動 Ss に対する配慮															

赤字：詳細設計を踏まえた評価の実質的な相違なし

d. 地下水位の影響を踏まえた評価と対応
耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等について、地下水位の影響を踏まえた評価と対応別紙18-5表のとおり整理した。

別紙18-5表 地下水位の影響を踏まえた評価と対応（1/3）

地下水位の影響を受ける施設等			地下水位の上昇による影響を踏まえた評価		
			地下水位の上昇により生じる施設等への影響評価結果		
基礎地盤・周辺斜面			影響なし (原子炉建屋の地下水位は基礎地盤中央に設定しているが、地下水位の設定は基礎地盤の評価結果に影響しない。また、その他の周辺地盤を含めた地表面に設定する。)		
対策	地下水位低下設備	各施設等(耐震補強)	評価結果	地下水位低下設備	評価結果
	—	—	評価結果	地下水位低下設備	評価結果
影響あり (揚圧力影響、液状化影響)			影響なし (揚圧力影響、液状化影響)		
対策	地下水位低下設備	各施設等(耐震補強)	評価結果	地下水位低下設備	評価結果
	—	—	評価結果	地下水位低下設備	評価結果
建物・構造物			影響あり (揚圧力影響、液状化影響)		
対策	地下水位低下設備	各施設等(耐震補強)	評価結果	地下水位低下設備	評価結果
	—	—	評価結果	地下水位低下設備	評価結果
緊急時対策機器			影響なし (地下水位低下設備に対する影響が及ぶ場合は、適切な対策(地盤改良等の耐震補強)を講ずる。)		
対策	地下水位低下設備	各施設等(耐震補強)	評価結果	地下水位低下設備	評価結果
	—	—	評価結果	地下水位低下設備	評価結果
灌漑施設			影響なし (地下水位低下設備に対する影響が及ぶ場合は、適切な対策(地盤改良等の耐震補強)を講ずる。)		
対策	地下水位低下設備	各施設等(耐震補強)	評価結果	地下水位低下設備	評価結果
	—	—	評価結果	地下水位低下設備	評価結果

表3-3 (1) 地下水位の影響を踏まえた評価と対応（1/3）

地下水位の影響を踏まえた評価			地下水位の上昇による影響を踏まえた評価		
基礎地盤・周辺斜面			影響なし (原子炉建屋の地下水位は基礎地盤中央に設定しているが、地下水位の設定は基礎地盤の評価結果に影響しない。なお、その他の周辺地盤を含めた地表面に設定する。)		
対策	地下水位低下設備	各施設等(耐震補強)	評価結果	地下水位低下設備	評価結果
	—	—	評価結果	地下水位低下設備	評価結果
建物・構造物			影響あり (揚圧力影響、液状化影響)		
対策	地下水位低下設備	各施設等(耐震補強)	評価結果	地下水位低下設備	評価結果
	—	—	評価結果	地下水位低下設備	評価結果
緊急時対策機器			影響なし (地下水位低下設備に対する影響が及ぶ場合は、適切な対策(地盤改良等の耐震補強)を講ずる。)		
対策	地下水位低下設備	各施設等(耐震補強)	評価結果	地下水位低下設備	評価結果
	—	—	評価結果	地下水位低下設備	評価結果
灌漑施設			影響なし (地下水位低下設備に対する影響が及ぶ場合は、適切な対策(地盤改良等の耐震補強)を講ずる。)		
対策	地下水位低下設備	各施設等(耐震補強)	評価結果	地下水位低下設備	評価結果
	—	—	評価結果	地下水位低下設備	評価結果

・ 詳細設計を踏まえ具体化した事項

補足-600-1 地盤の支持性能について

(排気筒、緊急時対策建屋他における設計用地下水位の設定方法を変更)

工事計画認可

資料番号他

参考資料3 地下水位の上昇により生じる施設等への影響評価結果

下水位の影響を踏まえた評価と対応別紙18-5表のとおり整理した。

表3-3 (2) 地下水位の影響を踏まえた評価と対応（2/3）

地下水位の影響を踏まえた評価			地下水位の上昇による影響を踏まえた評価		
地下水位の影響を受ける施設等			地下水位の上昇による影響を踏まえた評価と対策		
評価結果	影響なし (揚圧力影響、液状化影響)	評価結果	評価結果	評価結果	評価結果
地下水位低下設備	△:(設計用地下水位の設定において前提とする。)	地下水位低下設備	△:(設計用地下水位の設定において前提とする。)	地下水位低下設備	△:(設計用地下水位の設定において前提とする。)
対策	各施設等(耐震補強)	各施設等(耐震補強)	各施設等(耐震補強)	各施設等(耐震補強)	各施設等(耐震補強)
	—	—	評価結果	地下水位低下設備	評価結果
土木施設			影響あり (耐震評価の結果、当該施設の機能に影響が及ぶ場合は、適切な対策(地盤改良等の耐震補強)を講ずる。)		
対策	各施設等(耐震補強)	各施設等(耐震補強)	各施設等(耐震補強)	各施設等(耐震補強)	各施設等(耐震補強)
	—	—	評価結果	地下水位低下設備	評価結果
灌漑施設			影響なし (地下水位低下設備に対する影響が及ぶ場合は、適切な対策(地盤改良等の耐震補強)を講ずる。)		
対策	各施設等(耐震補強)	各施設等(耐震補強)	各施設等(耐震補強)	各施設等(耐震補強)	各施設等(耐震補強)
	—	—	評価結果	地下水位低下設備	評価結果
緊急時対策機器			影響なし (地下水位低下設備に対する影響が及ぶ場合は、適切な対策(地盤改良等の耐震補強)を講ずる。)		
対策	各施設等(耐震補強)	各施設等(耐震補強)	各施設等(耐震補強)	各施設等(耐震補強)	各施設等(耐震補強)
	—	—	評価結果	地下水位低下設備	評価結果

別紙18-5表 地下水位の影響を踏まえた評価と対応（2/3）

地下水位の影響を受ける施設等			地下水位の上昇による影響を踏まえた評価と対策		
評価結果	影響なし (揚圧力影響、液状化影響)	評価結果	評価結果	評価結果	評価結果
地下水位低下設備	△:(設計用地下水位の設定において前提とする。)	地下水位低下設備	△:(設計用地下水位の設定において前提とする。)	地下水位低下設備	△:(設計用地下水位の設定において前提とする。)
対策	各施設等(耐震補強)	各施設等(耐震補強)	各施設等(耐震補強)	各施設等(耐震補強)	各施設等(耐震補強)
	—	—	評価結果	地下水位低下設備	評価結果
灌漑施設			影響あり (揚圧力影響、液状化影響)		
対策	各施設等(耐震補強)	各施設等(耐震補強)	各施設等(耐震補強)	各施設等(耐震補強)	各施設等(耐震補強)
	—	—	評価結果	地下水位低下設備	評価結果
緊急時対策機器			影響なし (地下水位低下設備に対する影響が及ぶ場合は、適切な対策(地盤改良等の耐震補強)を講ずる。)		
対策	各施設等(耐震補強)	各施設等(耐震補強)	各施設等(耐震補強)	各施設等(耐震補強)	各施設等(耐震補強)
	—	—	評価結果	地下水位低下設備	評価結果
灌漑施設			影響なし (地下水位低下設備に対する影響が及ぶ場合は、適切な対策(地盤改良等の耐震補強)を講ずる。)		
対策	各施設等(耐震補強)	各施設等(耐震補強)	各施設等(耐震補強)	各施設等(耐震補強)	各施設等(耐震補強)
	—	—	評価結果	地下水位低下設備	評価結果

柱頭
○:地下位低下設備に対する影響が及ぶ場合
△:地下位低下設備に対する影響が及ぶ場合
□:対策不要

設置変更許可

別紙 18-5 表 地下水位の影響を踏まえた評価と対応（3 / 3）

地下水位の影響を受けた施設等		地下水位の影響を受けた施設等		地下水位の影響を受けた施設等	
・保管場所 (O.P.+14.8m盤)	評価結果 対策 地下水流低下設備 各施設等(耐震補強)	・保管場所 (O.P.+14.8m盤)	評価結果 対策 地下水流低下設備 各施設等(耐震補強)	・保管場所 (O.P.+14.8m盤)	評価結果 対策 地下水流低下設備 各施設等(耐震補強)
・アクセスルート (O.P.+14.8m盤)	評価結果 △:「地下水位低下設備が機能喪失した場合は初期水位として考慮」 △:「地下水位低下設備の参考と地下水位低下設備における評価」 △:「地下水位低下設備に期待せず設計用地下水位を設定」	・保管場所、 アクセスルート (O.P.+42m盤)	評価結果 △:「地下水位低下設備等(耐震補強)」 △:「地下水位低下設備の参考と地下水位低下設備における評価」 △:「地下水位低下設備に期待せず設計用地下水位を設定」	・保管場所、 アクセスルート (O.P.+42m盤)	評価結果 △:「地下水位低下設備等(耐震補強)」 △:「地下水位低下設備の参考と地下水位低下設備における評価」 △:「地下水位低下設備に期待せず設計用地下水位を設定」
・保管場所、 アクセスルート (O.P.+42m盤)	評価結果 △:「地下水位低下設備等(耐震補強)」 △:「地下水位低下設備の参考と地下水位低下設備における評価」 △:「地下水位低下設備に期待せず設計用地下水位を設定」	・保管場所、 アクセスルート (O.P.+42m盤)	評価結果 △:「地下水位低下設備等(耐震補強)」 △:「地下水位低下設備の参考と地下水位低下設備における評価」 △:「地下水位低下設備に期待せず設計用地下水位を設定」	・保管場所、 アクセスルート (O.P.+42m盤)	評価結果 △:「地下水位低下設備等(耐震補強)」 △:「地下水位低下設備の参考と地下水位低下設備における評価」 △:「地下水位低下設備に期待せず設計用地下水位を設定」
△: 地下水位低下設備が設計上必要 ○: 地下水位低下設備に期待される地下水位を前提として評価・対策 —: 対策不要		△: 地下水位低下設備が設計上必要 ○: 地下水位低下設備に期待される地下水位を前提として評価・対策 —: 対策不要		△: 地下水位低下設備が設計上必要 ○: 地下水位低下設備に期待される地下水位を前提として評価・対策 —: 対策不要	

(3) 地下水位が上昇した場合の影響評価まとめ

- a. 地下水位低下設備の設置許可基準規則における位置付け等
施設の設置許可基準規則第4条（・第39条）への適合に当たり、施設の設計の前提条件となる地下水位を一定の範囲に保持する必要があることから、地下水位低下設備を設計基準対象施設として位置付ける。

各施設の耐震設計については、防潮堤の下方を地盤改良するために地下水の流れが遮断された地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあるという女川サイド固定の状況を踏まえ地下水位を一定の範囲に保持する地下水流低下設備の機能を考慮した水位、自然水位（地下水流低下設備の効果が及ばない範囲の地下水位）より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮するとともに、耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設は、液状化、挿り込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても当該施設の機能が損なわれるおそれがないよう設計することを基準適合が図られる。

なお、地下水位の影響を受ける施設等、及び地下水位の影響を踏まえた対策については、工事計画認可段階にその詳細を示す。

している。

工事計画認可

表 3-3 (3) 地下水位の影響を踏まえた評価と対応（3 / 3）

地下水位の影響を踏まえた評価と対応		地下水位の影響を踏まえた評価と対応		地下水位の影響を踏まえた評価と対応	
・ 評価結果 △: 地下水位低下設備が設計上必要 ○: 地下水位低下設備に期待される地下水位を前提として評価・対策 —: 対策不要	・ 評価結果 △: 地下水位低下設備が設計上必要 ○: 地下水位低下設備に期待される地下水位を前提として評価・対策 —: 対策不要	・ 評価結果 △: 地下水位低下設備が設計上必要 ○: 地下水位低下設備に期待される地下水位を前提として評価・対策 —: 対策不要	・ 評価結果 △: 地下水位低下設備が設計上必要 ○: 地下水位低下設備に期待される地下水位を前提として評価・対策 —: 対策不要	・ 評価結果 △: 地下水位低下設備が設計上必要 ○: 地下水位低下設備に期待される地下水位を前提として評価・対策 —: 対策不要	・ 評価結果 △: 地下水位低下設備が設計上必要 ○: 地下水位低下設備に期待される地下水位を前提として評価・対策 —: 対策不要
・ 保管場所 (O.P.+14.8m盤)	評価結果 対策 地下水流低下設備 各施設等(耐震補強)	・ 保管場所 (O.P.+14.8m盤)	評価結果 対策 地下水流低下設備 各施設等(耐震補強)	・ 保管場所 (O.P.+14.8m盤)	評価結果 対策 地下水流低下設備 各施設等(耐震補強)
・ アクセスルート (O.P.+14.8m盤)	評価結果 △: 「地下水位低下設備が機能喪失した場合は初期水位として考慮」 △: 「地下水位低下設備等(耐震補強)」 △: 「地下水位低下設備に期待せず設計用地下水位を設定」	・ 保管場所、 アクセスルート (O.P.+42m盤)	評価結果 △: 「地下水位低下設備等(耐震補強)」 △: 「地下水位低下設備の参考と地下水位低下設備における評価」 △: 「地下水位低下設備に期待せず設計用地下水位を設定」	・ 保管場所、 アクセスルート (O.P.+42m盤)	評価結果 △: 「地下水位低下設備等(耐震補強)」 △: 「地下水位低下設備の参考と地下水位低下設備における評価」 △: 「地下水位低下設備に期待せず設計用地下水位を設定」
・ 保管場所、 アクセスルート (O.P.+42m盤)	評価結果 △: 「地下水位低下設備等(耐震補強)」 △: 「地下水位低下設備の参考と地下水位低下設備における評価」 △: 「地下水位低下設備に期待せず設計用地下水位を設定」	・ 保管場所、 アクセスルート (O.P.+42m盤)	評価結果 △: 「地下水位低下設備等(耐震補強)」 △: 「地下水位低下設備の参考と地下水位低下設備における評価」 △: 「地下水位低下設備に期待せず設計用地下水位を設定」	・ 保管場所、 アクセスルート (O.P.+42m盤)	評価結果 △: 「地下水位低下設備等(耐震補強)」 △: 「地下水位低下設備の参考と地下水位低下設備における評価」 △: 「地下水位低下設備に期待せず設計用地下水位を設定」
△: 地下水位低下設備が設計上必要 ○: 地下水位低下設備に期待される地下水位を前提として評価・対策 —: 対策不要		△: 地下水位低下設備が設計上必要 ○: 地下水位低下設備に期待される地下水位を前提として評価・対策 —: 対策不要		△: 地下水位低下設備が設計上必要 ○: 地下水位低下設備に期待される地下水位を前提として評価・対策 —: 対策不要	

3. 地下水位低下設備の設計方針 3.1 耐震重要度分類上の位置付け
・地下水流低下設備を設計基準対象施設として耐震重要度分類Cクラスに分類し、
基準地震動Ssに対して機能維持させる設計とする旨を記載。

- ・ 詳細設計を踏まえた具体化した事項
（実質的な相違なし）

3. 地下水位低下設備の設計方針 3.1 耐震重要度分類上の位置付け

- VI-2-1-1 別添 1 地下水位低下設備の設計方針の基本方針
・ 記載表現の相違
（実質的な相違なし）

- ・ 詳細設計を踏まえた具体化した事項
（各施設の設計用地下水位の設定結果を参照した耐震設計結果については別途説明）

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

資料番号他	工事計画認可	設置変更許可
VI-2-1-1-別添 1 地下水位低下設備の設計方針 (補足-600-1 地盤の支持性能について 参考資料3にも同表を掲載) ・記載表現の相違 (実質的な相違なし)	3. 地下水位低下設備の設計方針 ・表 3-1 へ地震時の影響について技術基準規則第 5 条あるいは第 40 条への適合性を示すことにより確認する旨を記載	b. 地下水位低下設備と対応条文の関連性等 地震時の影響については、代表的に設置許可基準規則第 4 条あるいは第 39 条への適合性を示すことにより確認する。

別紙 18-6 表 耐震評価において地下水位の影響を受ける施設等の
地下水位低下設備との関係並びに設置許可基準規則における対応条文の整理

施設等	安全性確保における地下水位低下設備の位置付け ^{※1}			関連する条文									備考	
	(A) 設計値保持 のため 直接的に必要	(B) 左記(A)により保持される 地下水位を前提とする (必要時は対策)	(C) 不要	地盤				地震		津波・余震重畠		重大事 故等対 処設備		
				3条 1項	38条 1項	3条 2項 ^{※4}	38条 2項 ^{※4}	4条 ※4	39条 ※4	5条 ※4	40条 ※4	43条		
基礎地盤 周辺斜面	基礎地盤 周辺斜面		○ ^{※2}	※2	※2									対象斜面なし
建物・構築物	原子炉建屋	○		—				△	△	○	※3			
	制御建屋	○○						△	△	○	※3			
	3号炉海水熱交換器建屋	○○						△	△	○	※3			
	排気筒	○						△	△	○	※3			
	緊急時対策建屋			○○										O.P.+62m盤 O.P.+62m盤
土木構造物 津波防護施設 浸水防止設備	緊急用電気品建屋													
	防潮堤	○						△	△	△	△	△	△	
	防潮壁	○○						△	△	△	△	△	△	
	海水ポンプ室	○						△	△	△	△	△	△	
	原子炉機器冷却海水配管ダクト	○						△	△	△	△	△	△	
	取水路	○						△	△	△	△	△	△	
	軽油タンク室	○						△	△	△	△	△	△	
	軽油タンク室(H)	○						△	△	△	△	△	△	
	復水貯蔵タンク基礎	○○						△	△	△	△	△	△	
	軽油タンク連絡ダクト	○○						△	△	△	△	△	△	
	排気筒連絡ダクト	○○						△	△	△	△	△	△	
	3号炉海水ポンプ室	○						△	△	△	△	△	△	
	取放水路流路縮小工		○											
保管場所・ アクセスルート	ガスバーピン差電設備軽油タンク室		○											O.P.+62m盤
	貫通部止水処置	○						△	△	△	△	△	△	
	3号炉補機冷却海水系放水ピット	○○						△	△	△	△	△	△	
	揚水井戸(3号炉海水ポンプ室防潮壁区画内)	○						△	△	△	△	△	△	

*1 地下水位の影響を受ける施設等、及び地下水位の影響を踏まえた対策については、工事計画認可段階にその詳細を示す。

*2 基礎地盤の評価に地下水位が影響しないため、条文適合上不要と整理した。なお、基礎地盤の安定性の評価条件の一つとして、地下水位の設定について設置変更許可申請書へ記載する。

*3 設置許可基準規則第39条に同規則第4条と同様の要求であり、規則第4条への適合をもって第39条への適合性を確認する。

*4 余震時に対する要求を含む設置許可基準規則第5条・第40条及び第39条については、第4条への適合をもって確認する。また、同第3条2項及び第38条第2項、第4条及び第39条は、それぞれ同一の地盤、地震に対する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の適合性を要求しているものであり、地震時の影響については、代表的に設置許可基準規則第4条への適合性を示すことにより確認する。

表 3-1 地下水位低下設備の機能を考慮した設計用地下水位を設定する範囲

施設等	安全性確保における地下水位低下設備の位置付け ^{※1}			関連する条文									工事計画認可段階における地下水位の扱い	
	(A) 設計値保持 のため 直接的に必要	(B) 左記(A)により保持される設計用地下水位を前提とする (必要時は対策)	(C) 不要	[○は設計上必要、△は設計条件として前提とする。色分けは※3に示す 各条文の包絡関係を示す(■は■への適合性を示すことにより確認)]										
				地盤 (設置変更許可基準規則の 対応条文を記載)			地震		津波・余震重畠		重大事故等 対処設備			
	3条 2項 ^{※3}	38条 2項 ^{※3}	5条 ※3	50条 ※3	6条 ※3	51条 ※3	54条							
建物・構築物	原子炉建屋	○		△	△	○	※2							地下水位低下設備を考慮した浸透流解析により設計用揚圧力を設定
	制御建屋	○		△	△	○	※2							
	第3号機海水熱交換器建屋	○		△	△	○	※2	△	△	△				
土木構造物 津波防護施設 浸水防止設備	防潮堤	○		△	△	△	△	△	△	△				地下水位低下設備を考慮した浸透流解析による解析地下水位をもとに設計用地下水位を設定
	防潮壁	○		△	△	△	△	△	△	△				
	海水ポンプ室	○		△	△	△	△	△	△	△				
	原子炉機器冷却海水配管ダクト	○		△	△	△	△	△	△	△				
	取水路	○		△	△	△	△	△	△	△				
	軽油タンク室	○		△	△	△	△	△	△	△				
	軽油タンク室(H)	○		△	△	△	△	△	△	△				
	復水貯蔵タンク基礎	○		△	△	△	△	△	△	△				
	軽油タンク連絡ダクト	○		△	△	△	△	△	△	△				
	排気筒連絡ダクト	○		△	△	△	△	△	△	△				
	第3号機海水ポンプ室	○		△	△	△	△	△	△	△				
	第3号機補機冷却海水系放水ピット	○		△	△	△	△	△	△	△				
	揚水井戸(第3号機海水ポンプ室 防潮壁区画内)	○		△	△	△	△	△	△	△				
保管場所・ アクセスルート	アクセスルート (O.P.+14.8m盤)	○												△
	アクセスルート (O.P.+62m盤)													

注記※1: 地下水位の影響を受ける施設等、及び地下水位の影響を踏まえた対策については、各施設の耐震計算書等にその詳細を示す。

*2: 技術基準規則第50条は同規則第5条と同様の要求であり、規則第5条への適合をもって第50条への適合性を確認する。

*3: 余震時に対する要求を含む技術基準規則第6条・第51条及び第50条については、第5条への適合をもって確認する。また、設置変更許可基準規則第3条2項及び第38条2項、技術基準規則第5条及び第50条は、それぞれ同一の地盤、地震に対する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の適合性を要求しているものであり、地震時の影響については、代表的に技術基準規則第5条への適合性を示すことにより確認する。

・ 詳細設計を踏まえ具体化した
事項
(排気筒を(A)→(C)へ変更)

資料番号他

設置変更許可	工事計画認可	工事計画認可段階における地下水位の扱い	資料番号他

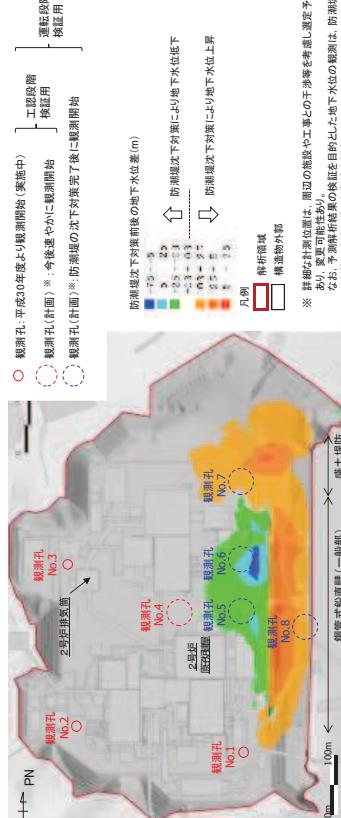
2.5 観測による検証

設計用地下水位の設定に用いる予測解析は防潮堤沈下対策完了後の状態をモデル化することから、予測解析結果の妥当性の検証として、防潮堤沈下対策の工事完了後に地下水位の観測を行い、解析にて想定した地下水位を観測水位が下回ることを確認する。

観測孔は、防潮堤の沈下対策による地下水位への影響範囲を考慮し設定する。地下水位観測計画位置を別紙 18-13 図に示す。

工事計画認可段階の予測解析の検証においては、防潮堤の沈下対策の影響を受けない No. 1～No. 4 孔の観測記録を参照する。また、防潮堤の沈下対策工事完了後の運転段階においては、防潮堤外も含めて No. 5～No. 8 孔の観測記録を検証材料に加える。

なお、今後の地下水位設定の信頼性確認等への活用を念頭に、別紙 18-13 図のうち複数孔については防潮堤沈下対策影響の検証後も観測を継続し、基礎データとして集積していく。



別紙 18-13 図 地下水位観測計画位置

- (8) 今後実施する浸透流解析の妥当性の検証
予測解析結果は、将来的な防潮堤の沈下対策や新設ドレーン等を考慮したものであることから、今後、これらの施工が完了した運転段階において地下水位の観測記録を取得し、設計用地下水位と比較することにより、予測解析の妥当性を確認する方針とする。
地下水位観測計画を図 3.3-54 に示す。

補足 -600-1 地盤の支持性能について
・記載表現の相違
(工事計画認可では観測データを追加し説明。防潮堤沈下対策完了後の観測計画は変更なし)

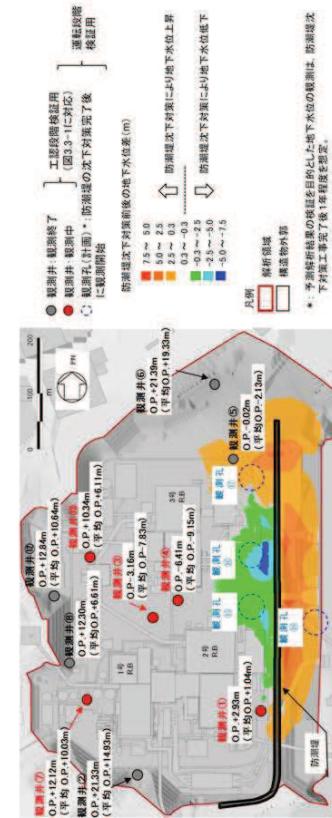


図 3.3-54 防潮堤沈下対策による影響範囲と今後の地下水位観測計画

・今後実施する浸透流解析の妥当性の検証
予測解析結果は、将来的な防潮堤の沈下対策や新設ドレーン等を考慮したものであることから、今後、これらの施工が完了した運転段階において地下水位の観測記録を取得し、設計用地下水位と比較することにより、予測解析の妥当性を確認する方針とする。

・記載表現の相違
(工事計画認可では観測データを追加し説明。防潮堤沈下対策完了後の観測計画は変更なし)

第II編 地下水位低下設備の信頼性向上の方針

3. 機能喪失要因等の分析に基づく設備構成の検討

3.4 分析結果を踏まえた機能喪失要因とこれを踏まえた設計上の配慮項目

別紙 18-20 表 機能喪失要因とこれを踏まえた設計上の配慮項目

機能	構成部位	機能喪失要因	対策
集水機能	ドレーン・除湿機	ランダム故障	・閉塞による機能喪失の可能性に対し、ドレーンの配置・形状を考慮した。 新設において、揚水井戸の配置による機能維持
	地震		・Ss機能維持することにより揚水機能を確保
支持・閉塞 防止機能	揚水井戸		・Ss機能維持することにより支持・閉塞防止機能を確保
	地震	ランダム故障	・ボンブの多量化による機能維持
排水機能	揚水井戸		・Ss機能維持することにより揚水ポンプの機能を確保
	地震	ランダム故障	・井戸に設置する防護用の蓋を設置
排水機能	落雷		・耐雷盤への保安器の設置等による防護
	火山	ランダム故障	・井戸に対する火山灰の侵入を蓋の設置によって防止
配管	地盤	Ss機能維持	・Ss機能維持
	電巻		・井戸に設置する防護用の蓋を設置
監視・制御 機能	ランダム故障		・多重化により機能維持、また、水位計・動力・制御盤及び中央制御盤間接続によりケーブルについても同様に多量化。
	地震		・Ss機能維持
制御盤	台風・暴風	凍結	・凍結防止装置を設置、又は屋内設置
	降水	積雪	・積雪量を受けないよう屋外設置
	落雷		・制御盤の分離、離隔距離を確保した配置
生物学的事象	火山		・火山灰の侵入防止措置の侵入防止、又は屋内設置
	森林火災(外部火災)		・火災の影響を受けないよう屋内設置
内部火災	内部溢水		・共通通気孔の遮断・遮蔽
	ランダム故障		・多重化による機能維持を図ることと、系間機器を切替じた場合には設水位に別途時計回り片の水位計の検出によりバックアップ
水位計	地震		・Ss機能維持
	電源機能 (非常用DC)		・井戸に対する火山灰の侵入を蓋の設置等による防護
	火山	ランダム故障	・ランダム故障に対しては多量化による機能維持

設置変更許可

工事計画認可	資料番号他
VI-2-1-1-別添 1 地下水位低下設備の設計方針及び設計仕様	VI-2-1-1-別添 1 地下水位低下設備の設計方針及び設計仕様
4. 機能設計方針及び設計仕様	
4.2 各機能の設計方針及び設計仕様	
4.2.1 集水機能	表 4-2 集水機能の設計において考慮する事象
	・ 詳細設計を踏まえ具体化した事項
	（揚水井戸の蓋について、竜巻による飛来物及び火山灰の侵入に対して排水機能及び監視・制御機能を維持可能な構成部位に追加した。）
4.2.2 支持・閉塞防止機能	表 4-8 支持・閉塞防止機能の設計において考慮する事象
	・ 詳細設計を踏まえ具体化した事項
	（井戸に対する火山灰の侵入を蓋の設置によって防止）
4.2.3 排水機能	表 4-10 排水機能の設計において考慮する事象
	・ 詳細設計を踏まえ具体化した事項
	（井戸に対する火山灰の侵入を蓋の設置によって防止）
4.2.4 監視・制御機能	表 4-13 監視・制御機能の設計において考慮する事象
	・ 詳細設計を踏まえ具体化した事項
	（井戸に対する火山灰の侵入を蓋の設置によって防止）

赤字 : 詳細設計を踏まえ具体化した事項
緑字 : 記載表現の相違(実質的な相違なし)

設置変更許可

工事計画認可

4.2.5 電源機能

表 4-15 電源機能の設計において考慮する事象

第一並列方式で供給基準範囲の要求を踏まえた機能要件										
機器	電源部位	第一 供給 電源	第二 供給 電源	第三 供給 電源	第四 供給 電源	第五 供給 電源	第六 供給 電源	第七 供給 電源	第八 供給 電源	第九 供給 電源
電源 装置	電源 装置	●	○	●	●	●	●	●	●	●
電源 装置	電源 装置	●	●	○	●	●	●	●	●	●
電源 装置	電源 装置	●	●	●	●	●	●	●	●	●

・ 詳細設計を踏まえ具体化した事項
(電源機能について電源盤及び電路を追加し、单一故障及び技術基準規則の要求踏まえた機能喪失要因を再整理した。)

・ 詳細設計を踏まえ具体化した事項
（原子炉建屋・制御建屋エリア及び第3号機海水熱交換器建屋エリアにそれぞれ2基設置した揚水井戸に対し、揚水井戸ごとに必要な機能及び機器を「1系統」と位置付け、1系統で各エリア内の地下水位を一定の範囲内に保持できる設計とする。）

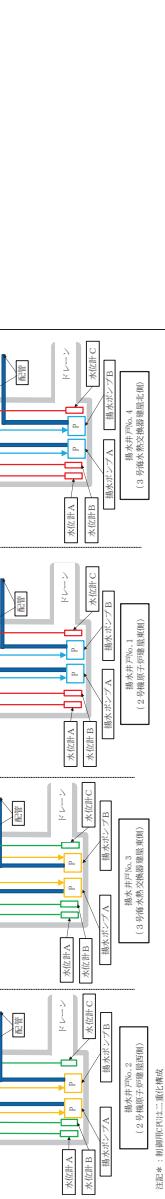
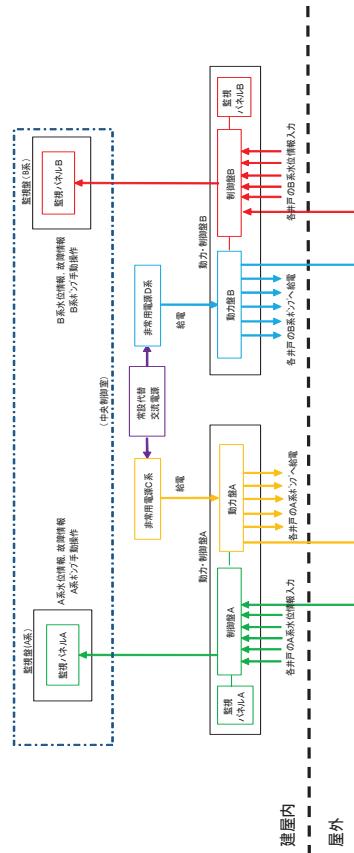
4. 機能設計方針及び設備仕様の概要

4.1 地下水位低下設備の概要



3.5 監視・制御機能及び電源接続の系統構成

3.5.1 監視・制御機能



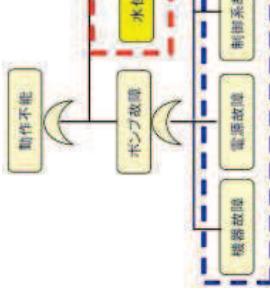
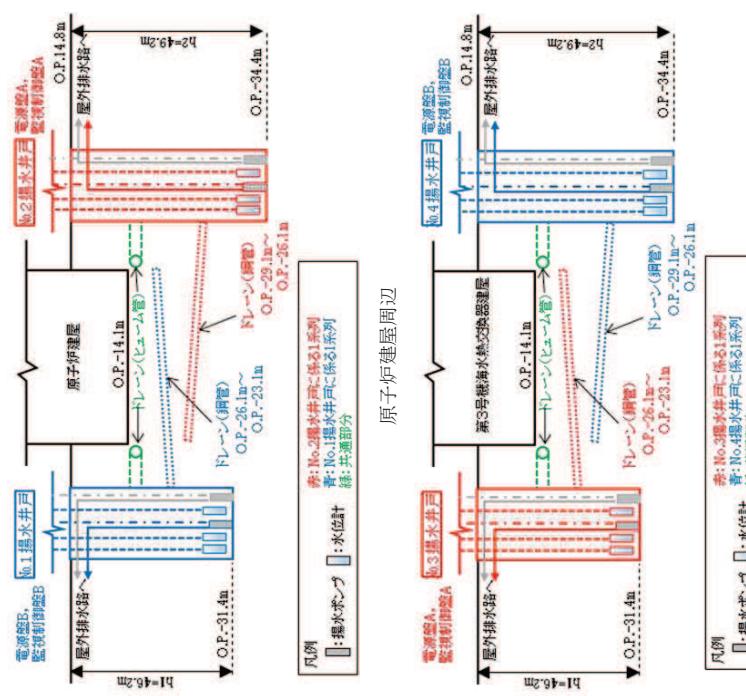
別紙18-24 図 地下水位低下設備の電源系、監視・制御系の系統構成概要

図 4-3 系統構成図

資料番号他

4. 運用管理・保守管理上の方針	<p>(1) 運用管理及び保守管理に係る位置付け</p> <p>原子炉施設保安規定及びこれに関連付けた社内規定類において、地下水位低下設備の運用管理、保守管理に係る事項を定める。具体的には、運用管理については運転上の制限等を定めるとともに、必要な手順を整備した上で管理していく。また、保守管理については予防保全対象として管理していく。</p> <p>【運用管理の方針(案)】</p> <p>▶ 原子炉施設保安規定において、地下水位低下設備に運転上の制限(以下、「LCO」と記載)を設定する。</p> <p><具体的な対応></p> <ul style="list-style-type: none"> • LCOを満足していない場合には、原子炉を停止することを定める。 • 地下水位低下設備が動作可能であることを定期的に確認することを定める。 <p>▶ 原子炉施設保安規定に関連付けた社内規定類において地下水位低下設備の運転管理方法を定める。</p> <p><具体的な対応></p> <ul style="list-style-type: none"> • 地下水位低下設備の運用に係る体制、確認項目・対応等を整備する。 • 地下水位低下設備が機能喪失した場合に、可搬型設備による機動的な対応による復旧を行ったための手順を定める。 <p>① LCOの設定の考え方</p> <p>LCOについては、対象エリアごとに地下水位低下設備の多重性確保の観点を踏まえた設定を行う。揚水ポンプ等の機器故障及び揚水井戸の水位の視点からの動作不能の判断基準を設定する。これにより、揚水泵ポンプが稼働している状態において何らかの要因により排水機能に影響が生じ、揚水井戸の水位が上昇した場合においても、水位による動作不能の判断を行いうことが可能となる。なお、機能喪失の詳細な判定項目(揚水泵ポンプ故障の要因等)は詳細設計を踏まえ設定する。(別紙18-25図参照)</p> <p>* 対象エリアとは、2号炉原子炉建屋・制御建屋周辺、3号炉海水熱交換器建屋周辺及び2号炉排気筒周辺を指す。</p>	<p>地下水位低下設備の運用管理においては、原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）において運転上の制限（以下「LCO」という。）を設定するとともに、地下 水位低下設備の復旧措置に的確かつ柔軟に対応できるように、復旧措置に係る資機材を配備し、手順書及び必要な体制を整備し、教育及び訓練を実施することを保安規定に定めた上で社内規定に定める。</p> <p>保守管理については、保全計画の策定において、他の運転上の制限を設定する設備と同様に「予防保全」の対象と位置付け管理する。</p> <p>また、復旧措置に係る資機材は、社内規定に点検頻度等を定め、適切に維持管理する。</p> <p>【運用管理の方針(案)】</p> <p>▶ 原子炉施設保安規定において、地下水位低下設備に運転上の制限(以下、「LCO」と記載)を設定する。</p> <p>7.1.1 地下水位低下設備のLCO設定方針</p> <p>地下水位低下設備は、原子炉建屋・制御建屋エリア及び第3号機海水熱交換器建屋エリアにそれぞれに機能が要求されることから、各エリアにそれぞれ個別に設定する。</p> <p>また、全ての原子炉の状態において機能が要求されることから、LCOも全ての原子炉の状態に對して適用する。</p>	<p>地下水位低下設備の運用管理においては、原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）において運転上の制限（以下「LCO」という。）を設定するとともに、地下 水位低下設備の復旧措置に的確かつ柔軟に対応できるように、復旧措置に係る資機材を配備し、手順書及び必要な体制を整備し、教育及び訓練を実施することを保安規定に定めた上で社内規定に定める。</p> <p>保守管理については、保全計画の策定において、他の運転上の制限を設定する設備と同様に「予防保全」の対象と位置付け管理する。</p> <p>また、復旧措置に係る資機材は、社内規定に点検頻度等を定め、適切に維持管理する。</p> <p>【運用管理の方針(案)】</p> <p>▶ 原子炉施設保安規定において、地下水位低下設備に運転上の制限(以下、「LCO」と記載)を設定する。</p> <p>7.1.1 地下水位低下設備のLCO設定方針</p> <p>地下水位低下設備は、原子炉建屋・制御建屋エリア及び第3号機海水熱交換器建屋エリアにそれぞれに機能が要求されることから、これをLCO設定方針における「1系列表」と位置付ける。地下水位低下設備1系列表に必要な機器を図7-1に示す。</p> <p>LCOは個別の機能及び機器毎に個別に設定するのではなく、系列表の中で管 理する。機器に異常が発生した場合、当該系列表の機能が喪失すると判断した場合に動作不能と判断し、LCO逸脱時の措置を講じる。これは、ポンプ、流 路等を構成する設備を含めて系列表の中で管理する既存の設計基準事故対処設備と同様の考え方である。地下水位低下設備1系列表の各構成要素に対する LCO設定上の考え方を表7-1に示す。</p>
------------------	---	--	--

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可
 <p>動作不能 ポンプ故障 電源故障 機器故障 水位異常 ・判定項目として過閾 ・異常を判断する水位は詳細設計を踏まえて設定 ・詳細設計を踏まえて設定</p> <p>別紙 18-25 図 地下水位低下設備の動作不能要因イメージ</p>	<p>また、揚水井戸の水位に対しても LCO を設定する。揚水ポンプが起動水位で起動しない場合及び揚水ポンプが運転しているにも関わらず揚水井戸の水位上昇が継続した場合、水位高に到達した時点で警報を発し揚水ポンプを切り替える。ここで水位が低下に転じた場合は、揚水ポンプの單一故障と判断でき、LCO は満足する。更に水位上昇が継続した場合を検知して、ATO 内に必要な措置を完了することで設計用揚圧力以下に保持できるよう、基礎版が校正しない状態の揚水井戸の水位であるドレーン（鋼管）位置 ([6.3.1 時間余裕 (X1), (X2) の評価)]における初期条件に相当) より下部に設定する水位高警報設定値を LCO の判断基準とする。</p> <p>地下水位低下設備の LCO 設定例を表 7-2 に示す。具体的な LCO は今後保安規定に定める。</p> <p>また、揚水井戸の水位に対しても LCO を設定する。揚水ポンプが起動水位で起動しない場合及び揚水ポンプが運転しているにも関わらず揚水井戸の水位上昇が継続した場合、水位高に到達した時点で警報を発し揚水ポンプを切り替える。ここで水位が低下に転じた場合は、揚水ポンプの單一故障と判断でき、LCO は満足する。更に水位上昇が継続した場合を検知して、ATO 内に必要な措置を完了することで設計用揚圧力以下に保持できるよう、基礎版が校正しない状態の揚水井戸の水位であるドレーン（鋼管）位置 ([6.3.1 時間余裕 (X1), (X2) の評価)]における初期条件に相当) より下部に設定する水位高警報設定値を LCO の判断基準とする。</p> <p>地下水位低下設備の LCO 設定例を表 7-2 に示す。具体的な LCO は今後保安規定に定める。</p> <p>・詳細設計を踏まえ具体化した事項 (地下水位低下設備 1 系列に必要な機器を整理した。)</p> <p>・詳細設計を踏まえ具体化した事項 (地下水位低下設備 1 系列に必要な機器を整理した。)</p>  <p>例 ■:揚水ポンプ □:水位計 線:共通部分</p> <p>※:No.3海水建屋に係る1系列 青:No.3揚水井戸に係る1系列 緑:No.3揚水井戸に係る1系列 共通部分</p> <p>第 3 号機海水熱交換器建屋周辺</p> <p>図 7-1 地下水位低下設備 1 系列に必要な機器</p>

設置変更許可		工事計画認可																			
		<p>表 7-1 地下水位低下設備 1 系列の各構成要素に対する LCO 設定上の考え方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>設備構成</th> <th>LCO 設定上の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集水機能</td> <td>・ドレーン ・接続栓</td> <td>地下水位低下設備 1 系列の中で管理する。</td> </tr> <tr> <td>支持・閉塞 防止機能</td> <td>・揚水井戸 ・蓋</td> <td>地下水位低下設備 1 系列の中で管理する。</td> </tr> <tr> <td>排水機能</td> <td>・揚水ポンプ ・配管</td> <td>揚水ポンプ 1 台と付随する配管を地下水位低下設備 1 系列の中で管理する。</td> </tr> <tr> <td>監視・制御 機能</td> <td>・水位計 ・制御盤</td> <td>水位計 3 台を地下水位低下設備 1 系列の中で管理する。 なお、水位計 1 台でも監視・制御は可能であることを踏まえ、故障台数に応じた措置を定める。</td> </tr> <tr> <td>電源機能</td> <td>・電源（非常用ディーゼル発電機） ・電源盤 ・電路</td> <td>地下水位低下設備 1 系列の中で管理する。</td> </tr> </tbody> </table>		機能	設備構成	LCO 設定上の考え方	集水機能	・ドレーン ・接続栓	地下水位低下設備 1 系列の中で管理する。	支持・閉塞 防止機能	・揚水井戸 ・蓋	地下水位低下設備 1 系列の中で管理する。	排水機能	・揚水ポンプ ・配管	揚水ポンプ 1 台と付随する配管を地下水位低下設備 1 系列の中で管理する。	監視・制御 機能	・水位計 ・制御盤	水位計 3 台を地下水位低下設備 1 系列の中で管理する。 なお、水位計 1 台でも監視・制御は可能であることを踏まえ、故障台数に応じた措置を定める。	電源機能	・電源（非常用ディーゼル発電機） ・電源盤 ・電路	地下水位低下設備 1 系列の中で管理する。
機能	設備構成	LCO 設定上の考え方																			
集水機能	・ドレーン ・接続栓	地下水位低下設備 1 系列の中で管理する。																			
支持・閉塞 防止機能	・揚水井戸 ・蓋	地下水位低下設備 1 系列の中で管理する。																			
排水機能	・揚水ポンプ ・配管	揚水ポンプ 1 台と付随する配管を地下水位低下設備 1 系列の中で管理する。																			
監視・制御 機能	・水位計 ・制御盤	水位計 3 台を地下水位低下設備 1 系列の中で管理する。 なお、水位計 1 台でも監視・制御は可能であることを踏まえ、故障台数に応じた措置を定める。																			
電源機能	・電源（非常用ディーゼル発電機） ・電源盤 ・電路	地下水位低下設備 1 系列の中で管理する。																			
		<p>表 7-2 地下水位低下設備の LCO 設定例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋 ・制御建屋エリア (No. 1 及び No. 2 揚水井戸)</td> <td>地下水位低下設備 水位</td> <td>2 系列動作可能であること 水位高警報設定値未満</td> </tr> <tr> <td>第 3 号機海水熱交換器 建屋エリア (No. 3 及び No. 4 揚水井戸)</td> <td>地下水位低下設備 水位</td> <td>2 系列動作可能であること 水位高警報設定値未満</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限		原子炉建屋 ・制御建屋エリア (No. 1 及び No. 2 揚水井戸)	地下水位低下設備 水位	2 系列動作可能であること 水位高警報設定値未満	第 3 号機海水熱交換器 建屋エリア (No. 3 及び No. 4 揚水井戸)	地下水位低下設備 水位	2 系列動作可能であること 水位高警報設定値未満									
項目	運転上の制限																				
原子炉建屋 ・制御建屋エリア (No. 1 及び No. 2 揚水井戸)	地下水位低下設備 水位	2 系列動作可能であること 水位高警報設定値未満																			
第 3 号機海水熱交換器 建屋エリア (No. 3 及び No. 4 揚水井戸)	地下水位低下設備 水位	2 系列動作可能であること 水位高警報設定値未満																			

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

工事計画認可	設置変更許可	資料番号他
<p>② 要求される措置の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下水位低下設備1系列が動作可能であれば、揚水井戸の水位を一定の範囲で保持することができる。しかし、1系列が動作不能の場合は、残りの1系列について動作可能であることを確認するとともに、可搬型設備を設置し地下水位を低下させる措置を開始し、予備品への交換を行う。 上記で要求される措置を完了時間内に達成できない場合、または、地下水位低下設備2系列が動作不能の場合には、原子炉を停止する。それに加えて、原子炉を停止した後の原子炉の状態においても地下水位低下設備の機能が要求されることから、可搬型設備により地下水位を低下させる措置を開始し、予備品への交換を行い、継続的に常設機の復旧を図る。 <p>③ AOT の設定の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下水位低下設備1系列が動作不能時の AOT は n 日間^{*1}とする。 地下水位低下設備2系列が動作不能の場合には、24時間で高温停止、36時間で低温停止する。 可搬型設備により α 時間^{*2}以内に地下水位を低下させる措置を完了する。 <p>*1: n については、地下水位低下設備はプラントの状態に合わせて頻度で稼働するという性質を踏まえ、工事計画認可段階での浸透流解析結果に基づき、現実的な設備の復旧時間等を勘案して設定することとする。 ※2: 体制構築時間及び可搬型設備設置後の起動時間を積み上げ、この時間が設計用地下水位到達までの時間 (X 時間) に包絡されるものとする。また、α 時間は工認設計段階での浸透流解析結果により決定するが、設定する際、体制構築時間等に一定の保守性を確保する。(別紙 18-26 図参照)</p>	<p>7.1.2 地下水位低下設備の LCO 逸脱時に要求される措置の設定方針</p> <p>(1) 揚水ポンプの動作不能による LCO 逸脱時に要求される措置</p> <p>揚水ポンプが 1 系列動作不能による LCO 逸脱時に要求される場合、残りの 1 系列について動作可能であることを確認及び可搬ポンプユニットによる排水準備を速やかに開始し、予備品への交換による当該系列の復旧を図る。残りの 1 系列が動作可能である場合、地下水位は設計用揚圧力以下に保たれることから、代替措置として可搬ポンプユニットによる排水を開始するまでの AOT は可搬 SA 設備を参考に設定し、復旧に係る AOT は非常用炉心冷却系等を参考に設定する。1 系列が動作可能な場合である場合の地下水位の運動について図 7-2 に示す。</p> <p>上記で要求される措置を AOT 内で達成できない場合、または 2 系列動作不能の場合には、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止においては、原子炉を冷温停止とともに、冷温停止後も地下水位低下設備の機能が要求されるとともに、冷温停止により α 時間[*]以内に揚水井戸の水位を低下させることから、可搬ポンプユニットにより α 時間[*]以内に揚水井戸の水位を低下させる措置を完了させる。</p> <p>原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換においては、炉心変更及び照射された燃料に係る作業の中止並びに有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管の原子炉圧力容器バウンダリを構成する隔壁弁の開操作を禁止する措置を講じるとともに、可搬ポンプユニットにより α 時間[*]以内に揚水井戸の水位を低下させる措置を完了させる。</p> <p>(揚水ポンプの組合せに応じた措置 (原子炉の状態に応じた措置を設定。))</p> <p>(揚水ポンプの組合せに応じた LCO 逸脱の判断、要求された措置を講じるとともに、可搬ポンプユニットにより α 時間[*]以内に揚水井戸の水位を低下させる措置を完了させる。)</p> <p>故障する揚水ポンプの組み合わせに応じた LCO 逸脱時に要求される措置の例を表 7-3 に示す。具体的な要求される措置は今後保安規定に定める。</p> <p>注記 * : 浸透流解析から評価した地下水位低下設備機能喪失後の時間余裕内での、原子炉建屋・制御建屋エリア、第 3 号機海水熱交換器エリアそれぞれに設定する。</p>	<p>7.1.2 地下水位低下設備の LCO 逸脱時に要求される措置の設定方針</p> <p>記載表現の相違（実質的な相違なし）</p> <p>上記で要求される措置を AOT 内で達成できない場合、または 2 系列動作不能の場合には、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止においては、原子炉を冷温停止とともに、冷温停止後も地下水位低下設備の機能が要求されるとともに、冷温停止により α 時間[*]以内に揚水井戸の水位を低下させることから、可搬ポンプユニットにより α 時間[*]以内に揚水井戸の水位を低下させる措置を完了させる。</p> <p>原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換においては、炉心変更及び照射された燃料に係る作業の中止並びに有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管の原子炉圧力容器バウンダリを構成する隔壁弁の開操作を禁止する措置を講じるとともに、可搬ポンプユニットにより α 時間[*]以内に揚水井戸の水位を低下させる措置を完了させる。</p> <p>(揚水ポンプの組合せに応じた措置 (原子炉の状態に応じた措置を設定。))</p> <p>(揚水ポンプの組合せに応じた LCO 逸脱の判断、要求された措置を講じるとともに、可搬ポンプユニットにより α 時間[*]以内に揚水井戸の水位を低下させる措置を完了させる。)</p> <p>故障する揚水ポンプの組み合わせに応じた LCO 逸脱時に要求される措置の例を表 7-3 に示す。具体的な要求される措置は今後保安規定に定める。</p> <p>注記 * : 浸透流解析から評価した地下水位低下設備機能喪失後の時間余裕内での、原子炉建屋・制御建屋エリア、第 3 号機海水熱交換器エリアそれぞれに設定する。</p>

赤字：詳細設計を踏まえ具體化した事項
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他																																																													
<p>別紙 18-26 図 可搬型設備による水位を低下させる措置の概念</p>	<p>表 7-3 故障する揚水ポンプの組み合せに応じた LCO 逸脱時に要求される措置の例 (原子炉建屋・制御建屋エリアの場合*)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>揚水井戸</th> <th>No.2揚水井戸</th> <th>LCO</th> <th>要求される措置</th> <th>AOT</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>満足</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>・他の1系列が動作可能であることを確認する。 ・可搬ポンプユニットによる海水を開始する。 及び ・当該系列が動作可能な状態に復旧する。</td> <td>・運転中に ・3日間</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>1系列、 動作不能</td> <td>・10日間</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>・可搬ポンプユニットによる海水を開始する。 及び ・当該系列が動作可能な状態に復旧する。</td> <td>・24時間</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>・2系列、 動作不能</td> <td>・24時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・冷温水としてする。</td> <td>・3日間</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*：第 3 号機海水熱交換器建屋エリアも同様に設定する。ただし、2 系列動作不能時の「可搬ポンプユニットによる排水を開始する」措置の AOT は 56 時間とする。</p> <p>6. 地下水位低下設備の復旧措置に必要な資機材の検討</p> <p>6.3.2 水位低下措置完了時間 (α_1), (α_2) の評価</p> <p>地下水位低下設備が機能喪失した後の、可搬ポンプユニット 2 個による水位低下措置完了までの時間について図 6-5, 表 6-2 に示す。</p>	No.	揚水井戸	No.2揚水井戸	LCO	要求される措置	AOT	①	○	○	○	満足		②	○	○	○			③	×	○	×			④	×	×	○			⑤	○	○	×	・他の1系列が動作可能であることを確認する。 ・可搬ポンプユニットによる海水を開始する。 及び ・当該系列が動作可能な状態に復旧する。	・運転中に ・3日間	⑥	×	○	×	1系列、 動作不能	・10日間	⑦	○	×	×	・可搬ポンプユニットによる海水を開始する。 及び ・当該系列が動作可能な状態に復旧する。	・24時間	⑧	×	×	×	・2系列、 動作不能	・24時間					・冷温水としてする。	・3日間	<p>・ 詳細設計を踏まえ具体化した事項</p> <p>(1) 系列動作不能時の AOT を具体化した事項 (表 7-3 に記載)</p> <p>・ 詳細設計を踏まえ具体化した事項</p> <p>(水位低下措置完了時間 (要員 参集による体制構築から水位低下開始まで) を評価し, 時間余裕の範囲内で対応可能なことを確認)</p>	<p>図 6-5 地下水位低下設備機能喪失後の水位低下措置時間 (α_1 及び α_2)</p> <p>6.3.3 可搬ポンプユニットの配備数の妥当性確認結果</p> <p>地下水位低下設備の機能喪失後、原子炉建屋・制御建屋エリアの水位低下措置完了時間 (α_1) は約 19 時間であり、設計用揚圧力に到達する時間余裕 (X_1) の範囲内で対応可能であることを確認した。</p> <p>また、第 3 号機海水熱交換器建屋エリアの水位低下措置完了時間 (α_2) は</p>
No.	揚水井戸	No.2揚水井戸	LCO	要求される措置	AOT																																																										
①	○	○	○	満足																																																											
②	○	○	○																																																												
③	×	○	×																																																												
④	×	×	○																																																												
⑤	○	○	×	・他の1系列が動作可能であることを確認する。 ・可搬ポンプユニットによる海水を開始する。 及び ・当該系列が動作可能な状態に復旧する。	・運転中に ・3日間																																																										
⑥	×	○	×	1系列、 動作不能	・10日間																																																										
⑦	○	×	×	・可搬ポンプユニットによる海水を開始する。 及び ・当該系列が動作可能な状態に復旧する。	・24時間																																																										
⑧	×	×	×	・2系列、 動作不能	・24時間																																																										
				・冷温水としてする。	・3日間																																																										

	工事計画認可	約 26 時間であり、設計用揚圧力に到達する時間余裕（X2）の範囲内で揚水開始が可能であることを確認した。 上のことから、可搬ポンプユニットの配備数が 2 個で妥当であることを確認した。	資料番号他																				
設置変更許可		<p>(2) 水位計の動作不能による LCO 逸脱時に要求される措置</p> <p>水位計は 1 台又は 2 台動作不能となるても監視・制御可能な設計だが、設計上の設置台数を満足しない状態であるため、動作不能となった水位計を復旧する。復旧に係る AOT は非常用戸心冷却系等を参考に設定する。</p> <p>水位計 3 台が動作不能となる場合は、監視・制御不能となるため、保守的に当該揚水井戸の水位が水位高警報設定値に到達し LCO を満足しない状態とみなし、可搬ポンプユニットによる排水などの該当する措置を速やかに実施した上で、水位計を復旧する。</p> <p>動作可能な水位計の台数に応じた LCO 逸脱時に要求される措置の例を表 7-4 に示す。具体的な要求される措置は今後保安規定に定める。</p> <p>動作可能な水位計の台数に応じた LCO 逸脱時に要求される措置の例を表 7-4 に示す。具体的な要求される措置は今後保安規定に定める。</p>	<p>・詳細設計を踏まえ具体化した事項 (水位計の動作不能による LCO 逸脱時の措置を明確化。)</p> <p>表 7-4 動作可能な水位計の台数に応じた LCO 逸脱時に要求される措置の例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>動作可能な台数</th> <th>LCO</th> <th>要求される措置</th> <th>AOT</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 3台</td> <td>満足</td> <td>・水位計を 3台動作可能な状態に復旧する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 2台</td> <td>逸脱 (1台動作不能)</td> <td>・水位計を 3台動作可能な状態に復旧する。 ・水位計を 2台動作可能な状態に復旧する。</td> <td>・10日間</td> </tr> <tr> <td>③ 1台</td> <td>逸脱 (2台動作不能)</td> <td>・水位計を 3台動作可能な状態に復旧する。 ・当該揚水井戸の水位が運転上の制限を満足していないとしたみならし、該当する措置を実施する。 ・水位計を 3台動作可能な状態に復旧する。</td> <td>・10日間</td> </tr> <tr> <td>④ 0台</td> <td>逸脱 (3台動作不能)</td> <td>・水位計を 3台動作可能な状態に復旧する。</td> <td>・10日間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 揚水井戸の水位の LCO 逸脱時に要求される措置</p> <p>1つの揚水井戸の水位が運転上の制限を満足しない場合は、ドレーン（鋼管）が水没するため、当該エリアの地下水はもう 1 方の揚水井戸へ流入する。よって、他の揚水井戸の水位が制限値を満足していることの確認及び可搬ポンプユニットによる排水準備を速やかに開始し、当該揚水井戸の水位を制限値以内に復旧する。他の揚水井戸の水位が制限値を満足している場合、地下水位は設計用揚圧力以下に保たれることから、代替措置として可搬ポンプユニットによる排水を開始するまでの AOT は可搬 SA 設備を参考に設定する。</p> <p>上記で要求される措置を AOT 内で達成できない場合には、原子炉の状態が運転、起動及び高温位が運転上の制限を満足しない場合には、原子炉の状態が運転、起動及び高温</p> <p>・詳細設計を踏まえ具体化した事項 (揚水井戸の水位に対する AOT を設定した。)</p>	動作可能な台数	LCO	要求される措置	AOT	① 3台	満足	・水位計を 3台動作可能な状態に復旧する。		② 2台	逸脱 (1台動作不能)	・水位計を 3台動作可能な状態に復旧する。 ・水位計を 2台動作可能な状態に復旧する。	・10日間	③ 1台	逸脱 (2台動作不能)	・水位計を 3台動作可能な状態に復旧する。 ・当該揚水井戸の水位が運転上の制限を満足していないとしたみならし、該当する措置を実施する。 ・水位計を 3台動作可能な状態に復旧する。	・10日間	④ 0台	逸脱 (3台動作不能)	・水位計を 3台動作可能な状態に復旧する。	・10日間
動作可能な台数	LCO	要求される措置	AOT																				
① 3台	満足	・水位計を 3台動作可能な状態に復旧する。																					
② 2台	逸脱 (1台動作不能)	・水位計を 3台動作可能な状態に復旧する。 ・水位計を 2台動作可能な状態に復旧する。	・10日間																				
③ 1台	逸脱 (2台動作不能)	・水位計を 3台動作可能な状態に復旧する。 ・当該揚水井戸の水位が運転上の制限を満足していないとしたみならし、該当する措置を実施する。 ・水位計を 3台動作可能な状態に復旧する。	・10日間																				
④ 0台	逸脱 (3台動作不能)	・水位計を 3台動作可能な状態に復旧する。	・10日間																				

<p>工事計画認可</p> <p>設置変更許可</p>	<p>停止においては、原子炉を冷温停止させるとともに、冷温停止後も地下水位低下設備の機能が要求されることから、可搬ポンプユニットにより α 時間*以内に揚水井戸の水位を低下させる措置を完了させる。</p> <p>原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換においては、炉心変更及び照射された燃料に係る作業の中止並びに有効燃料貯蔵部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管の原子炉圧力容器バウンダリを構成する隔壁弁の開操作を禁止する措置を講じるとともに、可搬ポンプユニットにより α 時間*以内に揚水井戸の水位を低下させる措置を完了させる。</p> <p>揚水井戸の水位に応じた LCO 逸脱時に要求される措置の例を表 7-5 に示す。具体的な要求される措置は今後保安規定に定める。</p> <p>注記*：浸透流解析から評価した地下水位低下設備機能喪失後の時間余裕内では、原子炉建屋・制御建屋エリア、第 3 号機海水熱交換器エリアそれぞれに設定する。</p> <p>表 7-5 揚水井戸の水位に応じた LCO 逸脱時に要求される措置の例 (原子炉建屋・制御建屋エリアの場合*)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>No.1 揚水井戸の水位</th> <th>No.2 揚水井戸の水位</th> <th>AOT</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>水位高報警報 設定値未満</td> <td>水位高報警報 設定値未満</td> <td>満足</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>水位高報警報 設定値以上</td> <td>水位高報警報 設定値未満</td> <td>1つの揚水井戸の水位が逸脱 他の揚水井戸の水位が制限値を超過していることを確認する。 ・可搬ポンプユニットによる排水を開始し、当該揚水井戸の水位 を削減し内に復旧する。</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>水位高報警報 設定値以上</td> <td>水位高報警報 設定値未満</td> <td>2つの揚水井戸の水位が逸脱 ・可搬ポンプユニットによる排水を開始する。 ・高品準上とする。 ・及び ・冷温停止とする。</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>水位高報警報 設定値以上</td> <td>水位高報警報 設定値未満以上</td> <td>2つの揚水井戸の水位が逸脱 ・冷温停止とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*：第 3 号機海水熱交換器建屋エリアも同様に設定する。ただし、2 つの揚水井戸の水位が逸脱した場合の「可搬ポンプユニットによる排水を開始する」措置の AOT は 56 時間とする。</p> <p>7.1.3 サーベイランスの実施方針</p> <p>揚水ポンプ自動運転の設定値は、揚水ポンプの発停頻度が 1 時間当たり 2 回程度になるよう考慮されている。したがって、運転上の制限を満足していることを確認するために、電源系及び制御系に異常がないこと、揚水ポンプが起動すること及び揚水ポンプの運転に伴い揚水井戸の水位が低下していくことを、毎日 1 回、制御盤で確認し、LCO に関する点検結果の記録として保存する。なお、毎日 1 回の確認頻度は、異常の有無を常時監視している設備である計測及び制御設備を参考に設定している。</p>		No.1 揚水井戸の水位	No.2 揚水井戸の水位	AOT	①	水位高報警報 設定値未満	水位高報警報 設定値未満	満足	②	水位高報警報 設定値以上	水位高報警報 設定値未満	1つの揚水井戸の水位が逸脱 他の揚水井戸の水位が制限値を超過していることを確認する。 ・可搬ポンプユニットによる排水を開始し、当該揚水井戸の水位 を削減し内に復旧する。	③	水位高報警報 設定値以上	水位高報警報 設定値未満	2つの揚水井戸の水位が逸脱 ・可搬ポンプユニットによる排水を開始する。 ・高品準上とする。 ・及び ・冷温停止とする。	④	水位高報警報 設定値以上	水位高報警報 設定値未満以上	2つの揚水井戸の水位が逸脱 ・冷温停止とする。
	No.1 揚水井戸の水位	No.2 揚水井戸の水位	AOT																		
①	水位高報警報 設定値未満	水位高報警報 設定値未満	満足																		
②	水位高報警報 設定値以上	水位高報警報 設定値未満	1つの揚水井戸の水位が逸脱 他の揚水井戸の水位が制限値を超過していることを確認する。 ・可搬ポンプユニットによる排水を開始し、当該揚水井戸の水位 を削減し内に復旧する。																		
③	水位高報警報 設定値以上	水位高報警報 設定値未満	2つの揚水井戸の水位が逸脱 ・可搬ポンプユニットによる排水を開始する。 ・高品準上とする。 ・及び ・冷温停止とする。																		
④	水位高報警報 設定値以上	水位高報警報 設定値未満以上	2つの揚水井戸の水位が逸脱 ・冷温停止とする。																		

【保守管理の方針(案)】

- 保全計画の策定では、原子炉施設保安規定において地下水位低下設備にLCOを設定することから、他のLCO設定設備と同様に、地下水位低下設備を「予防保全」の対象と位置付け管理していく。
- 機能喪失した場合に備え予備品を確保した上で、機能喪失時には原因調査を行い補修する。

① 可搬型設備及び予備品確保の考え方

- ・ 地下水位低下設備は、重要安全施設への影響に鑑み、原子炉施設の安全機能の重要度分類を踏まえて、高い信頼性を確保する設計とするものの、それでもなお、動作不能が発生した場合を想定し、可搬型設備及び予備品を配備する。
- ・ 地下水位低下設備は、常時待機状態の緩和系とは異なり、比較的高い頻度での稼働が必要な設備である。
こうした性質を勘案して、対象エリア各自で単一故障が発生し、かつ、その状態が重なる場合を想定しても、可搬型設備での対応が可能となるよう、必要台数を配備することとする。
また、可搬型設備を設置した上で予備品により恒久的な復旧を図るため、別紙18-23表に示す必要な資機材を配備する。

工事計画認可

資料番号他	VI-2-1-1-別添 1 地下水位低下設備の設計方針																					
設置変更許可	<p>7.2 保守管理の方針</p> <p>保全計画の策定では、原子炉施設保安規定において地下水位低下設備にLCOを設定することから、他のLCO設定設備と同様に、地下水位低下設備を「予防保全」の対象と位置付け管理するとともに、各エリアにおける全ての揚水井戸の機能喪失が発生しても、各エリアの排水機能の維持を可能とするため、「6. 地下水位低下設備の復旧措置に必要な資機材の検討」を踏まえ、必要台数を配備する。</p> <p>① 可搬型設備及び予備品確保の考え方</p> <p>・ 地下水位低下設備は、重要安全施設への影響に鑑み、原子炉施設の安全機能の重要度分類を踏まえて、高い信頼性を確保する設計とするものの、それでもなお、動作不能が発生した場合を想定し、可搬型設備及び予備品を配備する。</p> <p>・ 地下水位低下設備は、常時待機状態の緩和系とは異なり、比較的高い頻度での稼働が必要な設備である。 こうした性質を勘案して、対象エリア各自で単一故障が発生し、かつ、その状態が重なる場合を想定しても、可搬型設備での対応が可能となるよう、必要台数を配備することとする。 また、可搬型設備を設置した上で予備品により恒久的な復旧を図るため、別紙18-23表に示す必要な資機材を配備する。</p> <p>6.2 保全計画の策定では、原子炉施設保安規定において地下水位低下設備にLCOを設定することから、他のLCO設定設備と同様に、地下水位低下設備を「予防保全」の対象と位置付け管理するとともに、各エリアにおける全ての揚水井戸の機能喪失が発生しても、各エリアの排水機能の維持を可能とするため、「6. 地下水位低下設備の復旧措置に必要な資機材の検討」を踏まえ、必要台数を配備する。</p> <p>6.2.1 予備品の配備</p> <p>予備品は、原子炉建屋・制御建屋エリア及び第3号機海水熱交換器建屋エリアにおける全ての地下水位低下設備の機能喪失を考慮し、復旧措置にあたり機器の交換が必要な場合に備え、各エリアを1系統復旧できる個数を表6-1のとおり配備する。</p> <p>6.2.2 可搬ポンプユニットの配備</p> <p>可搬ポンプユニットは、の交換が必要となった場合において、速やかに機器を復旧するため、復旧作業が可能な水位まで地下水を排水することに加え、原子炉建屋・制御建屋エリア及び第3号機海水熱交換器建屋エリアにおける全ての地下水位低下設備の機能喪失を考慮し、各エリアの排水機能の維持を可能とするため、各エリアに1個、計2個配備する。</p> <p>表 6-1 各機器に必要となる予備品</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>機器</th> <th>配備数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排水機能</td> <td>揚水ポンプ</td> <td>各エリア1個（計2個）</td> </tr> <tr> <td>監視・制御機能</td> <td>制御盤の構成部品</td> <td>各系統1セット（計2セット）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水位計</td> <td>各エリア3個（計6個）</td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙 18-23 表 資機材の配備数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>配備数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型設備</td> <td>・揚水ポンプ ・発電機 等</td> <td>・対象エリアごとに1セット</td> </tr> <tr> <td>予備品</td> <td>・揚水ポンプ ・制御盤の構成部品 ・水位計 等</td> <td>対象エリアで設置するポンプ容量が異なる場合は、容量ごとに一式</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 要求される措置の具体的な例</p> <p>地下水位低下設備1系列が動作可能であれば、揚水井戸の水位を一定の範囲に保持することが可能であるが、1系列が動作不能の場合は、可搬型設備を設置し地下水位を低下させる措置を開始するとともに、残りの1系列について動作可能であることを確認し、予備品の揚水ポンプとの交換（復旧）を行う。 上記により2系列動作可能な状態に復帰する。</p>	機能	機器	配備数	排水機能	揚水ポンプ	各エリア1個（計2個）	監視・制御機能	制御盤の構成部品	各系統1セット（計2セット）		水位計	各エリア3個（計6個）	項目	配備数	備考	可搬型設備	・揚水ポンプ ・発電機 等	・対象エリアごとに1セット	予備品	・揚水ポンプ ・制御盤の構成部品 ・水位計 等	対象エリアで設置するポンプ容量が異なる場合は、容量ごとに一式
機能	機器	配備数																				
排水機能	揚水ポンプ	各エリア1個（計2個）																				
監視・制御機能	制御盤の構成部品	各系統1セット（計2セット）																				
	水位計	各エリア3個（計6個）																				
項目	配備数	備考																				
可搬型設備	・揚水ポンプ ・発電機 等	・対象エリアごとに1セット																				
予備品	・揚水ポンプ ・制御盤の構成部品 ・水位計 等	対象エリアで設置するポンプ容量が異なる場合は、容量ごとに一式																				

		工事計画認可	資料番号他
<p>設置変更許可</p> <p>地下水位低下設備 2 系列が動作不能の場合には、地震が発生すると施設に対し揚圧力による影響があることから原子炉を停止する。それに加えて、原子炉を停止した後の原子炉の状態においても地下水位低下設備の機能が要求されることから、可搬型設備及び予備品により地下水位を低下させる措置を行う。</p> <p>7. 運用管理・保守管理</p> <p>7.2 保守管理の方針</p> <p>7.2.1 地下水位低下設備の具体的な試験又は検査</p> <p>地下水位低下設備は独立して試験又は検査ができる設計とする。 地下水位低下設備に係る試験又は検査の例を表 7-6 に、地下水位低下設備の検査項目と範囲を図 7-3 に示す。</p> <p>(3) 地下水位低下設備の具体的な試験又は検査</p> <p>設置許可基準規則第 12 条の解釈において、試験又は検査について以下の要求事項がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転中に定期的に試験又は検査（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 6 号）に規定される試験又は検査を含む。）ができること。 多重性又は多様性を備えた系統及び機器にあっては、各々が独立して試験又は検査ができること。 <p>これを踏まえて、地下水位低下設備は独立して試験又は検査ができる設計とする。</p> <p>地下水位低下設備に係る試験又は検査の例を別紙 18-24 表に、地下水位低下設備の検査項目と範囲を別紙 18-29 図に示す。</p>	<p>VI-2-1-1-別添 1 地下水位低下設備の設計方針</p> <p>記載表現の相違（実質的な相違なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載表現の相違（設置変更許可段階で揚水泵ポンプ起動試験を 1 回/月の頻度で確認することとしていたものは、揚水泵ポンプが起動し、地下水を排水できていることを確認する目的で、制御盤にて揚水泵ポンプの起動、揚水泵ポンプ起動に伴う揚水井戸の水位低下を確認するものを想定していた。詳細設計において、揚水泵ポンプの発停頻度が 1 時間当たり 2 回程度となるよう考慮した自動起動設定値としたことから、毎日 1 回、サーベイランスで揚水泵ポンプが起動すること及び揚水泵ポンプの運転に伴い揚水井戸の水位が低下していることを制御盤で確認することで、確認頻度を上げて対応できるものであり、揚水泵ポンプ起動試験（1 回/月）の設定について適正化した。） 		

表 7-6 地下水位低下設備に係る試験又は検査の例

項目	内容	頻度	頻度
水位検出器性能（校正）検査	水位検出器の校正を行い、適切な値が伝送されることを確認する。	定期検査ごと	定期事業者検査ごと
水位計設定値確認検査及びインターロック確認検査	水位計設定値が適切な値であること、インターロックが作動することを確認する。	定期検査ごと	定期事業者検査ごと
揚水泵ポンプ機能検査	インターロックの入力信号によりポンプが起動・停止することを確認する。	定期検査ごと	定期事業者検査ごと
揚水泵ポンプ起動試験	揚水泵ポンプが起動することを確認する。	1 回／月	定期事業者検査ごと

<p>赤字 : 詳細設計を踏まえ具体化した事項 緑字 : 記載表現の相違（実質的な相違なし）</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">資料番号</td><td style="width: 90%;">他</td></tr> </table>	資料番号	他
資料番号	他		
<p>設置変更許可</p>	<p>7.1.3 サーベイランスの実施方針</p> <p>揚水ポンプ自動運転の設定値は、揚水ポンプの発停頻度が 1 時間当たり 2 回程度になるよう考慮されている。したがって、運転上の制限を満足していることを確認すること及び揚水ポンプの運転に異常がないこと、揚水ポンプが起動することを、毎日 1 回、制御盤で確認し、LCO に関する点検結果の記録として保存する。なお、毎日 1 回の確認頻度は、異常の有無を常時監視している設備である計測及び制御設備を参考に設定している。</p>		
<p>図 7-3 地下水位低下設備の試験又は検査項目と範囲</p> <p>別紙 18-29 図 地下水位低下設備の試験又は検査項目と範囲</p>	<p>詳細設計を踏まえ具体化した事項</p> <p>(該計で考慮されている揚水ポンプ発停頻度の具体化を踏まえ、毎日 1 回、LCO を満足することを確認する。)</p>		

<p>添付資料2 ドレンの信頼性確保の検討</p> <p>1. はじめに ドレンの機能喪失要因と対応の考え方を添付2-1表に示す。 ドレン構造（有孔管）に起因し経時的に状態が変化するモードとして土砂流入 を考えられるが、ドレンは耐久性・耐震性を確保したものを使用すること、有孔 部から流入する土砂は非常に緩速に堆積することから、管の閉塞に至るリスクはな い。さらに、今後予防保全対象として定期的な点検・土砂排除を行う計画とする。</p>	<p>工事計画認可</p> <p>設置変更許可</p> <p>3.3 敷地の地下水位分布及び耐震評価における地下水位設定方針</p> <p>3.3.2 耐震評価における設計用地下水位設定方針</p> <p>(5)予測解析（水位評価モデルを用いた定常解釈）</p> <p>a. 水位評価モデルの作成 (e) ドレンのモデル化</p> <p>二. ドレンの集水機能保持の前提について</p> <p>(ロ) 保守管理</p> <p>既設のヒューム管内部への土砂等の流入は非常に少なく＊1、ドレン内への 土砂堆積は非常に緩速に進行する（新設する鋼管は岩盤内に設置するため、土 砂等が流入する可能性は非常に小さい）。</p> <p>浸透流解析において考慮するドレンは、既設・新設のうち耐久性・耐震性・ 保守管理性が確保できる範囲として設定。土砂による閉塞以外の要因も含め、 集水機能を喪失しうる要因を網羅的に抽出した上で、設計（耐久性・耐震性の 確保）並びに保守管理により機能を維持することが可能と整理している。また、 実機を用いた試験施工により、カメラ等によるドレン内部の確認や高圧洗浄 による土砂の除去など、保守管理方法の成立性を確認している。（参考資料9）</p> <p>更に、ドレンは今後予防保全対象として定期的な点検・土砂排除を行うこと とから、管の閉塞に至るリスクはなく、有孔部からの流入土砂に起因するドレ ン機能の喪失は保守的な想定である。</p>	<p>資料番号他</p> <p>補足-600-1 地盤の支持性能 について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載表現の相違 (記載を具体化。基本方針に変更なし) ・詳細設計を踏まえ具体化した 事項 (ドレン閉塞要因の分析、試 験施工の実施)
<p>参考資料9 地下水位低下設備の保守管理について</p> <p>2. ドレンの保守管理について</p> <p>2.1 ドレンの機能喪失要因と対応方法</p> <p>集水機能を担うドレン・接続管は、閉塞による機能喪失リスクを考慮する 必要がある。設置状況や保守管理性を踏まえ、機能喪失する可能性のある事 象を網羅的に挙げ、それらに対する対応の考え方を整理した。ドレンの機能 喪失要因と対応の考え方を表9-1に示す。</p> <p>ここに示すとおり、土砂流入をはじめとして、機能喪失への影響が想定され る全ての事象は、設計（耐久性・耐震性の確保）並びに保守管理により対処し、 機能維持することが可能である。</p> <p>なお、ドレンは技術基準規則第14条の要求事項への配慮の観点から、部分 閉塞を想定した設計を行っているが、ドレンは耐久性・耐震性を確保したも のを使用すること、有孔部から流入する土砂は非常に緩速に堆積すること、今 後予防保全対象として定期的な点検・土砂排除を行うことから、管の閉塞に至 るリスクはなく、有孔部からの流入土砂に起因するドレン機能の喪失は保守 的な想定である。</p>	<p>補足-600-1 地盤の支持性能 について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載表現の相違 (記載を具体化。基本方針に変更なし) 	

設置変更許可

添付2-1表 ドレンンの機能喪失要因と対応の考え方

機能喪失への影響が想定される事象	設計・保守管理における対応の考え方と取扱い、
・経年劣化や地震により損壊し、断面形状を保持できない。	・耐久性のある材料を採用するとともに、Ss機能維持設計とする。
・ドレンン接続箇所の集水機能の検討に当たっては、ドレンンの有効範囲以外等からの雨水流入による他規定以上の雨水能力が不足する。	・ドレンン的有效範囲において雨水流入の可能性を考慮、また、湧水量を大きく評価するうえで流入量を確認し、必要に応じて設計を行うことによって流入量を確認する。（排水機能にも係る事項であり、ポンプ、配管設計にも反映する）
・土砂流入により開窓又は通水断面が減少し、集・排水機能を喪失する。	・堆砂実績を踏まえ、十分な余裕を有する管径を設定するなどに、定期的な点検、土砂堆積を実施する。 - 有孔部（ヒューム管・有孔ビード管・φ25mm、無孔ビード管・φ100mm、無孔ビード管・φ150mm、無孔ビード管・φ200mm）は微量であり、有孔部に対して管径が十分大きくなることから、十分な余裕を有する断面を持つことで機能喪失には至らない。 - また、設置状況や管径に応じて、既設ドレンンにアクセスする目的とした保守管理用立坑を設置することにより保守管理性の向上を図る。
・地盤改良工事等による目詰まり等により集・排水機能を喪失する。	・施工時の規制を行ふ。（施工方法の検討）

表9-1 ドレンンの機能喪失要因と対応の考え方

工事計画認可	資料番号他
・ 詳細設計を踏まえ具体化した事項 (工事計画認可では、ドレンンの機能喪失要因を更に検討し、バクテリア影響に対する考察を追加。)	・ 設計上、機械失敗の想定の考慮
機能喪失への影響が想定される事象	設計・保守管理における事象への対応 耐久性のある材料を使用するとともに、耐震性（Ss機能維持）を確保する設計とする。
・ 経年劣化や地震により損壊し、断面形状を保持できない。	・ 潜水層の算定においては、設置される全てのドレンンからの雨水流入を考慮する。また、涌水量を大きく算定するよう常に透水係数を設定し、持られた涌水量を充格するバックの排水ポンプの排水能力を設定する。
・ ドレンン接続箇所の集水機能の検討に当たっては、ドレンン的有效範囲以外等からの雨水流入による他規定以上の雨水能力が不足する。	・ 地盤ヒューム管内部のカーメラ調査結果から、ドレンンの設備用開始後の地盤土砂は僅かである（有孔部（ヒューム管 φ25mm、鋼管 φ76mm）から管内への土砂流入は微量であり、有孔部に対して管径が十分大きく、土砂堆積による通水断面の減少は非常に緩慢***）に進行する。） ・ ドレンンは設計涌水量に対し十分な排水能力が確保されれば、新設ドレンンは設計涌水量に対して十分な排水能力を確保されるよう設計する。 ・ 予防保全として、定期的な点検、土砂堆積を実施する。
・ 土砂流入により開窓又は通水断面が減少し、集・排水機能を喪失する。	・ 地盤改良工事等による目詰まり等によりドレンン流入を防止する。 - 施工前のドレンン状況の確認を行う。
・ 地盤改良工事等による目詰まり等により集・排水機能を喪失する。	・ 施工方法や規制等によりドレンン流入を防止する。 - 施工後のドレンン状況の確認を行う。
※1 有孔ヒューム管・有孔ビード管は、岩盤を掘り下げて設置しており、透水層が管周囲に充填される構造のため、管内への土砂供給が非常に少ない。	・ 第3号機の既設ヒューム管はそれぞれ設置から約25年、18年経過しているが、内部メタリコア結果から、両膨脹による目詰まり等は確認されていない。
※2 有孔ヒューム管の至近の目標確認結果では、設置後20年以上が経過しているが底部に随分堆積が確認される程度。堆積土砂はシルト相当。（添付資料1）	・ 第2号機、第3号機の既設ヒューム管はそれぞれ設置から約25年、18年経過しているが、本設備は地下の湧水を集水している供給される必要があるが、本設備が非常に豊富な有機物が常に供給される必要があるが、本設備が少ないと考えられる。バクテリアが大量に増殖するためには豊富な有機物が常に供給される必要があるが、本設備が少ないと考えられる。 - バクテリアが増殖し機能喪失する原因是多く、主たる原因は地盤は中性であること、また既存合有層が少ないこと、地下水による日詰まり等は確認されていない。 - また、構内排水は生活排水とは独立した系統を有しており、発電所周辺において大きな環境変化も予定されておらず、今後も有機物の供給の急激な増加はない」と考えられる。
・ 地盤改良工事等による目詰まり等により集・排水機能を喪失する。	・ 予防保全として、定期的な点検を実施する。
※1 ヒューム管は、岩盤を掘り下げて設置しており、鉄石が管周間に充填される構造のため、管内への土砂供給が非常に少ない。	・ 地下水は中性であること、また既存合有層が少ないことを確認しており、鉄石が増殖し機能喪失することは考えにくい（表9-2）。
※2 ヒューム管の至近の目標確認結果では、設置後20年程度（2号機：約23年、3号機：約16年）が経過しているが底部に僅かに堆積が確認される程度。堆積土砂はシルト相当。（添付資料1-1）	・ 予防保全として、定期的な点検を実施する。

2. ドレーン・接続構の機能喪失事象への信頼性確保の考え方
ドレーンの敷設状況等を踏まえた保守管理方針を整理した。ドレーンの保守管理方針を添付2-2表に示す。
既設の接続構又はドレーンに接続された保守管理用の立坑を新たに構築する等、保守管理性の向上策もあわせて検討する。

なお、既設の2号炉原子炉建屋及び3号炉海水熱交換器建屋基礎版下部にあるような径がφ100mmの有孔塩ビ管の保守管理に当たっては、添付2-2表のとおりカメラ等で状況の確認ができる機能喪失時のお心も可能と考えられるものの、機能喪失時の検知及び修復に不確実性があるものと考えられることから、耐震性及び耐久性を有していたとしても保守管理に期待せずドレーンの機能喪失を前提とした設計（管路ではなく透水層）とする方針とする。

添付2-2表 ドレーンの保守管理方針

区分	構成部位(例)		ドレーンの点検内容		異常の対応
	有孔ヒューム管・接続構	有孔塩ビ管	手段	点検対象と確認内容	
I 全域立入可能	φ800mm(全範囲), φ1,050mm(全範囲)	—	・目視	・損傷等の有無、土砂堆積 状況等から、通水断面が 保証されていることを確認 する。	・詳細調査を行い、必要 な対策を実施する。
II ガラス等による部分的 に確認可能	φ500mm (流末部)	φ100mm (2号炉R/B直下) [3号炉Hx直下]	・カメラ等	・損傷等の有無、土砂堆積 状況等から、通水断面が 保証されていることを確認 する。	・詳細調査を行い、必要 な対策を実施する。
III 流末部※の断面の確 認及びトーラー試験等による確認可能	φ500mm (流末部以外)	—	・流末部の断面を IIに○記入 ・トーラー試験等	・II以上の通水断面が保持さ れていることを確認する。 ・トーラー試験等により通 水断面の基盤生土が保持さ れていることを確認する。	・IIの断面と同様の状態 にごみなどの発見、詳細 調査を行い、必要な対 策を実施する。

※1: 流末部とは、同名の管の最下流部を指す。(有孔ヒューム管やφ100mm)は立入りできないが、最下流部の焼却炉を介してφ800mm、φ1,050mmの有孔ヒューム管と合してある。
※2: 以下に示す理由から、ドレーンは一定の位置が確保され、井戸底も同様に確保されるため、通常時は流末部で外観点検を行うことと異常等の検知が可能である。
a. 施工方法: 目次に示す通り、施工時に同一の施工工具が同一の位置に複数回設置されている。
b. 集中配線の着色性: ドレーンは同時に同一施工工具が複数回設置される。施工記録等により位置の情報を確認できる。
c. 防止・耐候性: (S機能維持)が確保されている。
d. 安定化用地盤釘がある。(岩盤構造外(土被り)の変動が小さく、地下空間に埋められた外縁等の劣化因数がない、流入する地下水中に有害な物質が含まれない等)
e. 流末部は土被りが最大(作用荷重最大)であり、設計上最も厳しい部屋である。

設置変更許可
参考資料9 地下水位低下設備の保守管理について
2.2 ドレーンの保守管理性の確保方法

ドレーンの機能喪失事象を踏まえ、保守管理性を有することにより判断する。経路の連続性に関する確認、通水断面の確保の可否により判断する。ドレーンの構造・形状別の部位に応じた保守管理性の確保方法について、表9-3のとおり整理した。

ここで、表9-3における「流末部」とは同名の管の最下流部を表す。ヒューム管(φ500mm)は立入りできないが、入り可能なφ800mm、φ1050mmのヒューム管については、最下流部の接続袖や近傍の保守管理坑からアクセスでき、目視・カメラ等による確認が可能である。

表9-3 保守管理性の確保方法

部位	設置状況と調査項目*			保守管理性の確保方法	
	立入	カメラ	トーラー試験+流 末部確認	経路の連続性 確認方法	通水断面の 確保方法
鋼管 (φ142.5mm)	×	○	×	・カメラ	・設計 (Ss機能維持)
ヒューム管 (φ500mm)	×	△	○	・トレーサー試験、 流末部の確認 (カメラ・目視)	・維持管理 (定期的な点検・土 砂排除)
ヒューム管 (φ800mm)	○	○	○	・目視 (への立入) ・トレーサー試験 ・流末部の確認 (カメラ・目視)	
ヒューム管 (φ1050mm)					

*: 各部位における調査可否(○全範囲可、△部分的に可、×不可)

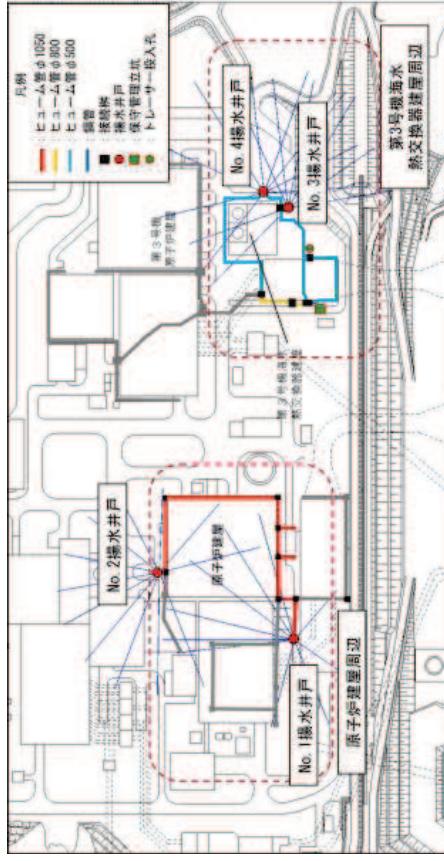


図9-1 保守管理範囲の概要図

資料番号他
補足-600-1 地盤の支持性能
について

・ 詳細設計を踏まえ具体化し
た事項
(工事計画認可ではドレーン
各部位へのアクセス性を踏
まえた保守管理方法等の情
報を追加)

	工事計画認可	資料番号他															
設置変更許可	<p style="text-align: center;">表 9-4 各部位へのアクセス性</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">エリア</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">主な構成部位</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">アクセス性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">原子炉建屋周辺</td> <td style="padding: 5px;">ヒューム管 (φ 1050 mm)</td> <td style="padding: 5px;">・No.1, 2 揚水井戸内にステージを設け接続部から直接、人がアクセスできる</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">鋼管 (φ 142.5 mm)</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">・No.1, 2 揚水井戸内の作業ステージからカーメラ、洗浄ホースが挿入できる</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">第 3 号機海水熱交換器建屋周辺</td> <td style="padding: 5px;">ヒューム管*1 (φ 800 mm, φ 500 mm)</td> <td style="padding: 5px;">・No.3, 4 揚水井戸の接続部または下流側の保守管理立坑からカーメラが挿入できる ・No.3, 4 揚水井戸の接続部またはトレーサー投入孔からトレーサーを投入でき、下流側の保守管理立坑から試料回収できる。 ・No.3, 4 揚水井戸の接続部のトレーサー投入孔から洗浄用ホースが挿入できる。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">鋼管 (φ 142.5 mm)</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">・No.3, 4 揚水井戸内の作業ステージからカーメラ、洗浄ホースが挿入できる</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">注記*1：土砂の堆積状況により土砂排除が必要と判断した場合は、上流側の揚水井戸またはトレーザー投入孔より洗浄水を送水し、下流側の保守管理立坑においてベキューム等で土砂回収を実施する</p> <p style="margin-top: 10px;">*2：保守管理立坑及びトレーザー投入孔は直接集・排水機能を担うものではないことから、設計基準対象施設には該当しないが、ドーンの有効範囲を維持していくために必要であることを踏まえ、基準地盤動 S_s に対する機能維持を図る。</p>	エリア	主な構成部位	アクセス性	原子炉建屋周辺	ヒューム管 (φ 1050 mm)	・No.1, 2 揚水井戸内にステージを設け接続部から直接、人がアクセスできる	鋼管 (φ 142.5 mm)		・No.1, 2 揚水井戸内の作業ステージからカーメラ、洗浄ホースが挿入できる	第 3 号機海水熱交換器建屋周辺	ヒューム管*1 (φ 800 mm, φ 500 mm)	・No.3, 4 揚水井戸の接続部または下流側の保守管理立坑からカーメラが挿入できる ・No.3, 4 揚水井戸の接続部またはトレーサー投入孔からトレーサーを投入でき、下流側の保守管理立坑から試料回収できる。 ・No.3, 4 揚水井戸の接続部のトレーサー投入孔から洗浄用ホースが挿入できる。	鋼管 (φ 142.5 mm)		・No.3, 4 揚水井戸内の作業ステージからカーメラ、洗浄ホースが挿入できる	
エリア	主な構成部位	アクセス性															
原子炉建屋周辺	ヒューム管 (φ 1050 mm)	・No.1, 2 揚水井戸内にステージを設け接続部から直接、人がアクセスできる															
鋼管 (φ 142.5 mm)		・No.1, 2 揚水井戸内の作業ステージからカーメラ、洗浄ホースが挿入できる															
第 3 号機海水熱交換器建屋周辺	ヒューム管*1 (φ 800 mm, φ 500 mm)	・No.3, 4 揚水井戸の接続部または下流側の保守管理立坑からカーメラが挿入できる ・No.3, 4 揚水井戸の接続部またはトレーサー投入孔からトレーサーを投入でき、下流側の保守管理立坑から試料回収できる。 ・No.3, 4 揚水井戸の接続部のトレーサー投入孔から洗浄用ホースが挿入できる。															
鋼管 (φ 142.5 mm)		・No.3, 4 揚水井戸内の作業ステージからカーメラ、洗浄ホースが挿入できる															

赤字: 詳細設計を踏まえ具体化した事項
緑字: 記載表現の相違(実質的な相違なし)

<p>3. 集水機能の信頼性の検討</p> <p>設計用地下水位の算定(浸透流解析)に用いるドレンの有効範囲は、添付2-2図に示すフローに従い設定することで信頼性を確保する。</p> <p>(e) ドレンのモデル化</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 有効範囲の設定 <p>集水機能に寄与するドレンの有効範囲について、新設及び既設範囲のうち信頼性が確認された範囲に限定することで水位を評価する。</p> <p>ドレンの有効範囲の設定プロセスを参考資料5に示す。</p> <p>設計用地下水位の算定において設定するドレンの有効範囲を設定する。図は、図3-3-23に示す集水機能の基本検討フローに従い、以下の考え方で設定することにより信頼性を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価対象施設等の配置などを勘案し、既設ドレンの期待範囲を設定する。 ・ドレンは、耐久性、耐震性並びに保守管理性の3つの観点から、全てを満足するものは管路として、それ以外は設置状況に応じて透水層又は周辺の地盤に分類する。 ・浸透流解析を踏まえ、施設の安全性を確保できるよう、ドレン有効範囲の設定や必要な範囲への新設を検討する。 ・技術基準規則第14条(安全設備)の要求事項(多重性及び独立性)に配慮した設備構成とする。 <p>(5) 予測解析(水位評価モデルを用いた定常解析)</p> <p>a. 水位評価モデルの作成</p> <p>(e) ドレンのモデル化</p>	<p>工事計画認可</p> <p>設置変更許可</p>	<p>補足-600-1 地盤の支持性能について (記載表現の相違(記載を具体化。基本方針に変更なし))</p>
---	-----------------------------	---



添付2-2図 集水機能の検討フロー

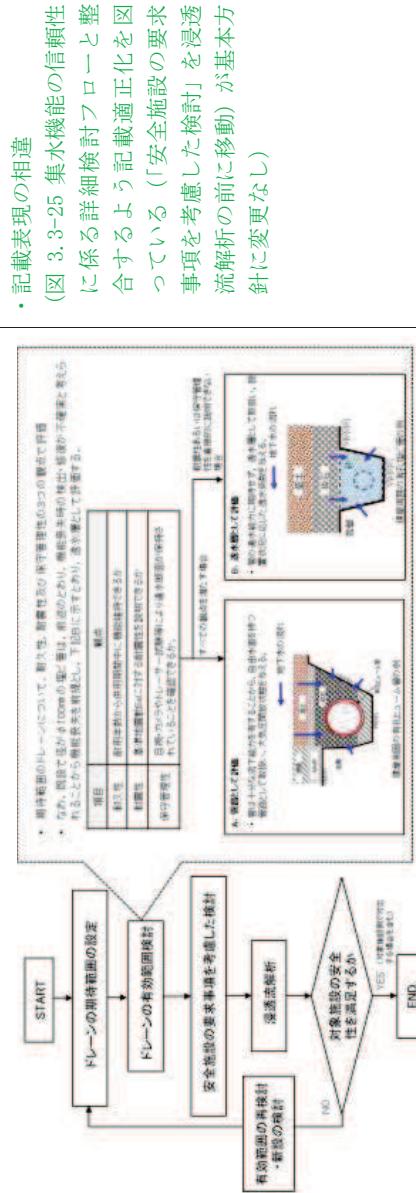


図 3-23 集水機能の信頼性に係る基本検討フロー

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

ドレーンの状態に対応したハターンと浸透流解析上の取扱いを添付2-3図に示す。

工事計画認可 設置変更許可

ドレーンの状態に対応したハターンと浸透流解析上の取扱いを添付2-3図に示す。

各観点に対する評価

分類	ハターンの状態	該当箇所	各観点に対する評価
	新水井	新水井	○ 保管衛生
A-1	有孔ヒーターポ管	○	○ 有孔ヒーターポ管が井戸壁に接する。そのため、井戸周囲の土壌侵食が発生する。 ○ 有孔ヒーターポ管の内側を掩埋する。そのため、土壤侵食が発生しない。
A-2	(新設する場合)	○	○ 有孔ヒーターポ管が井戸壁に接する。そのため、井戸周囲の土壌侵食が発生する。 ○ 有孔ヒーターポ管の内側を掩埋する。そのため、土壤侵食が発生しない。
B-1	有孔ヒーターポ管(下端がH-TB)	○	○ ハターンは接続部に開口部があるため、工事期間中の土壌侵食が発生する。そのため、井戸周囲の土壌侵食が発生する。 ○ ハターンは接続部に開口部があるため、工事期間中の土壌侵食が発生する。 ○ H-TB部の接続部が接続されないことを確認する。
B-2	有孔ヒーターポ管(R-B-TB)	○	○ H-TB部は接続部が接続される。そのため、井戸周囲の土壌侵食が発生しない。
C-1	有孔ヒーターポ管(横街しま)	○	○ 有孔ヒーターポ管が井戸壁に接する。そのため、井戸周囲の土壌侵食が発生する。
C-2	(横街しま)	—	—

○ 各観点の要求事項を満足する。△ 各観点の要求事項を満足しない。× 各観点の要求事項を満足する。

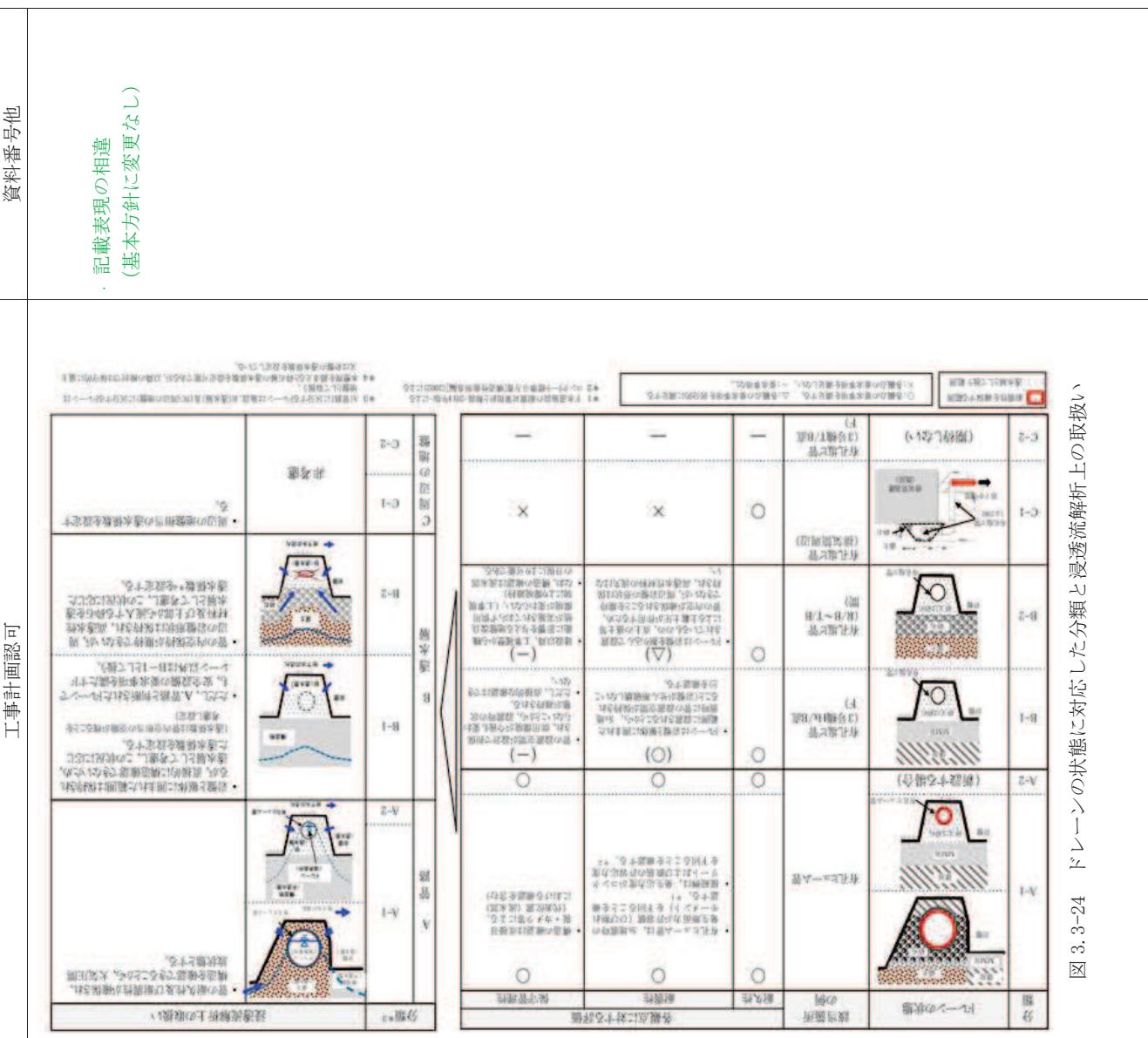
※ 下水道設計の影響に対する対応概要: 2014年版による

※2 コンクリート構造物の要求事項: 施設、B(透水井戸)及びC(周辺地盤)に分類する。

※3 浸透流解析上、A管筋の内側を分類する。

添付2-3 図 ドレーンの状態に対応したハターンと浸透流解析上の取扱い

安全施設の要求事項についての検討においては、ドレーンの設置状況等に応じて、多重性及び独立性を確保する揚水ポンプ、揚水井戸の配置を検討する。これらを踏まえて設定した集水機能の信頼性の詳細検討フローを添付2-4図に示す。



資料番号他

記載表現の相違
(基本方針に変更なし)

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

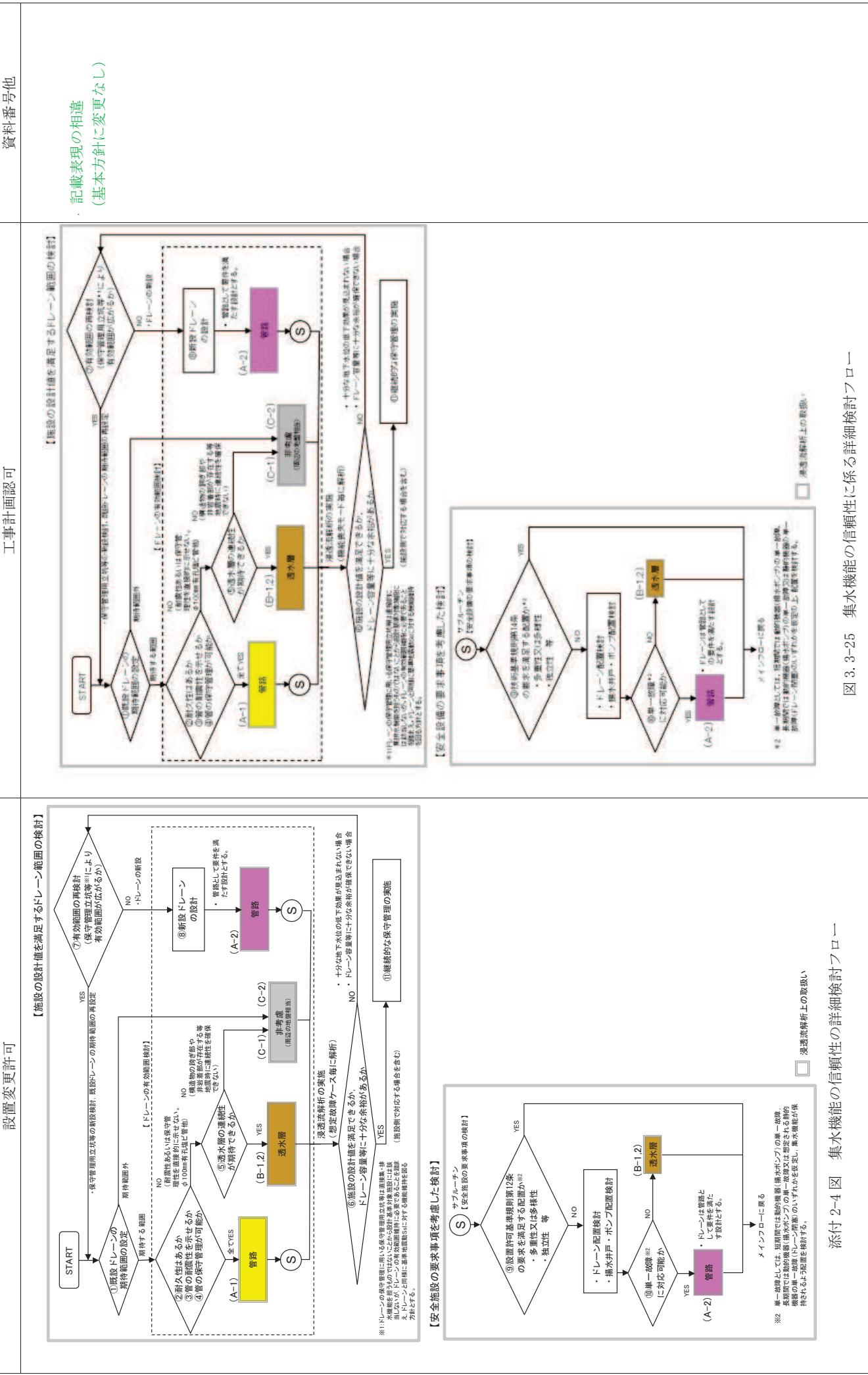


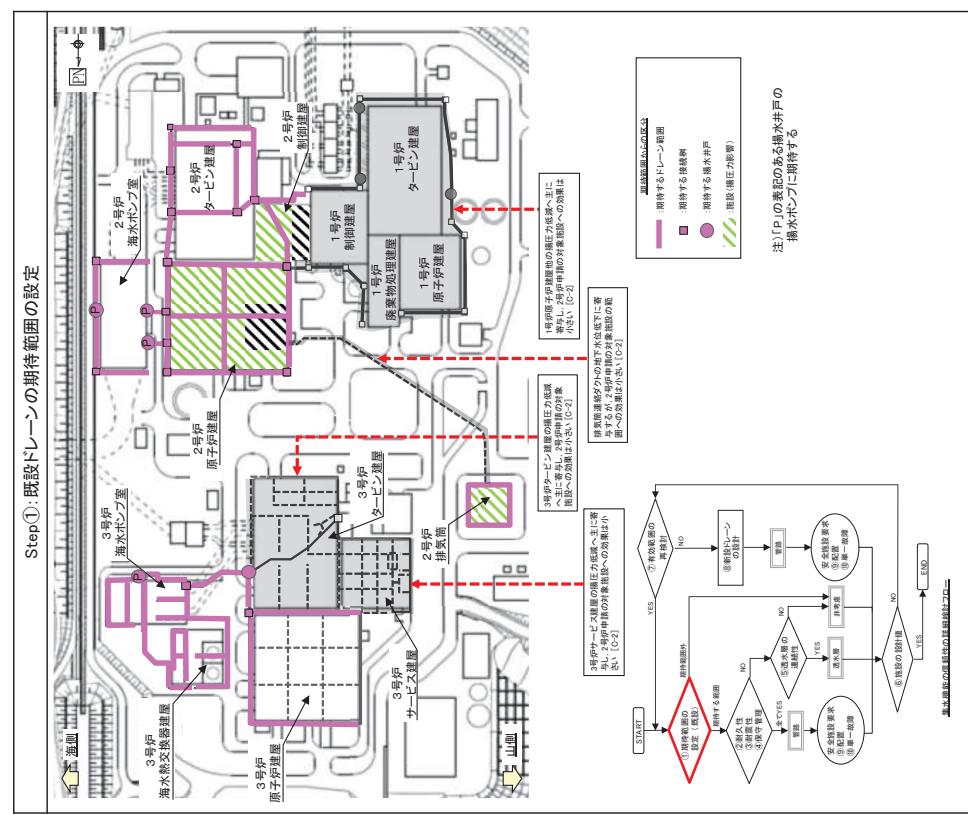
図 3-3-25 集水機能の信頼性に係る詳細検討フロー

赤字：詳細設計を踏まえ具現化した事項
黒字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

可許更變麥置久

次に、集水機能の信頼性の詳細検討フローに基づく各プロセスの検討内容の例を示す。ここでは早期に影響が現れる施設の揚圧力影響の低減に着目し、地下水位を一定の範囲に保持する地下水平低下下設備を設置することとし、集水及び排水機能に係る設備構成の検討を行った。

また、「①既設ドレーンの期待範囲の設定」として、2号炉申請時において、施設の揚圧力影響低減への寄与が大きいと考えられる既設ドレーン範囲を抽出し、既設ドレーンの期待範囲を添付2-5図に示す。



添付 2-5 図 既設ドローンの期待節耗の設定 (Step①)

工事計画認可

補足-600-1 地盤の支持性能について

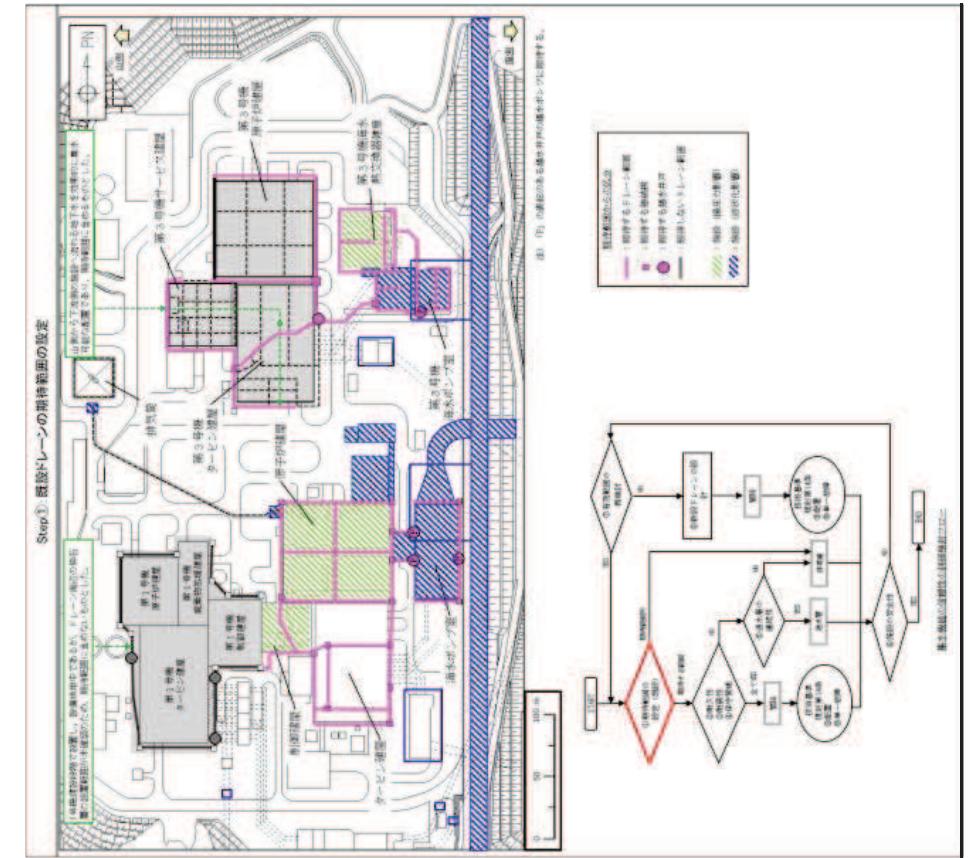


図 5-4 既設ドレーンの期待範囲の設定 (Step①)

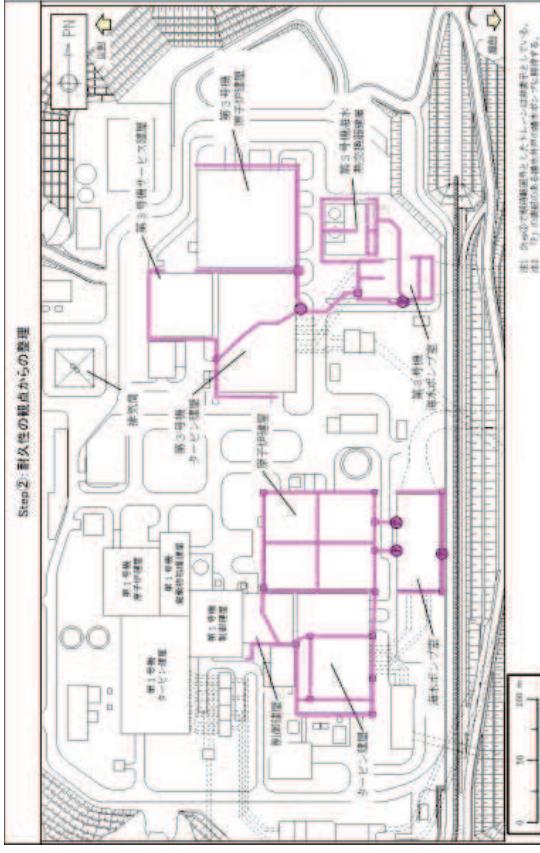
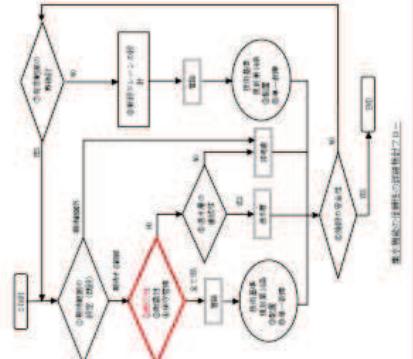
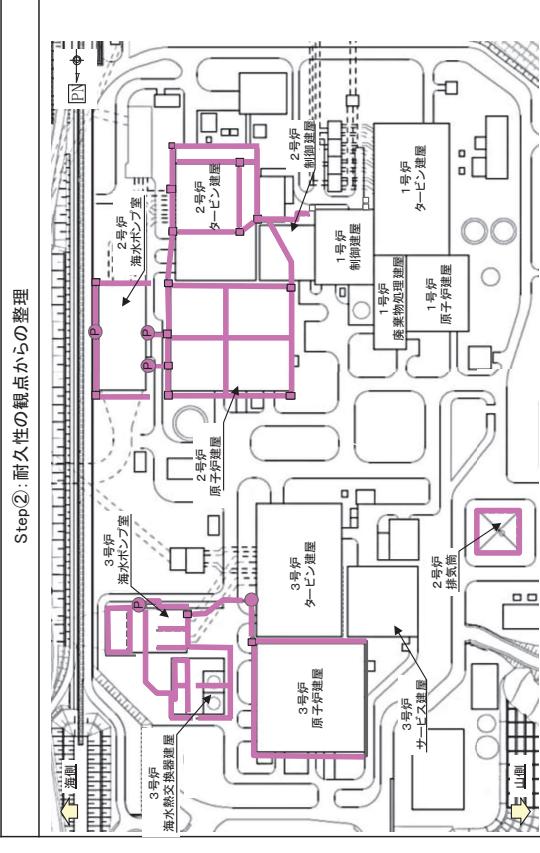
詳細設計を踏まえ具体化した
事項
(3号機エリアの一部は、山側
から下流側へ流れる地下水
を効果的に集水可能である
ため、期待範囲に含めるもの
とした。また、詳細設計段階
における検討を踏まえ、排気
筒周辺にはドーンを新設
せず、安全性を確保する方針
とした)

以下、各ステップの図は工事
計画認可において上下反転

参考資料5 浸透流解析におけるドレーンの有効範囲の設定結果

前足-600-1 地盤の支持性能について

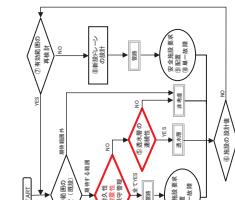
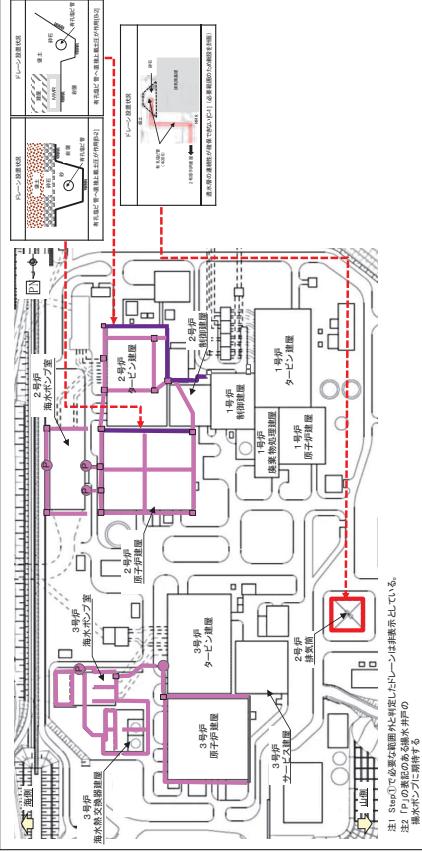
**赤字 : 詳細設計を踏まえ具体化した事項
緑字 : 記載表現の相違（実質的な相違なし）**

<p>設置変更許可</p> <p>統いて、「②耐久性」の観点からは全てのドレーン（有孔ヒューム管・有孔塩ビ管）が有効と判断される。耐久性に関する確認結果は添付資料2に示すとおりである。耐久性の観点からの整理結果を添付2-6図に示す。</p>	<p>工事計画認可</p> <p>・記載表現の相違 (Step①で期待した全範囲が 耐久性有りと判断)</p>	<p>資料番号他</p>
 <p>Step②: 耐久性の観点からの整理</p>	 <p>Step②: 耐久性の観点からの整理</p>	 <p>※ Step①で期待範囲外と判定されたドレーンは非表示としている。 注) Pの表記のある揚水井戸の揚水泵ポンプ に期待する。</p> <p>Step②: 耐久性の観点からの整理結果 (Step②)</p>
<p>図 5-5 耐久性の観点からの整理結果 (Step②)</p>	<p>添付 2-6 図 耐久性の観点からの整理結果 (Step②)</p>	

設置変更許可

「③・⑤耐震性・透水層の連続性」の観点からは、盛土荷重が直接作用する一部の塩ビ管を除き、現状構造でS.s機能維持を確保できる見通しである。
なお、耐震性の確認結果は工事計画認可段階で提示する。
管の耐震性・透水層の連続性の観点からの整理結果を添付2-7図に示す。

Step③(5)：管の耐震性・透水層の連続性の観点



添付2-7図 管の耐震性・透水層の連続性の観点からの整理結果 (Step③・⑤)

Step③-5：管の耐震性・透水層の連続性の観点からの整理

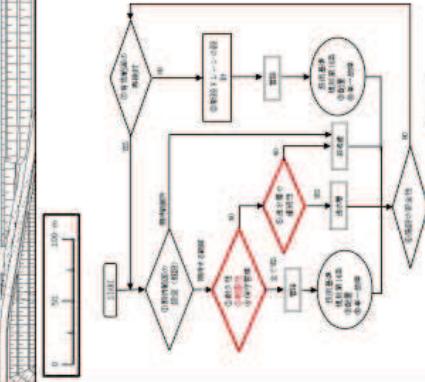


図 5-6 管の耐震性・透水層の連続性の観点からの整理結果 (Step③・⑤)

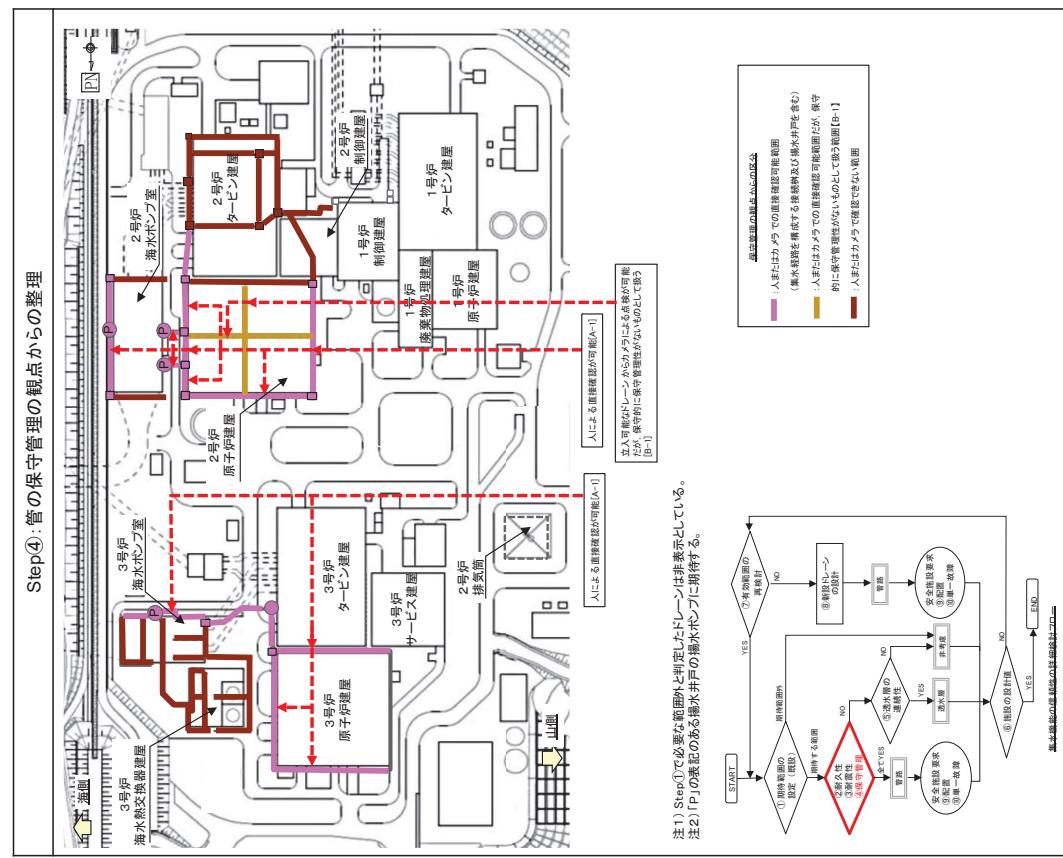
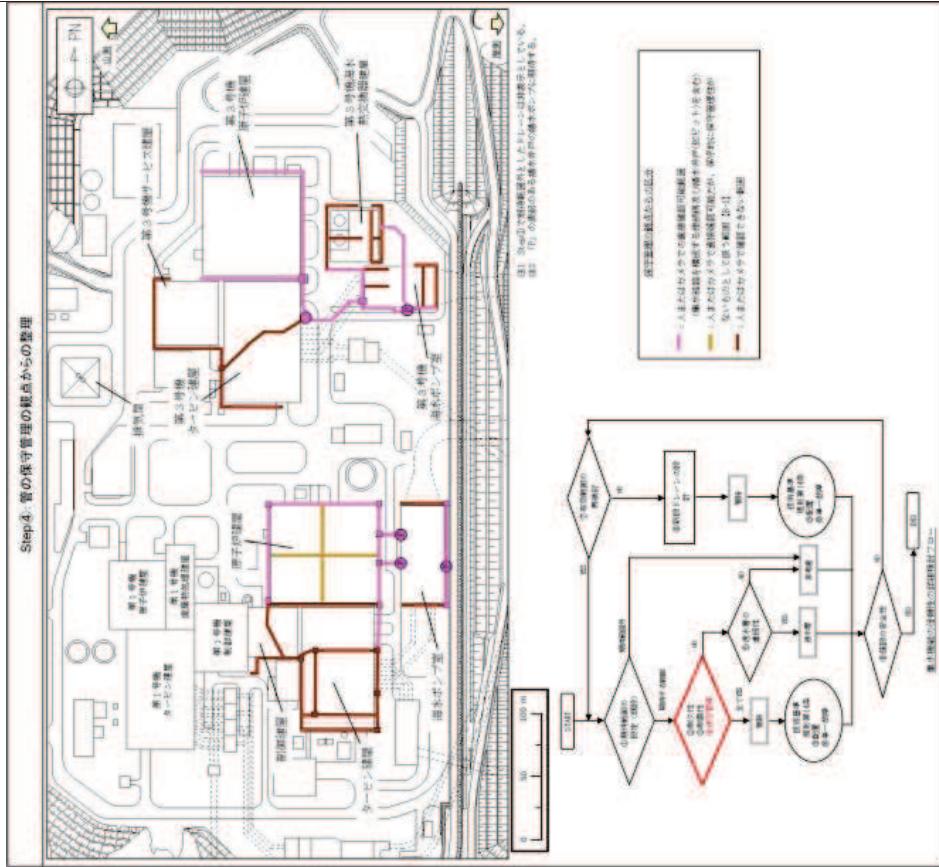
・記載表現の相違

(最終的に管路として扱うドローンの耐震性の確認結果
は、別途耐震計算書にて説明)

工事計画認可

資料番号他

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>「④管の保守管理」の観点からの有効範囲は添付2-8図のとおり整理される。</p>		
<p>赤字 : 詳細設計を踏まえ具体化した事項 緑字 : 記載表現の相違（実質的な相違なし）</p>	<p>図5-7 管の保守管理の観点からの整理結果（Step④）</p>	<p>添付2-8 図 管の保守管理の観点からの整理結果（Step④）</p>

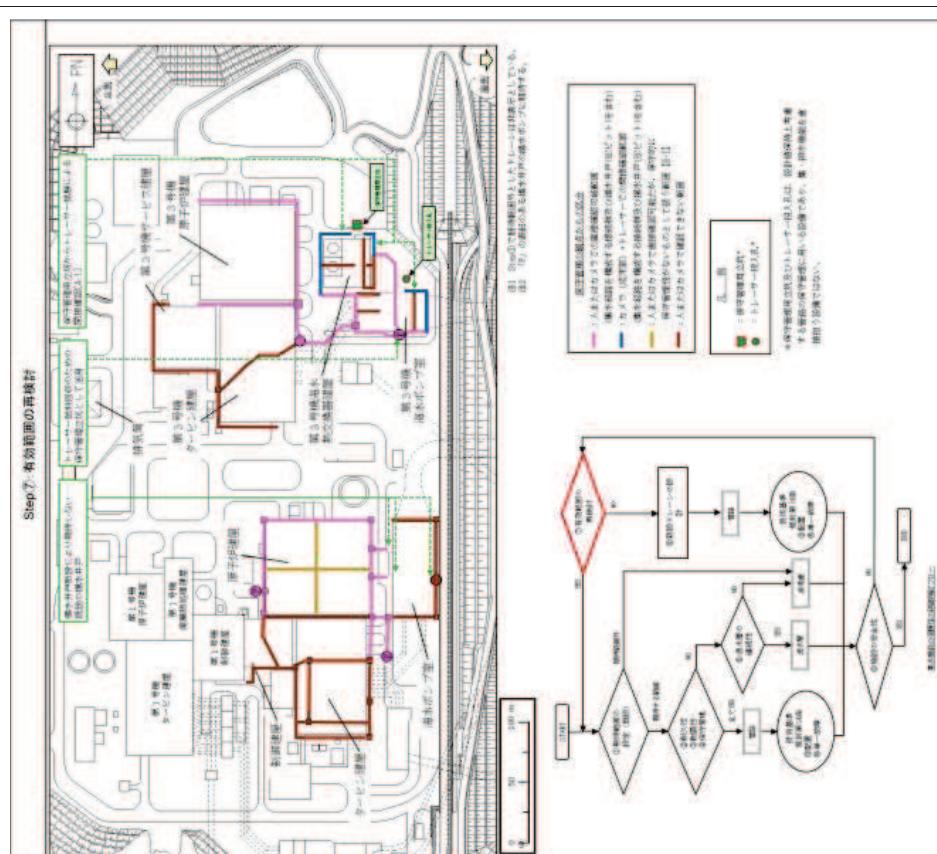
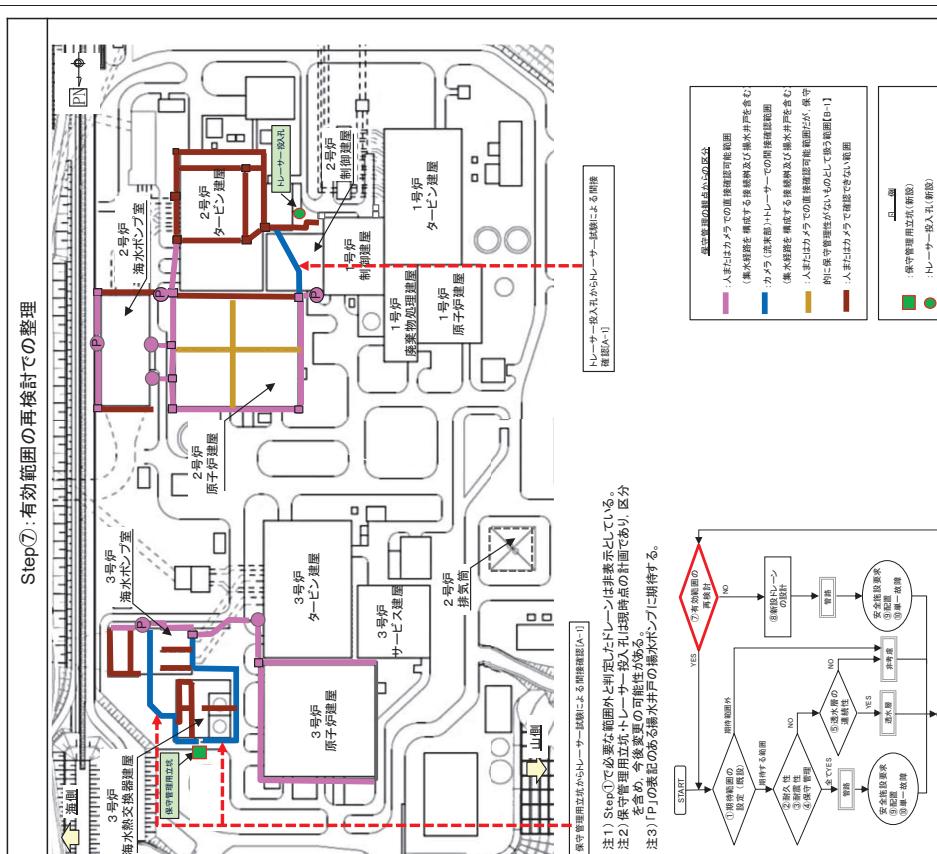


赤字 : 詳細設計を踏まえ具体化した事項
緑字 : 記載表現の相違(実質的な相違なし)

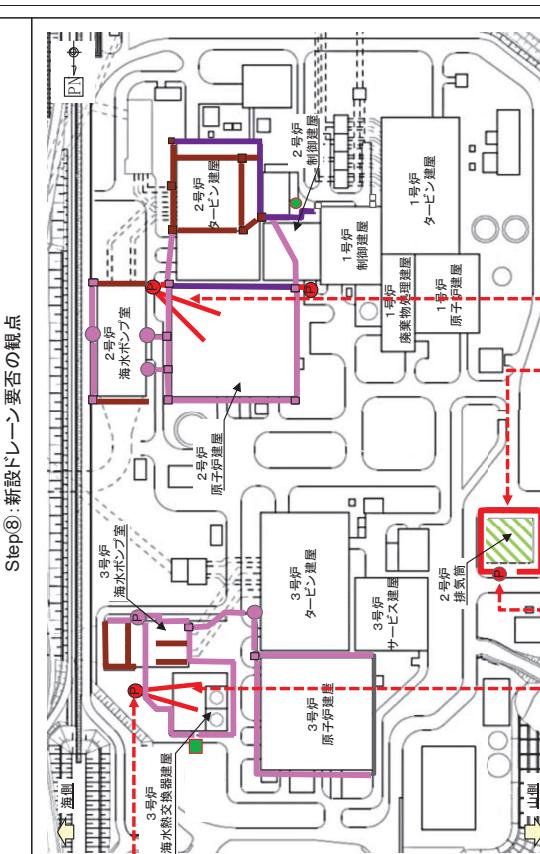
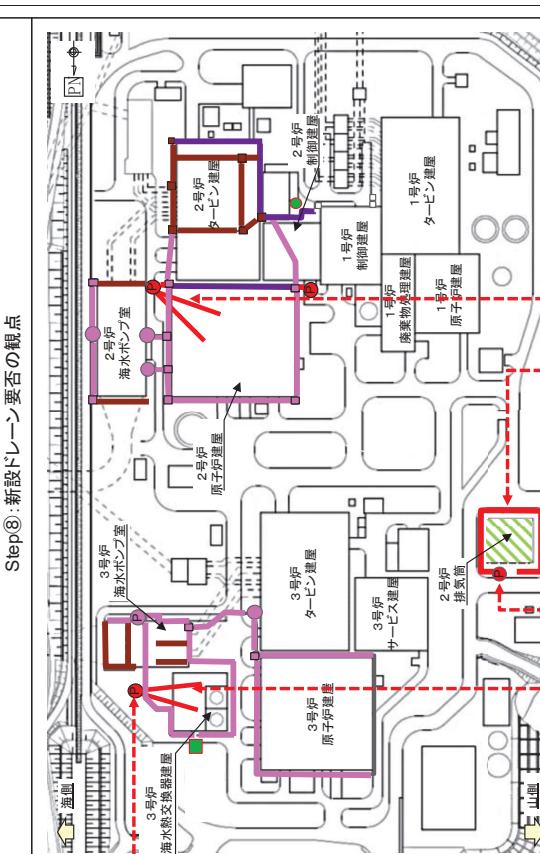
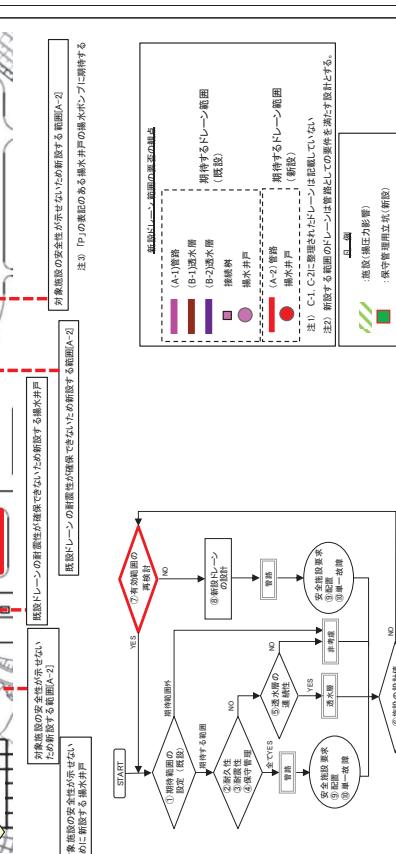
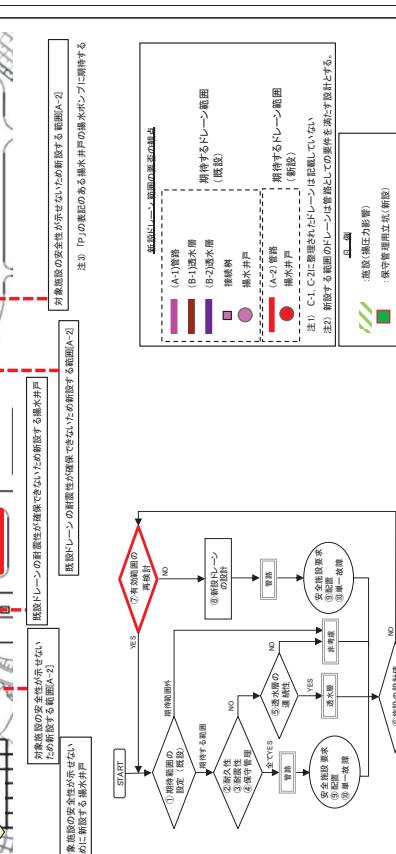
設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>安全施設の要求の観点から、2号炉原子炉建屋において、揚水井戸の新設が必要と整理される。安全施設の要求の観点からの整理結果を添付2-9図に示す。</p>		
<p>Step⑨・⑩: 安全施設の要求の観点</p> <p>図 5-8 安全設備の要求の観点からの整理結果 (Step⑨・⑩)</p>	<p>Step⑨・⑩: 安全設備の要求の観点からの整理結果 (Step⑨・⑩)</p> <p>添付 2-9 図 安全施設の要求の観点からの整理結果 (Step⑨・⑩)</p>	

- ・ 詳細設計を踏まえ具体化した事項
(周辺施設との干渉等を考慮し揚水井戸の配置位置を設定。また、既設の揚水ポンプの取り扱いを踏まえ記載適正化 (2号機海水ポンプ室周辺))

赤字 : 詳細設計を踏まえ具体化した事項
緑字 : 記載表現の相違(実質的な相違なし)

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>「⑦ 有効範囲の再検討」において、施設の設計値を満足できない範囲について、保守管理立坑等の追加により保守管理範囲を拡大し、ドレーンの有効範囲の再検討を行う。添付 2-10 図に示す有効範囲の再検討での整理結果は、3 号炉海水熱交換器建屋及び 2 号炉制御建屋について、有効範囲の拡大を目的として、保守管理立坑等を追加した例であり、今後の点検実績の反映等により変更の可能性がある。</p>  <p>図 5-9 有効範囲の再検討での整理結果 (Step⑦)</p>	<p>・ 詳細設計を踏まえ具体化した事項 (保守管理性を確保するための保守管理立坑・トレーサー投入孔の配置検討結果を反映)</p>  <p>図 2-10 図 有効範囲の再検討での整理結果 (Step⑦)</p>	<p>- 54 -</p>

赤字：詳細設計を踏まえ具體化した事項
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>「⑧新設ドレーンの要否」の観点から、施設近傍の既設ドレーンに期待できない排気筒周辺や、施設直下の既設ドレーンにおいて、新設が必要と整理される。新設ドレーンは施設直下の既設ドレーンよりも深い位置に設置されることから、既設ドレーンは機能しないものとして取り扱う。</p> <p>Step⑧: 新設ドレーンの観点</p>  <p>Step⑧: 新設ドレーンの要否の観点</p>  <p>図 2-11 図 新設ドレーンの要否の観点からの整理結果 (Step⑧)</p>	<p>「⑧新設ドレーンの要否」の観点から、施設近傍の既設ドレーンに期待できない排気筒周辺や、施設直下の既設ドレーンにおいて、新設が必要と整理される。新設ドレーンは施設直下の既設ドレーンよりも深い位置に設置されることから、既設ドレーンは機能しないものとして取り扱う。</p> <p>図 5-10 新設ドレーン要否の観点からの整理結果 (Step⑧)</p> 	<p>「⑧新設ドレーンの要否」の観点から、施設近傍の既設ドレーンに期待できない排気筒周辺や、施設直下の既設ドレーンにおいて、新設が必要と整理される。新設ドレーンは施設直下の既設ドレーンよりも深い位置に設置されることから、既設ドレーンは機能しないものとして取り扱う。</p> <p>図 5-10 新設ドレーン要否の観点からの整理結果 (Step⑧)</p> 

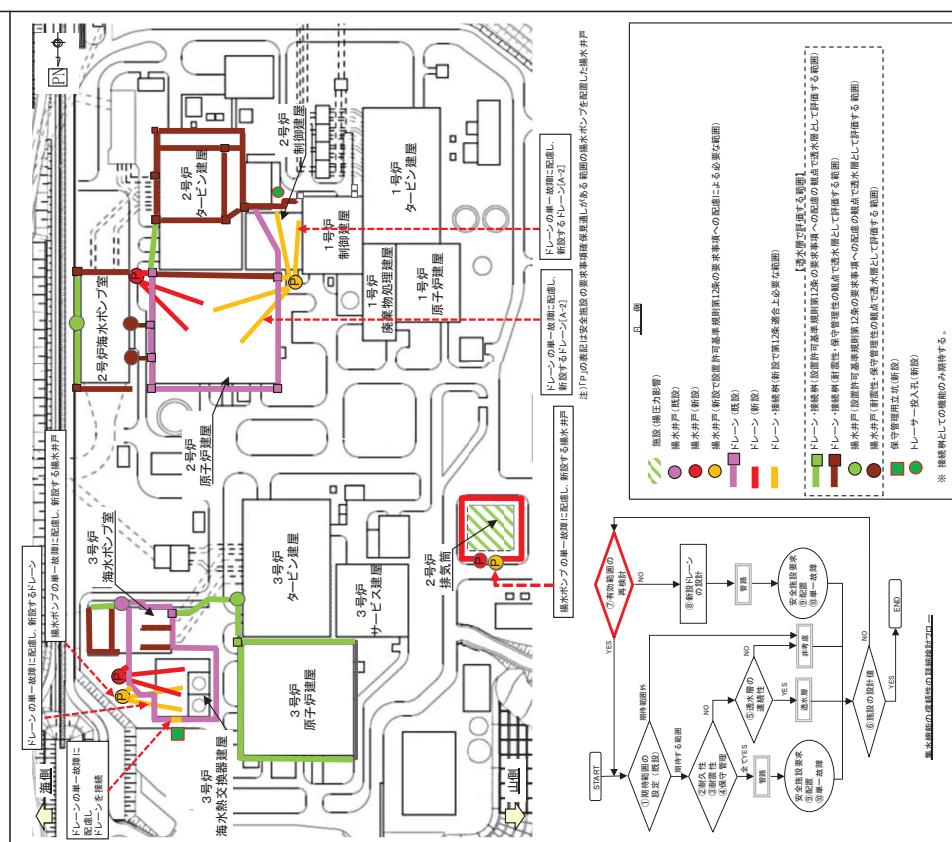
赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可

添付 2-11 図まで整理したドレーンのうち、安全施設の要求性能確保の見通しの観点での整理結果を添付 2-12 図に示す。

安全施設の要求性能の確保に当たつては、「2. 安全施設への要求事項を参照した設備構成の検討」に示すとおり短期・長期の単一故障を想定し多重性及び独立性を確保するため、揚水ポンプの多重化やドレーン・揚水井戸の配置上の配慮が必要となる。

Step⑨・⑩：安全施設の要求性能確保の見通しの観点での整理



添付 2-12 図 安全施設の要求性能確保の見通しの観点での整理結果 (Step⑨・⑩)

工事計画認可

資料番号他

・ 詳細設計を踏まえ具体化した
事項

(設置変更許可同様、揚水井戸・ポンプの多重化（各エリニア2系統設置）等を行う。なお、詳細設計段階の検討を踏まえ、各揚水井戸へ揚水ポンプを2台設置する設計とした旨を記載。)

Step⑨・⑩：安全設備の要求性能確保の見通しの観点からの整理

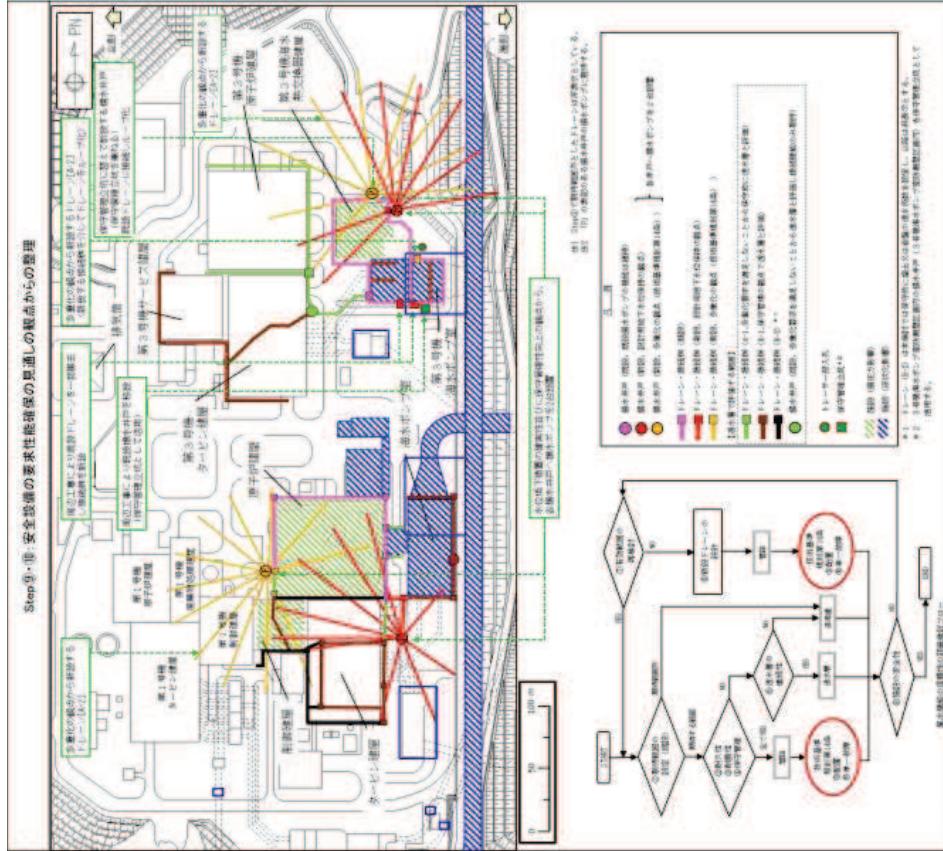
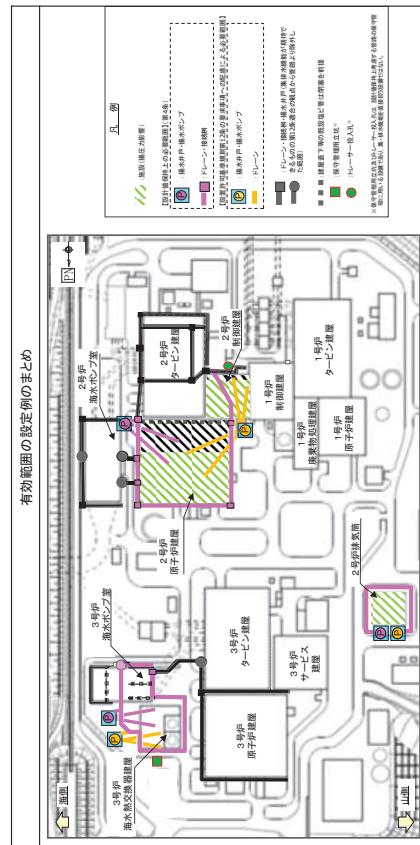


図 5-11 安全設備の要求性能確保の観点からの整理結果 (Step⑨・⑩)

**赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）**

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>集水機能の信頼性の詳細検討フローに基づく有効範囲の設定例のまとめを添付2-13図に示す。本図はこれまでに整理したドレンの有効範囲をまとめたものであり、設置許可基準規則第3条第2項、同第4条及び同第12条の要求を考慮した設備構成例である。</p> <p>(原子炉建屋、制御建屋、排気筒、3号炉海水熱交換器建屋)に対し、条文適合上必要な集水及び排水機能の範囲は、設計値保持のため必要な範囲(■)と、設置許可基準規則第12条の要求事項への配慮による範囲(■)にて構成される。</p> <p>なお、ドレンとしての集水機能が期待できるものの、設置許可基準規則第12条適合の観点から管路より除外した範囲(■)については透水層として取扱う。</p>	<p>参考資料5 浸透流解析におけるドレンの有効範囲の設定結果</p> <p>ここに示すとおり、建物・構築物(原子炉建屋、制御建屋、3号機海水熱交換器建屋)の揚圧力影響(技術基準規則第5条)を考慮し、先に挙げた各条文へ適合させるため、地下水位低下設備を設計値保持のため必要な範囲(■)と、技術基準規則第14条の要求事項への配慮による範囲(■)にて構成するものとした。</p> <p>なお、ドレンのうち、耐久性・耐震性を有するが保守管理性を満たせない範囲、耐久性・耐震性及び保守管理性を満たすものの、技術基準規則第14条の要求事項への配慮の観点から管路より除外した範囲(■)については透水層として取扱う。連続した透水層としての機能に期待できない場合は、周辺の地盤相当として取扱う。</p>	<p>補足-600-1 地盤の支持性能について ・記載表現の相違 (実質的な相違なし)</p> <p>・ 詳細設計を踏まえ具体化した事項 (設置変更許可と同様のフローに基づき工事計画認可における詳細設計(工事計画認可で実施した浸透流解析を含む)も踏まえ検討した結果、設置変更許可よりドレン配置・構成が変更となっている。)</p>

添付2-13 図 地下水位低下設備の設定結果（まとめ）



添付資料3 設置許可基準規則における対応条文への適合の考え方		・変更なし		・可搬型設備及び予備品について では「VI-2-1-1-別添1 地下 水位低下設備の設計方針」に て説明。	
工事計画認可段階における提示内容 第3条（設計・基準対象施設の地盤）		工事計画認可段階における提示内容 第3条（設計・基準対象施設の地盤）		工事計画認可	
設置許可基準規則	設置許可基準規則 の解釈	基準適合の考え方	基準適合の考え方	資料番号等	資料番号等
第三条 基準対象施設は、 立派第2回の地盤に、 基準適合する地盤力（設 置許可基準規則の第3条第1項に規定 する「既存の基礎の基礎地盤の条件」と して生ずる地盤）によつて、 その安全地盤が生じる、 起因する地盤力を、 地盤への影響の相應が 大きいもの（以下 「耐震重要地盤」）とい ふ。）及び未用ヤスク 作用した場合にのみ、 も、地盤圧にこね て規定する基準地盤 による地盤力を、 する場合、云ふ。 また、も、設置計画基 準適合の部分に支撑 することができる地盤 については、基礎地盤に に施けたがるものと し、ただし、未用キ ムクにあっては、地盤 により十分な支持を保 証して、その安全地盤 による地盤力を、 云ふ。云用して、 設置計画基準適合 するときは、この限りで ない。	（資料3-8 点、主要箇 所抜抄）	・耐震重要地盤の基礎地盤の条件と して生ずる地盤力（設置許可基準規則の第3条第1項に規定する「既存の基礎の基礎地盤の条件」として生ずる地盤）によつて、 その安全地盤が生じる、 起因する地盤力を、 地盤への影響が大きいもの（以下 「耐震重要地盤」）とい ふ。）及び未用ヤスク 作用した場合にのみ、 も、地盤圧にこね て規定する基準地盤 による地盤力を、 する場合、云ふ。 また、も、設置計画基 準適合の部分に支撑 することができる地盤 については、基礎地盤に に施けたがるものと し、ただし、未用キ ムクにあっては、地盤 により十分な支持を保 証して、その安全地盤 による地盤力を、 云ふ。云用して、 設置計画基準適合 するときは、この限りで ない。	（資料3-8 点、主要箇 所抜抄）	必要な設備等	・耐震重要地盤の基礎地盤の条件と して生ずる地盤力（設置許可基準規則の第3条第1項に規定する「既存の基礎の基礎地盤の条件」として生ずる地盤）によつて、 その安全地盤が生じる、 起因する地盤力を、 地盤への影響が大きいもの（以下 「耐震重要地盤」）とい ふ。）及び未用ヤスク 作用した場合にのみ、 も、地盤圧にこね て規定する基準地盤 による地盤力を、 する場合、云ふ。 また、も、設置計画基 準適合の部分に支撑 することができる地盤 については、基礎地盤に に施けたがるものと し、ただし、未用キ ムクにあっては、地盤 により十分な支持を保 証して、その安全地盤 による地盤力を、 云ふ。云用して、 設置計画基準適合 するときは、この限りで ない。
第三条 基準対象 施設の地盤）	（定義と省略）	（定義）	（定義）	（地盤区分表）	（地盤区分表）

**赤字：詳細設計を踏まえ具體化した事項
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）**

設置更許可

添付3-2表 設置許可基準規則に対する基準適合の考え方と工事計画認可段階における提示内容 第38条（重大事故等対処施設の地盤）

設置許可基準規則	設置許可基準規則の考え方	基準適合の考え方	必要な設備等	設置許可申請書への反映箇所	審査設計段階における施設内室
重大事故等対処施設は、次に記述の要件が満たすものとする。 一 重大事故等対処施設は、本当に重大事故等に対応するものとする。 二 重大事故等対処施設は、本当に重大事故等に対応するものとする。 三 重大事故等対処施設は、本当に重大事故等に対応するものとする。	1 気象条件の適用に当たっては、本規則によるものとする。 2 第1項第2号に規定する「第1項各号に規定する設備等が、重大事故等対処施設としてのその性質として、その運営に係る設備等が、重大事故等に対応するものとする。」に規定する「以下、「重大事故等対処施設」といいう。」 3 第1項第2号に規定する「重大事故等対処施設は、本当に重大事故等に対応するものとする。」に規定する「第1項各号に規定する設備等が、重大事故等対処施設としてのその性質として、その運営に係る設備等が、重大事故等に対応するものとする。」 4 第1項第2号に規定する「第1項各号に規定する設備等が、重大事故等対処施設としてのその性質として、その運営に係る設備等が、重大事故等に対応するものとする。」に規定する「第1項各号に規定する設備等が、重大事故等対処施設としてのその性質として、その運営に係る設備等が、重大事故等に対応するものとする。」	常設重大事故等対処施設の基礎地盤と地下水位の最も低い条件を用いた安全対応の条件とし、安全対応上、第3条第1項に規定する「重大事故等対処施設は、本当に重大事故等に対応するものとする。」に規定する「以下、「重大事故等対処施設」といいう。」 2 第1項第2号に規定する「第1項各号に規定する設備等が、重大事故等対処施設としてのその性質として、その運営に係る設備等が、重大事故等に対応するものとする。」に規定する「以下、「重大事故等対処施設」といいう。」 3 第1項第2号に規定する「重大事故等対処施設は、本当に重大事故等に対応するものとする。」に規定する「第1項各号に規定する設備等が、重大事故等対処施設としてのその性質として、その運営に係る設備等が、重大事故等に対応するものとする。」	必要な設備等	新規申請六 -地盤 既存申請六 -地盤 -地下水位を設定する基礎地盤の安定性評価(地下水位)	新規申請六 -地盤 既存申請六 -地盤 -地下水位を設定する基礎地盤の安定性評価(地下水位)
第三十九条 (重大事故等対処施設の地盤)	第三十九条 (重大事故等対処施設の地盤)	第三十九条 (重大事故等対処施設の地盤)	第三十九条 (重大事故等対処施設の地盤)	第三十九条 -地盤 第三十九条 -地盤 第三十九条 -地盤	第三十九条 -地盤 第三十九条 -地盤 第三十九条 -地盤
第三十九条 (重大事故等対処施設の地盤)	第三十九条 (重大事故等対処施設の地盤)	第三十九条 (重大事故等対処施設の地盤)	第三十九条 (重大事故等対処施設の地盤)	第三十九条 -地盤 第三十九条 -地盤 第三十九条 -地盤	第三十九条 -地盤 第三十九条 -地盤 第三十九条 -地盤

工事計画認可

資料番号他	・可搬型設備及び備品については「VI-2-1-1別添1 地下水位低下設備の設計方針」にて説明。	・変更なし (本整理を踏まえ、設置変更許可申請書の記載へ反映済。なお、工事計画認可で示す耐震計算書は、設置許可基準規則第38条第1項に対する支持性能に係る確認結果を含め記載。設置許可基準規則第38条第2項に対する適合性は、耐震計算書にて説明。)	新規申請六 -地盤 既存申請六 -地盤 -地下水位を設定する基礎地盤の安定性評価(地下水位)	新規申請六 -地盤 既存申請六 -地盤 -地下水位を設定する基礎地盤の安定性評価(地下水位)
-------	---	---	--	--

設置更許可

添付3-3表 設置許可段階における提示内容 第4条（地震による損傷の防止）	
工事計画認可規則	設置許可基準規則
設置基準対象施設は、 主張力に十分なものでなく なければならない。」	（新）ナラ、漆喰、漆喰 3-10m、以下主要箇 所接合する地盤の上に 1. 第二条第1項に 規定する地盤力が、 土分に比する以上、 は、ある地盤体と對 して地盤力が、 サイト上の他の部分を除くと、 地盤がなされると、 は、地盤の強度を考慮して、 水位を設定し水止の影響を考慮す る。

2 前項の地盤力は、

設置基準対象施設の

分類（以下「構造物変

換するものとする。）に応

じて、以下のクラス

に応じて算定しなけ

れば

3 設置基準対象施設は、

設置基準対象施設に大々公

（地盤による損

傷の防止

第四条

（地盤による損

傷の防止

（地盤による損

傷の防止）

工事計画認可

・可搬型設備及び予備品につ
いては、「VI-2-1-1-別添1 地
下水位低下設備の設計方針」
にて説明。

・変更なし
(本整理を踏まえ、設置変更許可申請書の記載へ反映済。基準適合性を示す耐震性の確認結果は、工事計画認可において設計用地下水位の設定結果と併せて震災計算書にて説明。)

（新）ナラ、漆喰、漆喰
3-10m、以下主要箇
所接合する地盤の上に
1. 第二条第1項に
規定する地盤力が、
土分に比する以上、
は、ある地盤体と對
して地盤力が、
サイト上の他の部分を除くと、
地盤がなされると、
は、地盤の強度を考慮して、
水位を設定し水止の影響を考慮す
る。

（新）ナラ、漆喰、漆喰
3-10m、以下主要箇
所接合する地盤の上に
1. 第二条第1項に
規定する地盤力が、
土分に比する以上、
は、ある地盤体と對
して地盤力が、
サイト上の他の部分を除くと、
地盤がなされると、
は、地盤の強度を考慮して、
水位を設定し水止の影響を考慮す
る。

（新）ナラ、漆喰、漆喰
3-10m、以下主要箇
所接合する地盤の上に
1. 第二条第1項に
規定する地盤力が、
土分に比する以上、
は、ある地盤体と對
して地盤力が、
サイト上の他の部分を除くと、
地盤がなされると、
は、地盤の強度を考慮して、
水位を設定し水止の影響を考慮す
る。

（新）ナラ、漆喰、漆喰
3-10m、以下主要箇
所接合する地盤の上に
1. 第二条第1項に
規定する地盤力が、
土分に比する以上、
は、ある地盤体と對
して地盤力が、
サイト上の他の部分を除くと、
地盤がなされると、
は、地盤の強度を考慮して、
水位を設定し水止の影響を考慮す
る。

（新）ナラ、漆喰、漆喰
3-10m、以下主要箇
所接合する地盤の上に
1. 第二条第1項に
規定する地盤力が、
土分に比する以上、
は、ある地盤体と對
して地盤力が、
サイト上の他の部分を除くと、
地盤がなされると、
は、地盤の強度を考慮して、
水位を設定し水止の影響を考慮す
る。

（新）ナラ、漆喰、漆喰
3-10m、以下主要箇
所接合する地盤の上に
1. 第二条第1項に
規定する地盤力が、
土分に比する以上、
は、ある地盤体と對
して地盤力が、
サイト上の他の部分を除くと、
地盤がなされると、
は、地盤の強度を考慮して、
水位を設定し水止の影響を考慮す
る。

（新）ナラ、漆喰、漆喰
3-10m、以下主要箇
所接合する地盤の上に
1. 第二条第1項に
規定する地盤力が、
土分に比する以上、
は、ある地盤体と對
して地盤力が、
サイト上の他の部分を除くと、
地盤がなされると、
は、地盤の強度を考慮して、
水位を設定し水止の影響を考慮す
る。

（新）ナラ、漆喰、漆喰
3-10m、以下主要箇
所接合する地盤の上に
1. 第二条第1項に
規定する地盤力が、
土分に比する以上、
は、ある地盤体と對
して地盤力が、
サイト上の他の部分を除くと、
地盤がなされると、
は、地盤の強度を考慮して、
水位を設定し水止の影響を考慮す
る。

（新）ナラ、漆喰、漆喰
3-10m、以下主要箇
所接合する地盤の上に
1. 第二条第1項に
規定する地盤力が、
土分に比する以上、
は、ある地盤体と對
して地盤力が、
サイト上の他の部分を除くと、
地盤がなされると、
は、地盤の強度を考慮して、
水位を設定し水止の影響を考慮す
る。

（新）ナラ、漆喰、漆喰
3-10m、以下主要箇
所接合する地盤の上に
1. 第二条第1項に
規定する地盤力が、
土分に比する以上、
は、ある地盤体と對
して地盤力が、
サイト上の他の部分を除くと、
地盤がなされると、
は、地盤の強度を考慮して、
水位を設定し水止の影響を考慮す
る。

（新）ナラ、漆喰、漆喰
3-10m、以下主要箇
所接合する地盤の上に
1. 第二条第1項に
規定する地盤力が、
土分に比する以上、
は、ある地盤体と對
して地盤力が、
サイト上の他の部分を除くと、
地盤がなされると、
は、地盤の強度を考慮して、
水位を設定し水止の影響を考慮す
る。

(注1) 「設置許可基準規則」及び「設置許可基準規則の解釈」欄は、炉心内の燃料被覆材及び使用キャスクに係る条項の記載を省略している。

添付3-5表 設置許可基準規則に対する基準適合の考え方						工事計画認可
工事計画認可段階における提示内容						・変更なし (地下水位設定とは関連しない)
設置許可基準規則	設置許可基準規則 の考え方	基準適合の考え方	基準適合の考え方	必要段階等	設置許可申請書 提出への反映 段階	詳細設計 提出に3 ける場所 内容
第43条（重大事故等対処施設）（1/2）						
重大事故等対処設備は、次に掲げるのとならない。 一　想定される重大事故が発生した場合における度、敷地内に他の機器を対応するため、重大事故等に対処するのに必要な機能を有効に運転するものであること。 二　重大事故等が発生した場合において、実験室で試験できるものであること。 三　健全性及び耐用年数を認定するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に、定期検査又は検査ができるものであること。 四　本来の用途以外の用途として重大事故に対するために使用する場合においては、通常時に使用する場合から遙かに切りえらるる高い機能を備えるものであること。 五　工場等内の他の施設に対して影響を及ぼさないものであること。 六　想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行なうことができるよう、施設構造部品等くなるべきそれが少ない設置場所の選定、設置場所への搬入物の取扱いその他の適切な措置を講じるものであること。	1. 重大事故防止上施設のうち 機器のうちの重複箇所が発生した場合は、主に原因によつて、設置基準改修等の他の機器の利用条件によって、重大事故等に対処するのに必要な機能を有効に運転するものであるために、重大事故等に対処するに必要な機能を有効に運転するものであることを、(地下水位設定とは関連しない)	—	—	—		
第44-2条（重大事故等対処設備）						
重大事故等対処設備のうち常設のうちの重複箇所等対処設備	2. 第2項第3号及び第3項第7号に規定した適切な措置を講じたものの(以下「可燃性重大事故対処設備」という。)と、常設のうちの重複箇所等対処設備は、共通因の特徴を踏まえ、可能なら複数種を考慮した場合であつて、当該複数種重大事故等対処設備と連携するため多様性を考慮したものをいう。	4. 第2項第3号及び第3項第7号に規定した適切な措置を講じたものの(以下「可燃性重大事故対処設備」という。)と、常設のうちの重複箇所等対処設備は、共通因の特徴を踏まえ、可能なら複数種を考慮した場合であつて、当該複数種重大事故等対処設備と連携するため多様性を考慮したものをいう。	—	—	—	—
第44-3条（重大事故等対処設備）						
重大事故等対処設備のうち常設のうちの重複箇所等対処設備	—　想定される重大事故等の規模、必要な容量を有するものであること。 二　二以上の発電用原子炉施設において共用する重大事故等対処設備と連携するため必要な設備等を含む原子炉施設のうちの他の施設を含む、ケーブルの常設のうちの重複箇所等対処設備のうちのものは、常に同一のものでなければならない。 三　管路、配管装置等の設備は、共用基盤について設置基準等に規定する範囲内で、同一の機能を有する3種のものが複数あるものである。	—	—	—	—	—

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

添付 3-6 表 設置許可基準適合の考え方と
工事計画認可段階における提示内容
第 43 条（重大事故等対処施設）(2/2)

**赤字 : 詳細設計を踏まえ具体化した事項
緑字 : 記載表現の相違(実質的な相違なし)**

添付3-7表 技術的能力審査基準に対する基準適合の考え方と工事計画認可段階における提示内容		工事計画認可	
技術的能力審査基準	技術的能力審査基準の解説	基準適合の考え方	変更なし
(2) 動田作業に係る要件事項 ②保管所 発用原子子設備者における要対策における要対策として、 <u>全般整備費用をかけない形で、各部屋に独立して保管する形で行うこと。</u>	「運び出された機器等が機器喪失した場合に復旧作業等を行うため、必要な資機材として、当機器取扱及び予備品を配置する。」 「運び出された機器等が機器喪失した場合に復旧作業等を行うため、必要な資機材として、当機器取扱及び予備品を配置する。」 「運び出された機器等が機器喪失した場合に復旧作業等を行うため、必要な資機材として、当機器取扱及び予備品を配置する。」 「運び出された機器等が機器喪失した場合に復旧作業等を行うため、必要な資機材として、当機器取扱及び予備品を配置する。」	地下水位低下下層が機器喪失した場合に復旧作業等を行うため、必要な資機材として、当機器取扱及び予備品を配置する。 「運び出された機器等が機器喪失した場合に復旧作業等を行うため、必要な資機材として、当機器取扱及び予備品を配置する。」 「運び出された機器等が機器喪失した場合に復旧作業等を行うため、必要な資機材として、当機器取扱及び予備品を配置する。」 「運び出された機器等が機器喪失した場合に復旧作業等を行うため、必要な資機材として、当機器取扱及び予備品を配置する。」	地下水位低下下層が機器喪失した場合に復旧作業等を行うため、必要な資機材として、当機器取扱及び予備品を配置する。 「運び出された機器等が機器喪失した場合に復旧作業等を行うため、必要な資機材として、当機器取扱及び予備品を配置する。」 「運び出された機器等が機器喪失した場合に復旧作業等を行うため、必要な資機材として、当機器取扱及び予備品を配置する。」 「運び出された機器等が機器喪失した場合に復旧作業等を行うため、必要な資機材として、当機器取扱及び予備品を配置する。」
1. 重大事故等に対する対策における要対策として、 <u>各部屋に独立して保管する形で行うこと。</u>	③保管所 発用原子子設備者における要対策として、 <u>各部屋に独立して保管する形で行うこと。</u>	地下水位低下下層の可燃性設備及び子備品以外の部屋の影響を受けない保場所に保管する。	地下水位低下下層の可燃性設備及び子備品以外の部屋の影響を受けない保場所に保管する。
1.0 共通事項	④セシメントの確保 発用原子子設備者における要対策として、 <u>各部屋に独立して保管する形で行うこと。</u>	地下水位低下下層の直轄安全施設設備を整備し、安全管理の重視分野を踏まえて、施工上での配慮を行う。地下水位低下下層は、他の施設に供給される。このことから、地下水位低下下層の構造物を保護するため、地盤改良地盤を設置する際には、地盤の軟弱化により地盤の沈下が発生せず、アセスメントの適性に影響されないよう、基礎の下に砂利層を設置する。 地下構造物の動き止まりが発生せず、地盤の沈下が発生する。地下構造物の底面は、地盤の沈下により、アセスメントの適性に影響されないよう、基礎の下に砂利層を設置する。	地下水位低下下層の直轄安全施設設備を整備し、安全管理の重視分野を踏まえて、施工上での配慮を行う。地下水位低下下層は、他の施設に供給される。このことから、地下水位低下下層の構造物を保護するため、地盤改良地盤を設置する際には、地盤の軟弱化により地盤の沈下が発生せず、アセスメントの適性に影響されないよう、基礎の下に砂利層を設置する。

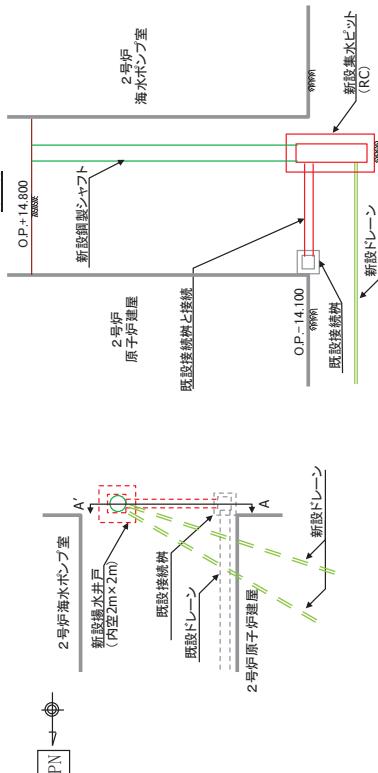
注) 「技術的能力審査基準」及び「技術的能力審査基準の解説」欄は、地下水位低下設備及びケセルルー卜に関連する部分を抜粋。

資料番号	工事計画認可	設置変更許可
補足説明資料4 三次元浸透解析による防潮堤沈下対策の影響確認結果	<p>6.3 復旧措置に係る可搬ポンプユニットの配備数の妥当性確認</p> <p>可搬ポンプユニットの配備数の妥当性として、各エリアの全ての地下水位低下設備が同時に機能喪失した場合においても、各建屋に作用する平均揚圧力が設計揚圧力に到達するまでの時間（以下「時間余裕」という。）内に、計画していいる可搬ポンプユニットの配備数により各エリアの水位低下措置を完了できることを確認する。</p> <p>VI-2-1-1-別添1 地下水位低下設備の設計方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載表現の相違（実質的な相違なし） 	<p>VI-2-1-1-別添1 地下水位低下設備の設計方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 各影響が生じるまでの時間軸は「補足600-25-1地下水位低下設備の設計方針」に係る補足説明資料1参照

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

<p>補足説明資料 8 新設揚水井戸・ドレーンの構造・配置及び施工例 揚水井戸の位置及び構造並びに施工方法については工認段階で詳細検討を行い、決定する。</p> <p>設置変更許可</p>	<p>(参考資料6) 地下水位低下設備の概要 1. 地下水位低下設備の概要 1.1 全体構成 地下水位低下設備のうちドレーン及び揚水井戸の平面配置を図 6-3 に示す。</p> <p>KEYPLAN</p>	<p>工事計画認可</p> <p>(参考資料6) 地下水位低下設備の概要 1. 地下水位低下設備について詳 細検討を行い決定した。</p> <p>補足-600-1 地盤の支持性能 について</p> <p>・ 詳細設計を踏まえ具体化した事項 (揚水井戸の位置について詳 細検討を行い決定した。)</p> <p>図 6-3 ドレーン・揚水井戸の平面配置</p>
--	---	--

(平面図)
補足 8-1 図 新設揚水井戸の構造・配置例
(断面図)



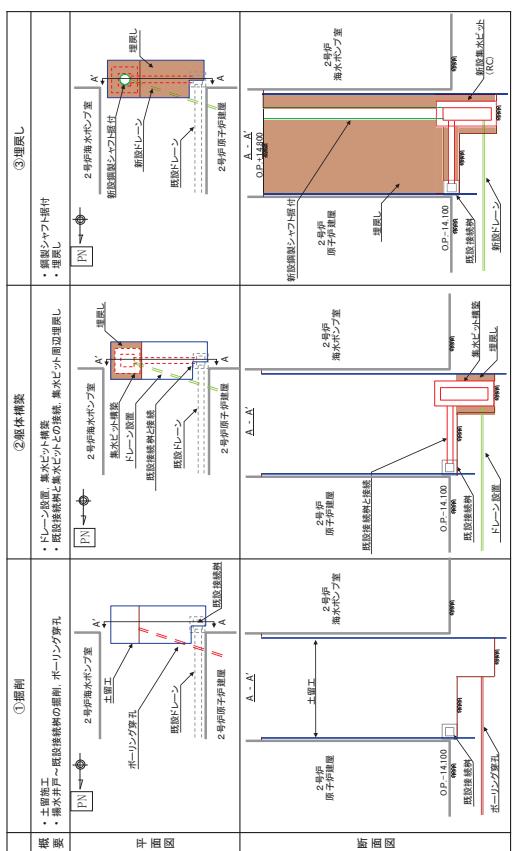
赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可

工事計画認可

		資料番号他

図 8-1(1) ドレーン（鋼管）及び揚水井戸の施工手順（No.1 揚水井戸の例）



補足 8-2 図 揚水井戸の施工手順（例）

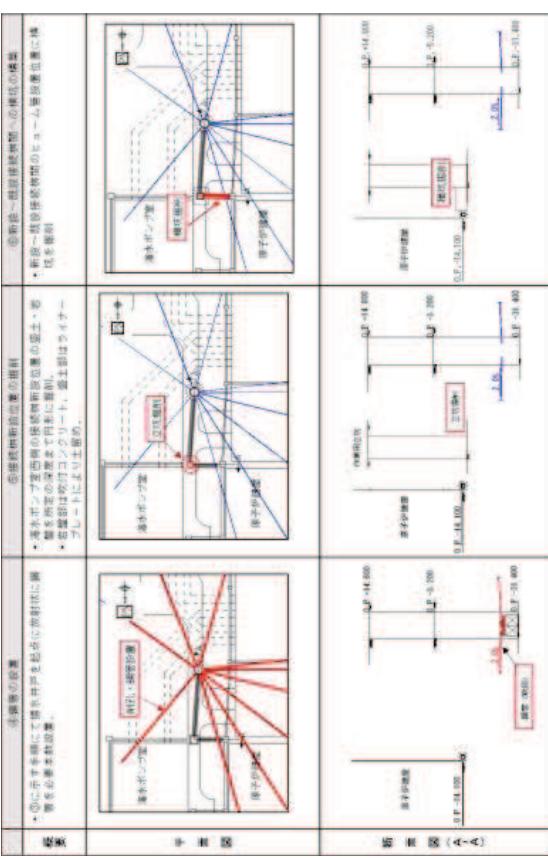
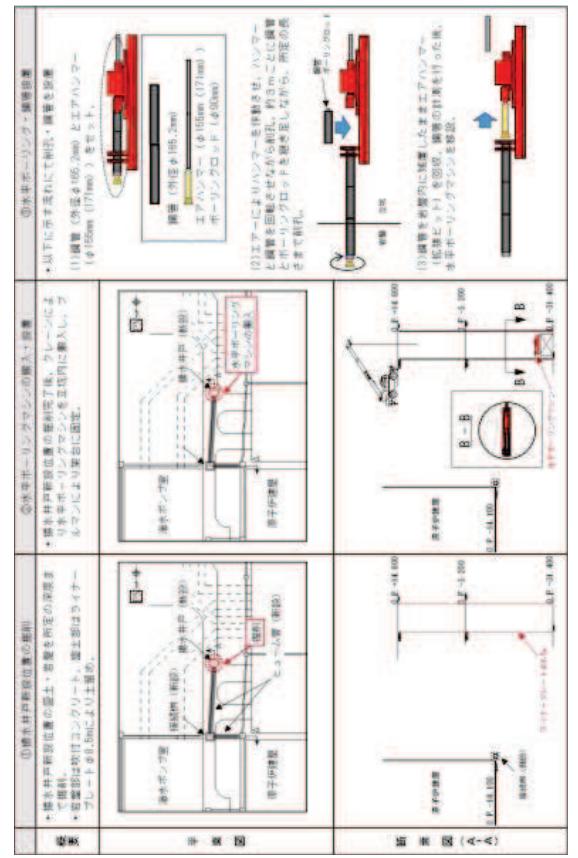


図 8-1(1) ドレーン（鋼管）及び揚水井戸の施工手順（No.1 揚水井戸の例）

赤字 : 詳細設計を踏まえ具体化した事項
緑字 : 記載表現の相違(実質的な相違なし)

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他												
<p>図 8-1(2) ドレーン(鋼管)及び揚水井戸の施工手順(No.1 揚水井戸の例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工手順</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①ヒューム管の設置(鋼管へ既設井戸接続)</td> <td>既設井戸と鋼管を接続する。既設井戸は既設井戸接続部に向けた側面に開けた口で、ヒューム管を接続する。ヒューム管は既設井戸側面に開けた口からヒューム管を取出す(ロッカ方式)。</td> </tr> <tr> <td>②揚水ポンプ室の設置</td> <td>揚水ポンプ室を既設井戸内に設置し、既設井戸の蓋を取付ける。</td> </tr> <tr> <td>③揚水ポンプ室の設置</td> <td>揚水ポンプ室を既設井戸内に設置し、既設井戸の蓋を取付ける。</td> </tr> <tr> <td>④揚水ポンプ室の設置</td> <td>揚水ポンプ室を既設井戸内に設置し、既設井戸の蓋を取付ける。</td> </tr> <tr> <td>⑤揚水ポンプ室の設置</td> <td>揚水ポンプ室を既設井戸内に設置し、既設井戸の蓋を取付ける。</td> </tr> <tr> <td>⑥揚水ポンプ室の設置</td> <td>揚水ポンプ室を既設井戸内に設置し、既設井戸の蓋を取付ける。</td> </tr> </tbody> </table>	施工手順	説明	①ヒューム管の設置(鋼管へ既設井戸接続)	既設井戸と鋼管を接続する。既設井戸は既設井戸接続部に向けた側面に開けた口で、ヒューム管を接続する。ヒューム管は既設井戸側面に開けた口からヒューム管を取出す(ロッカ方式)。	②揚水ポンプ室の設置	揚水ポンプ室を既設井戸内に設置し、既設井戸の蓋を取付ける。	③揚水ポンプ室の設置	揚水ポンプ室を既設井戸内に設置し、既設井戸の蓋を取付ける。	④揚水ポンプ室の設置	揚水ポンプ室を既設井戸内に設置し、既設井戸の蓋を取付ける。	⑤揚水ポンプ室の設置	揚水ポンプ室を既設井戸内に設置し、既設井戸の蓋を取付ける。	⑥揚水ポンプ室の設置	揚水ポンプ室を既設井戸内に設置し、既設井戸の蓋を取付ける。
施工手順	説明													
①ヒューム管の設置(鋼管へ既設井戸接続)	既設井戸と鋼管を接続する。既設井戸は既設井戸接続部に向けた側面に開けた口で、ヒューム管を接続する。ヒューム管は既設井戸側面に開けた口からヒューム管を取出す(ロッカ方式)。													
②揚水ポンプ室の設置	揚水ポンプ室を既設井戸内に設置し、既設井戸の蓋を取付ける。													
③揚水ポンプ室の設置	揚水ポンプ室を既設井戸内に設置し、既設井戸の蓋を取付ける。													
④揚水ポンプ室の設置	揚水ポンプ室を既設井戸内に設置し、既設井戸の蓋を取付ける。													
⑤揚水ポンプ室の設置	揚水ポンプ室を既設井戸内に設置し、既設井戸の蓋を取付ける。													
⑥揚水ポンプ室の設置	揚水ポンプ室を既設井戸内に設置し、既設井戸の蓋を取付ける。													

赤字：詳細設計を踏まえ具体化した事項
緑字：記載表現の相違（実質的な相違なし）

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
<p>補足説明資料9 2号炉海水ポンプ室周辺のドレンンに集水される地下水について</p> <p>集水機能を担うドレンンに接続樹を介す等により地盤（B-1, B-2）として取扱う既設ドレンンが接続される箇所があるが、集水機能に影響を及ぼさない構造であることを工事計画認可段階で示す。</p>  <p>(参考資料8) 地下水位低下設備の施工について</p> <p>（参考資料8） 地下水位低下設備の施工について</p> <p>補足-600-1 地盤の支持性能について</p> <p>・ 詳細設計を踏まえ具体化した事項</p> <p>（地盤扱いとする海水ポンプ室周辺のドレンンと、管路扱いとする新設ドレンンとの接続箇所について、集水の確実性の観点から、ドレンン端部と新設する接続樹を接続する設計とした。なお、ヒューム管は地盤扱いとする範囲を含めて耐震性を確認している。）</p>	 <p>KEYPLAN</p> <p>透水層内を動水勾配に応じてドレンンに向かって地下周辺地盤内を動水勾配に応じてドレンンに向かって地下</p> <p>2号炉海水ポンプ室</p> <p>揚水井戸（新設）</p> <p>2号炉タービン建屋</p> <p>ドレンン集水され、揚水井戸へ流下</p> <p>2号炉タービン建屋</p> <p>（a部拡大）</p> <p>地下水の流れ</p> <p>ドレンン接続樹</p> <p>透水層として扱つ範囲</p> <p>KEYPLAN</p> <p>（a部拡大）</p> <p>地下水の流れ</p> <p>ドレンン接続樹</p> <p>透水層として扱つ範囲</p> <p>KEYPLAN</p>	<p>資料番号他</p>

補足9-1図 2号炉海水ポンプ室周辺のドレンンからの地下水の排水経路イメージ

図8-2 海水ポンプ室周辺のドレンンからの地下水の排水経路

a部拡大図（設置変更許可段階）